

平成 2 3 年第 2 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第2回定例会会議録目次

第1日目（平成23年6月16日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	選挙第 1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	6
○日程第 6	選挙第 2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	7
○日程第 7	選挙第 3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について	7
○日程第 8	平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針	
	議案第 1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第1号）	
	議案第 2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例	8
○日程の追加について		30
○日程第 9	議案第 4号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
	議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）	30
○日程第10	議案第 5号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例	32
○日程第11	議案第 6号 特別職の職員の給与に関する条例及び滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例	35
○日程第12	議案第 7号 滝川市税条例の一部を改正する条例	38
○日程第13	議案第 9号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例	39
○日程第14	議案第11号 教育委員会委員の任命について	42
○日程第15	議案第12号 固定資産評価員の選任について	43
○日程第16	議案第13号 不動産の取得について	44
○日程第17	議案第14号 不動産の無償譲渡について	47
○日程第18	議案第15号 議員の派遣について	50
○休会の件について		50
○散会宣告		50

第9日目（平成23年6月24日）

○開議宣告	5 5
○日程第 1 会議録署名議員指名	5 5
○日程第 2 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する 代表質問	5 5
15番 柴田文男君	5 5
14番 井上正雄君	7 4
10番 堀重雄君	9 6
○散会宣告	1 0 5

第12日目（平成23年6月27日）

○開議宣告	1 0 9
○日程第 1 会議録署名議員指名	1 0 9
○日程第 2 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する 質問	1 0 9
2番 清水雅人君	1 0 9
1番 渡辺精郎君	1 1 9
○日程第 3 議案第 1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第1号） 議案第 2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号） 議案第 3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1号） 議案第 8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例	1 2 5
○日程第 4 議案第18号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築工事） 議案第19号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築電気設備工 事）	1 3 7
○日程第 5 議案第16号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	1 3 9
○日程第 6 議案第17号 議会改革特別委員会の設置について 選任第 1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選 任について	1 3 9
○日程第 7 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について	1 4 0
○日程第 8 報告第 1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	1 4 0
○日程第 9 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について	1 4 5
○日程第10 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について	1 5 1
○日程第11 報告第 4号 監査報告について 報告第 5号 例月現金出納検査報告について	1 5 2
○日程第12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書 意見書案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める要	

望意見書

意見書案第 3 号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を

求める要望意見書—————1 5 5

○日程第 1 3 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について—————1 5 6

○市長あいさつ—————1 5 6

○閉会宣告—————1 5 6

平成23年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成23年 6月16日（木）

午前10時02分 開 会

午後 2時35分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 選挙第 1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 選挙第 2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針
 - 議案第 1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第 2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第 8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

○追加日程

- 日程第 9 議案第 4号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例
 - 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）
- 日程第10 議案第 5号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 6号 特別職の職員の給与に関する条例及び滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 7号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第12号 固定資産評価員の選任について
- 日程第16 議案第13号 不動産の取得について
- 日程第17 議案第14号 不動産の無償譲渡について
- 日程第18 議案第15号 議員の派遣について

○出席議員（18名）

1番 渡 辺 精 郎 君

2番 清 水 雅 人 君

3番 水口典一君
 5番 渡邊龍之君
 7番 木下八重子君
 9番 三上裕久君
 11番 関藤龍也君
 13番 田村勇君
 15番 柴田文男君
 17番 大谷久美子君

4番 坂井英明君
 6番 小野保之君
 8番 山本正信君
 10番 堀重雄君
 12番 山口清悦君
 14番 井上正雄君
 16番 荒木文一君
 18番 窪之内美知代君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長 前田康吉君
 教育長 小田真人君
 監査委員 宮崎英彰君
 総務部次長 高橋一昭君
 市民生活部長 伊藤克之君
 保健福祉部次長 佐々木哲君
 経済部参事 多田幸秀君
 建設部長 大平正一君
 教育部長 舘敏弘君
 教育部指導参事 四十九院正満君
 病院事務部長 鈴木靖夫君
 企画課長 中島純一君
 行政経営課長 松澤公和君

副市長 吉井裕視君
 教育委員会委員長 若松重義君
 総括理事兼会計管理者 高橋賢司君
 総務部参事 居林俊男君
 保健福祉部長 橋弘恭君
 経済部長 若山重樹君
 経済部参事 中島隆宏君
 建設部技監 三谷文彰君
 教育部次長 河野敏昭君
 監査事務局長 堀下博正君
 総務課長 田中嘉樹君
 財政課長 山崎猛君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
 書記 寺嶋悟君

次長 田湯宏昌君
 書記 村井理君

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成23年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊龍之議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月27日までの12日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日より6月27日まで12日間によります第2回定例会が招
集されたわけでございます。統一選挙後初の定例会でございます。議員各位におかれましては、慎
重審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。平成22年度の各会
計決算につきまして口頭をもってご報告させていただきます。これは、5月末日をもって一般会計
及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏
みまして、議会の承認を求めることになるわけですが、本日その決算の概要につきまして簡

潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては6億7,934万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金5億1,820万円が主な要因となっております。その他としましては、歳入では特別交付税が予算に対して1億433万円の増、市税が7,242万円の増、地方特例交付金などの交付金が6,522万円の増などとなり、また歳出では除排雪費を含めた道路維持費が予算に対して5,958万円の減などとなった結果であります。なお、繰越明許費繰越額が7,122万円ありますので、それを差し引いた6億812万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は720万円の剰余となりましたが、保険給付費の減などによるものであり、このうち360万円を国民健康保険準備基金に積み立てることとしております。公営住宅特別会計は764万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減等によるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定では2,103万円の剰余を生じておりますが、前年度からの繰越金などによるものでございます。次に、介護サービス費勘定では9,587万円の剰余であります。これにつきましても前年度からの繰越金などによるものであります。また、後期高齢者医療特別会計は143万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものでございます。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で4,340万円の純利益となったところであり。また、資本的収支では4億8,488万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところ。病院事業会計は、収益的収支で3億3,795万円の純利益となったところであり。また、資本的収支では6億2,582万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところ。以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

農産物の生育状況についてでございます。ことしは、4月、5月の低温による融雪のおくれや降雨により圃場の渇きが悪かったことから、農作業のおくれ、生育のおくれが目立ちます。以下、6月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。水稻につきましては、移植作業は平年より3日おくれで、生育は低温、日照不足が影響し、平年より3日おくれしております。秋まき小麦におきましては、低温で止葉の展開が4日おくらしています。大豆におきましては、水稻の移植作業のおくれなどから播種作業が大幅におくらしております。タマネギにつきましては、降雨の影響により移植作業が平年より17日おくれで終了しました。降雨により生育はおくらしていますが、活着は良好であります。リンゴにつきましては、開花が平年より4日おくらしております。

次に、株式会社滝川農業開発公社の清算終了についてでございます。株式会社滝川農業開発公社については、昨年10月の解散決議後、会社清算手続が進められたところですが、この5月に債権の回収と債務の支払いがすべて終了いたしました。公社資産の売却を進め、また会社閉鎖のための費用の圧縮にも努めたことから、結果的に50万円ほどの残余を生じ、これについては株式の割合に応じて分配されました。6月10日には清算終了の臨時株主総会が開催され、承認されたことから、6月中に清算結了の登記及び関係機関への届け出を行い、農業開発公社の清算を終了する運びとなっております。今回の行政報告期間から逸脱しておりますが、重要案件でありますことからご報告させていただきました。粉飾決算、会社清算と議員の皆様を初め、市民の方々にご心配をおかけいたしました。株主の了解を得て清算終了することができました。お礼を申し上げたいと思い

ます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから３点教育委員会のほうからご報告を申し上げます。

１点目は、西小学校における感染性胃腸炎の集団発生についてですが、初めに今回の集団発生により下痢や嘔吐などの症状で苦しめました多くの児童と保護者の皆様に心からおわびを申し上げます。６月２日、西小学校において下痢、嘔吐などの症状により多数の児童が欠席したことから、３校時目で授業を終了し、６月７日まで学校閉鎖といたしました。教育委員会としましては、直ちに滝川保健所、空知教育局など関係機関に報告するとともに、市役所内の関係部局、また市立病院等と連携をして迅速に対応してまいりました。滝川保健所では、発生当初から感染症と食中毒の両面で調査をし、６月６日にその調査結果が発表されました。調査の結果は、症状のあった児童２０名の便の検査で１９名からノロウイルスが検出されましたが、学校給食の保存食、給食設備及び調理員並びに栄養教諭の便のすべてからノロウイルスは検出されませんでした。原因が特定されるまでの間、感染の拡大を防ぐため教室、トイレ、廊下、給食室などの校舎内の消毒を実施するとともに、二次感染を防ぐため注意事項を記載をした文書を西小学校の保護者はもとより全小中学校の保護者に配付し、家庭内での衛生管理の徹底をお願いをいたしました。６月８日からの学校再開に当たっては、再開前日に保護者説明会を実施し、今回の感染性胃腸炎の集団発生の経過と学校再開に至るまでの対応などと滝川保健所からの家庭内における感染防止対策について説明をいたしました。なお、６月１３日から再開をしております学校給食につきましては、調理員の健康管理と衛生管理はもちろん調理作業の手順の再確認、給食施設の改善を行い、今まで以上に安全な給食が提供できるよう細心の注意を払って給食を提供しています。現在西小学校と開西中学校の両校の胃腸炎症状による欠席者は非常に少なく、感染は終息に向かっていると判断されますが、今後も学校の衛生管理と児童生徒への衛生指導を徹底をし、保健所の指導、さらには保護者の皆さんの協力をいただきながら、感染症の予防と再発防止に最善を尽くしてまいります。

２点目は、４月の１７日から２４日までの８日間行いました被災地の子供たちに絵本を届けようプロジェクトについてです。この取り組みに当たって多くの市民や団体の方々、さらには近隣自治体の図書館からもご協力をいただき、２，０００冊の目標をはるかに超える１万冊以上の絵本を集めることができましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。寄せられた絵本のうち、４，７５０冊はこのプロジェクトによりプラタナス号とキッズブック号、２台の車両で直接宮城県内の６市５町の避難所等に届け、２カ所の避難所では読み聞かせを行うことができましたとともに、３，４００冊につきましては北海道を通じて宮城県に届けられました。残りの約２，４００冊につきましては、東松島市と多賀城市の受け入れ態勢が整い次第、順次発送する予定になっております。また、このプロジェクトにあわせて滝川歯科医師会の有志の方からいただきました歯ブラシ２，１５０本も４カ所の避難所に届けることができました。先日絵本を届けた東松島市図書館から寄せ書きが送られてきました。これは、５月５日の子供の日に東松島市で開催された子どもの広場において被災

地の子供たちが一生懸命に書いたもので、感謝の言葉がいっぱい詰まったこの寄せ書きを見ますと、このプロジェクトが少しでも子供たちの笑顔を取り戻すきっかけになれることを望んでやみません。なお、このプロジェクトの活動内容は、この寄せ書きとあわせて6月20日から7月1日までの間、市役所1階ロビーで展示をいたしますので、議員の皆さんを初め多くの市民の方々にもごらんいただきますようお願いいたします。

最後は、市庁舎2階に移転する図書館についてです。11月12日に開館する新図書館は、ワンフロアでゆとりのある空間の中に森をイメージし、暮らしやビジネス支援、文学、歴史などテーマ別に配置をするほか、専用のお話広場や学習室、郷土資料室を備え、気軽に立ち寄ることのできる街なかの図書館として生まれ変わります。既に5月23日から2階フロアの改修工事が始まっており、9月下旬の工事完了後は図書の配架などの開館準備のため、新町の現図書館は7月1日から閉館させていただきます。新図書館オープンまでの間、これまで利用していただいている多くの市民の皆様にご迷惑やご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、蔵書管理システムの導入に伴いまして新しくなる貸し出しカードの先行受け付けも始めておりますので、登録につきましても重ねてお願いをいたします。

以上、3点申し上げまして、教育委員会からの報告といたします。

○議長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 選挙第1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長 日程第5、選挙第1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る5月30日に開催されました中空知衛生施設組合議会第1回臨時会におきまして、滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合同規約第5条第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名をすることといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、柴田文男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました柴田文男議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柴田文男議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました柴田文男議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第6 選挙第2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第6、選挙第2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る5月30日に開催されました石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会におきまして、滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合規約第5条第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名をすることといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、小野保之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小野保之議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小野保之議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました小野保之議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第7 選挙第3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第7、選挙第3号 空知教育センター組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る5月31日に開催されました空知教育センター組合議会第1回臨時会におきまして、滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合規約第6条第2項及び第6条の2第3項の規定に基づき、

補充議員１名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に、渡辺精郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました渡辺精郎議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡辺精郎議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

当選されました渡辺精郎議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第８ 平成２３年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針

議案第１号 平成２３年度滝川市一般会計補正予算（第１号）

議案第２号 平成２３年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第３号 平成２３年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第８号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第８、平成２３年度滝川市各会計補正予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成２３年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針並びに議案第１号から第３号まで及び議案第８号の４件について一括議題といたします。

なお、本日の日程は、市政執行方針等の説明並びに各議案の提案理由の説明までとし、各議案に対する質疑、討論、採決につきましては、今期定例会最終日の代表質問及び質問の日程の次に行うことといたします。

それでは、平成２３年度市政執行方針及び補正予算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、平成２３年第２回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災において、多くの方々のとうとい命が失われたことに深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興を切に願い、滝川市としてもできる限り被災地の皆様の支援に協力していきたいと考えております。

このたび、私は、さきの市長選挙におきまして、多くの市民の皆様のご支援をいただき、滝川市では52年ぶりの民間出身の市長として、市政のかじ取りを担わせていただくことになりました。

これまでまちづくりの先頭に立ってこられた歴代の市長を初め、市議会議員の皆様、市政にご尽力いただいた皆様に深く感謝を申し上げます。

私は、生まれ育った滝川が大好きです。自然と都市が共生する滝川に、私は誇りを持っています。このまちには、すばらしい市民力と地域資源が数多くあると思っています。私は、にぎわいと心の豊かさをもう一度ふるさと滝川に取り戻したいと思っています。多くの市民の皆様の思いが集まり、心を一つにして夢と希望のあふれる、「世界に誇れる国際田園都市」を築いていきたいと考えています。

ここに、今後4年間の市政を担当するに当たり、私の基本姿勢と本年度の市政執行方針について所信を申し上げます。

まず、私の市政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私にとって行政運営は初めての経験ですが、市議会議員や道議会議員の経験、既成概念にとらわれない柔軟な発想と判断力を生かして、すべての市民が元気で安心して暮らせるまちを次代に引き継ぐことができるよう、市政運営に邁進してまいります。

まちの主役は、市民の皆様です。このことをしっかりと認識し、市民の皆様との対話を積極的に行い、その意見を市政に反映させていきたいと考えています。

そして、「強く、正しく、明るく」を信条に、私自身が先頭に立って行動することによって、市役所全体として市民の信頼にこたえられる組織となるよう取り組みます。

また、市民の皆様のまちづくりへの思いを踏まえ、私は継続すべきものは継続し、刷新するものは刷新していきたいと考えております。財政状況が厳しさを増している中で、経済効果などを見きわめながら、選択と集中のもとに施策・事業を着実に実施します。

私は、私みずからあらゆる機会をとらえ、“滝川のトップセールスマン”となって、滝川市の「個性」と「魅力」を全道、全国、そして世界に発信し、滝川市の知名度と都市イメージを高め、交流人口を拡大し、元気で活力のある滝川市をつくっていきます。

このたびの選挙を通じて、市民の皆様にお示した「民間企業感覚を取り入れた市役所改革」「明日を担う子どもたちへの重点投資」「お年寄りや体の不自由な方にはやさしさと住みやすさ」「新たな滝川ブランドの創出・発信」の4つの目標の推進に、強い決意を持って職員と一丸となって全力を尽くします。

次に、施策の基本的な考え方を申し上げます。

人口減少、環境問題やグローバル化への対応、財政赤字の拡大、産業の空洞化、医療・福祉や教育、国と地方のあり方、災害への対応など、解決しなければならない課題が多くあります。

私は、地域の元気が国の繁栄につながるものと考えています。将来にわたり、地域が持続的に発展していくためには、地域の持ち味を生かしながら、積極果敢に挑戦していくことが何よりも重要であり、従来の仕組みや考えにとらわれない柔軟な発想で、まちづくりを進めていくことが必要であるとと考えています。

私が育った滝川は、まさに住みたいまちであり、住んでみたいまち、行ってみたいまちであります。次代を担う子供たちが、「このまちに生まれてきてよかった」「住みたい、住み続けたい」と、生まれ育った故郷に誇りを持てるように、私たちは情熱を持ってまちづくりを進めていかなければなりません。

私は、次の7点を柱として、施策を進めてまいります。

最初に、市民との対話によるまちづくりについてです。

滝川市のさらなる発展に向け、これまで築いてきた地域特性や資源、魅力をしっかりと見詰め直し、滝川市が目指す将来像と進むべき道筋を明らかにする新総合計画を策定いたします。

地域資源を生かしながら、地域住民が主体となった地域づくりを推進するため、東滝川地域、江部乙地域をモデルエリアとして、若い世代が住みたく魅力的なコミュニティや防災機能などの振興策を行政と市民が一緒になって検討し、事業計画をまとめます。

各団体や業種別のまちづくり懇談会を実施し、数多くの市民の皆様との対話を積極的に行い、その意見を市政に反映していきます。

まちづくりセンターについては、市民や市民団体による活発な活動を生み出していくことができるように、第1パーキングビルに移転し、市民活動に関する相談や研修、情報の発信や収集、世代や地域を超えた交流促進などの機能の充実に取り組みます。

まちづくりのための戦略や政策立案などを支援する、学識経験者等民間主導によるシンクタンクの設立に向けて、実施方法や進め方について検討いたします。

次は、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

平成22年度に策定した「滝川市都市計画マスタープラン」に基づき、少子高齢化・人口減少社会に対応し3つのコンパクトタウンへの集約的都市構造を目指す、市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」の実現に向け、都市計画の基礎調査や都市計画基本図の修正など都市計画の変更手続に着手します。また、「滝川市都市交通マスタープラン」に基づき、都市計画道路の見直しを進めます。

街区公園については、「黄金町児童遊園」の再整備を行うほか、地域の要望や意見を取り入れ、「さくら公園」の再整備計画を策定します。また、都市公園の施設の現状を把握し、施設の維持管理コストの低減や長寿命化に向けて「公園施設長寿命化計画」を策定するとともに、老朽した遊具等を更新し利用者の安全確保に努めます。

江竜橋については、老朽化対応と道路幅員の狭隘解消に向けて北海道に要望し整備が進められてきましたが、本年11月には完了する予定です。

市道の整備については、新規路線として黄金町西539号線など5路線に着手するほか、朝日町黄金町東601号線など12路線を継続整備により、合わせて1,462メートルの整備を進めま

す。また、東1線の歩道造成にも着手し、歩行者の安全確保に努めます。

また、市道にかかる橋梁の状態を調査し、橋梁の長寿命化に向け、「橋梁長寿命化修繕計画」の策定に着手します。

公営住宅は、泉町団地2棟目10戸の建てかえ事業を実施するほか、平成28年度までに3棟78戸の完成を目指し、東町団地1棟目30戸の実施設計を行います。

河川の水質を保全するため、旧合流式下水道区域の分流化工事2.54ヘクタールを実施します。

厳しい財政状況の中で、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営を行うために策定する「公共建築物維持保全計画」の基礎資料として、公共施設のデータベースを作成します。

また、運営など課題の大きい公共施設については、利用状況、採算性、利用者サービスなどの状況などを踏まえ、管理運営方針を再検討します。

3点目は、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてです。

東日本大震災においては、市民や企業、団体の皆様から多額の義援金や支援物資を提供いただき、深く感謝申し上げますとともに、災害に対する準備の重要性を改めて認識したところです。

災害発生直後の市民生活の確保のために、新たに食糧・生活必需品など必要な物資の備蓄を計画的に進め、災害に強いまちづくりを目指します。

また、懸命な復旧作業が続いている東日本大震災の被災地の実態に合った支援策について、市民団体などとともに検討し、息の長い復興支援活動に取り組みます。

災害の発生時に行政、市民、民間機関がお互いの役割に応じて対応していくため、滝川地区地域防災施設（川の科学館）において市民協働型の水防総合訓練を実施します。

水害対策のため、銀川の護岸改修工事を行うための測量を実施いたします。

放置された空き家の倒壊や屋根の飛散等による周辺住民等への被害の防止を図るため、条例制定も含め、対策を検討します。

市立病院は本年10月末に駐車場を含めた外構工事が終了し、すべての工事が完了します。市立病院が市民に愛され、安定的に医療サービスを提供し続けることができるように、市立病院を応援する市民組織を設立するとともに、病院ボランティアの増員・育成に努めます。

また、引き続き医師の確保に努めるとともに、看護師の確保に向け、安心して働くことができる職場環境対策として院内保育所の設置について検討を進めます。

安心して医療が受けられる体制の充実を図るため、医師会の協力を得ながら、病診連携を強化します。

大腸がんの早期発見と正しい健康意識の啓発を図るため、40歳から60歳までの働く世代のうち特定の年齢の方を対象に、検診費用が無料となる大腸がん検診を実施します。

「第5期滝川市高齢者保健福祉計画・滝川市介護保険事業計画」を策定し、介護を必要とする状態になっても可能な限り住みなれた地域で生活継続ができるように、相談・福祉サービスなどの充実に努めます。

「滝川市敬老特別乗車証事業のあり方検討市民会議」の報告を踏まえ、路線バスの利用が困難な農村地域対象に、モデル的に自宅・バス幹線間を運行する乗り合いタクシーの実証運行を行います。

介護を必要とする高齢者がふえている状況を踏まえ、見守りや支援などを迅速かつ的確に行うため、地域、団体、企業、行政などが連携し「高齢者見守り安心ネットワークづくり」を構築します。

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるようにサービス提供体制を確保するため、「第3期滝川市障がい福祉計画」を策定します。

中・北空知廃棄物処理広域連合が整備を進めている新たな一般廃棄物焼却処理施設の運営経費等の見通しを踏まえ、ごみ処理経費の適正な市民負担、ごみの資源化・減量化について、「滝川市廃棄物減量化等推進審議会」に諮問し、そのあり方を検討します。

平成22年度策定の「滝川市バリアフリー基本計画（滝川駅周辺地区）」に基づき、念願だった跨線橋エレベーター設置を含む滝川駅舎バリアフリー化事業が進められ、平成24年2月に完成する予定です。また、歩道の傾斜改善など鈴蘭通り線のバリアフリー化に向けた調査設計を実施します。

4点目は、元気な産業と活力あるまちづくりについてです。

地産地消の取り組みについては、「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、生産者と消費者をつなげる場として、直売イベントを開催するほか、生産者と飲食店との交流の機会を積極的に設けて、菜種やハルユタカなど地元食材の普及・活用を推進します。

また、家庭や地域において地元食材に親しみ、楽しく調理できる環境をつくることに重点を置き、圃場での収穫体験や料理教室のほか、丸加高原オートキャンプ場での親子で参加する野外料理教室の開催など地元食材への愛着を高める事業を実施します。

ブランド化の推進については、物産展への積極的な参加などにより、地元農産物を活用したトマトジュース、みそ、ジャムなどの既存農産加工品のPRを行うほか、農・商・工・消費者が連携し、新たな商品開発と販路拡大に努めます。

北海道立畜産試験場滝川試験地跡地の活用については、平成22年度に策定した利用計画に基づき、食と農の拠点づくりを目指して事業者の誘致、選定を北海道と調整しながら進めます。

北海道立滝川高等技術専門学院の跡地については、有効な活用策を早急に検討し、用地取得に向けて、北海道と調整します。

今年度から本格実施する農業者戸別所得補償制度の対象作物になった菜種については、栽培講習会や輪作体系の調査を継続的に実施し、作付面積の拡大・維持に努めます。

また、菜種を滝川市の観光資源として確立していくために、輪作体系・農業景観を両立させる菜の花の植栽の工夫、菜種と食・体験などのサービスの効果的な提供のあり方などについて検討し、農・商・工・観光の連携による「作付面積日本一の菜の花を核としたまちづくり」を積極的に進めます。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、滝川東地区、江部乙西地区、滝川西地区に引き続き、江部乙北地区で道営土地改良事業に着工し、江部乙北西地区において調査・設計に着手するほか、西南8丁目地区で事業計画作成のための調査に着手します。これらの事業の推進に当たっては、「食料供給基盤強化特別対策事業（新パワーアップ事業）」の導入により農家負担の軽減を図ります。

また、道営土地改良事業等での基盤整備が実施できない地域においても、個人で実施するものに対する市単独の助成制度「農地排水整備支援事業」により、基盤整備を推進します。

中心市街地のにぎわいの再生に向けて、「中心市街地活性化基本計画」を推進するとともに、「栄町3・3地区」の大型空き店舗対策やアーケードを初めとする商店街共同環境施設の課題の解決に向け、民主導の議論を活性化させるため、「中心市街地活性化協議会」の組織強化を支援します。

また、中心市街地はもとより、まち全体のにぎわいを創出するイベントなどの取り組みを推進するため、商店街振興組合やNPO法人などで構成される「（仮称）賑わい再生実行委員会」の自主的な取り組みを支援します。

東日本大震災の発生に伴う社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上高の減少や仕入れコストが高騰するなど業績が悪化し、資金繰りに支障を来している中小企業者等の経営安定化に資する金融支援策を緊急的に講じます。

5点目は、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてです。

ふるさと納税を積極的に進めていくために、庁内プロジェクトチームを組織し、効果的なPR方法、納付促進の方法について早急に検討し、支援の輪が拡大する仕組みづくりに着手します。

企業誘致やコンベンション誘致、観光や地場農畜産物のPRなど滝川市の魅力を全国に発信し、「たきかわの営業マン」となる副市長の登用に向け、公募の準備を進めます。

滝川市観光振興計画に基づき、花・食・体験による滝川型観光を確立するため、札幌圏と首都圏をターゲットとして誘致・PR活動を行います。

また、「（仮称）たきかわ観光塾」を設立し、市民・観光事業者などとともに受け入れる側としての「もてなしの心の醸成」「観光に関する知識向上」「新たな観光資源の発掘・構築」に取り組むほか、市民、観光事業者などの関係者とともに、滝川市の魅力や資源を踏まえ、既存各種イベントの重点化や再構築に向けて検討を進めます。

2年目を迎える白鵬プロジェクトについては、子供たちやお年寄りとの触れ合いなど横綱が市民と交流する機会の拡大に努めるほか、滝川産米のブランド化に重点を置き、観光PRに取り組みます。

アジア地域などから外国人観光客を誘致するため、旅行エージェントに対し、グライダーや農業体験などの観光メニューを効果的に組み合わせたツアーを企画・実施するとともに、外国人観光客向けの新たなツアーを開拓するなど、国際観光に戦略的に取り組みます。

そらぷちキッズキャンプについては、平成24年度の本格開園に向け、プレキャンプの実施、施設運営などの支援、今年度整備予定の食堂棟、宿泊棟などの施設整備を支援します。

6点目は、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてです。

保育サービスの充実に向けて、延長保育、一時保育、病後児保育等の特別保育に対する市民ニーズや課題などを把握するため、特別保育等意向調査を行います。

就学前児童の疾病の早期発見と早期治療による健康の保持増進をより一層強化するため、平成24年度からの就学前児童に対する医療費助成の拡大の実現に向けて、助成内容の検討など必要な準

備を進めます。

学力向上を図るため、少人数指導やチームティーチング指導を積極的に実施するほか、習熟度に応じた指導の実施、中学生の数学の学力向上を目的とした巡回指導教員配置、言語に関する能力の向上を目指す「朝読書」などに取り組みます。

いじめや不登校問題については、子供たちに自分を大切にする意識や望ましい人間関係づくりに重点を置き道徳教育の充実を図るとともに、教育相談や家庭訪問を通じて実態把握を行い、未然防止に努めます。

開西中学校の耐震化・老朽化に対応するために、屋内体育館及び一部校舎の改築工事に着手します。滝川第三小学校については、校舎及び屋内体育館の改築を行うための基本設計を行います。

学校給食については、「学校給食衛生管理基準」に基づく安心安全な給食を提供するため、衛生管理の徹底と給食施設の全体整備計画を策定します。

図書館については、気軽に立ち寄れる街なかの図書館として、本年１１月に市役所庁舎２階にオープンします。立地条件を生かし、地域、商店街、病院等との連携を深め、新たな読書コミュニティづくりに取り組むとともに、学校との連携により学級文庫の充実など子供たちが読書しやすい環境づくりに努めます。

美術自然史館において、坪谷六郎氏の高い芸術性と地域の芸術文化振興に尽力した足跡を伝える「ふるさとの画家 坪谷六郎展」を実施するほか、こども科学館において、開館２０年を記念し、“そら”をテーマにした「そら、なう～ふるさとの空から宇宙まで～」を開催します。

東京箱根間往復大学駅伝競走での初のシード権を獲得した國學院大學陸上競技部「駅伝チーム」の滝川合宿の実現に伴い、市・國學院大學北海道短期大学部協力会・滝川市体育協会・滝川陸上競技協会等による実行委員会を組織し、受け入れを支援するとともに、陸上競技を通じた学生と小・中・高校生との交流を進めます。

最後に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

市役所の組織のスリム化と効率的な行政運営を目指し、行政事務の民間委託や広域連携などの手法を検討します。

農業者戸別所得補償制度の本格実施や、食と農を核とした農業振興の推進のため、農政部を新設します。また、国際観光も含め国際施策を担う国際課を新設します。

総人件費の削減を図るため、市長及び副市長の給与を減額します。

市税収納率の向上を図るため、引き続き納税啓発のほか、資産調査など個別滞納案件の整理・分析を行い、滞納処分を徹底します。

高齢社会に対応した地域公共交通のあり方や行政事務の共同化など圏域が抱える広域的な問題解決に向けて、定住自立圏の手法も含め調査・検討を進めます。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様と信頼関係を構築しながら、職員と一丸となって市民の皆様の思いにこたえるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力をおかしくいただきますよう心からお願い申し上げます。

次に、補正予算案の大綱についてご説明申し上げます。

今議会に提案する補正予算案については、市政執行方針で申し上げた7つの柱に基づきながら、公共事業の拡充による経済対策、中心市街地の活性化対策を初めとした商工業支援及び農業支援、東日本大震災の被災地支援など、今求められている施策を進めるための予算を計上しました。

各会計の補正額は、一般会計3億2,637万円、介護保険特別会計3,820万円、後期高齢者医療特別会計220万円、合計3億6,677万円を追加するもので、この結果一般会計209億6,337万円、特別会計112億3,537万円、下水道事業会計支出25億9,097万円、病院事業会計支出87億3,634万円となり、各会計の歳出総額は435億2,605万円で、平成22年度当初予算と比較して、7.6パーセントの減、金額では35億7,770万円の減となりました。

次に、補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

交通体系を踏まえた道路網の整備として、朝日町黄金町東601号線道路改良舗装工事など、道路の新設改良事業費1億4,095万円、街区公園整備として、子供からお年寄りまで利用できる公園の整備を進めるため、公園施設長寿命化計画策定など、公園緑地造成事業費3,114万円、河川整備として、銀川護岸改修実施設計・用地測量業務費1,000万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安心安全なまちづくり」についてです。

特定年齢に達した方に対しクーポンを配付し大腸がん検診を自己負担額無料で実施するため、がん検診推進事業費458万円、地域防災対策を推進するため、滝川市水災防止方策検討業務費137万円、災害時に必要となる物資を計画的に備蓄するため、災害時用物資備蓄費68万円、東日本大震災の被災地を支援するため、災害救助費など500万円、高齢者や障がい者の方が住みやすいまちづくりのため、鈴蘭通り線バリアフリー調査設計業務費800万円、特定事業計画策定業務費202万円、地上デジタルテレビ放送対策のため、既存アナログテレビ電波障害対策設備撤去費など305万円、特別養護老人ホームの安全対策のため、特別養護老人ホームスプリンクラー設置工事費3,820万円を計上しました。

次に、元気な産業と活力あるまちづくりについてです。

農業の振興については、農家の経営安定化を支援するため、戸別所得補償制度推進事業補助金439万円、環境保全に取り組む活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金96万円、農業生産基盤を整備するため、道営土地改良事業負担金4,400万円を計上しました。

商工業の振興については、中心市街地及び商店街等の活性化を進めるため、商店街賑わいづくり支援事業補助金200万円、滝川市中心市街地活性化協議会基金事業負担金2,000万円、東日本大震災による影響を受けた市内中小企業を支援するため、中小企業等震災緊急対策資金保証料補給金200万円、産業振興のため、工場立地等助成金475万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

移住・定住の事業のさらなる推進のため、ウエルカムプロジェクト事業費75万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

高等職業訓練促進給付金の対象資格を拡充し、母子家庭の自立を支援するため、母子家庭自立支援給付金 334 万円、安心安全な学校づくりのため、明苑中学校木工室床改修工事費 383 万円、歴史的文化遺産の保存と芸術文化の振興のため、華月館修繕費 130 万円、たきかわライブパフォーマンス事業実行委員会補助金 100 万円、たきかわカルタ増刷費 79 万円、たきかわ歴史の語り部事業費 5 万円、学校教育の推進のため、滝川市立江陵中学校野球部全国大会出場を応援する会補助金 162 万円、スポーツ振興のため、國學院大學陸上競技部駅伝チーム滝川合宿受け入れ実行委員会補助金 100 万円、全道高等学校サッカー選手権大会北海道予選大会に向けたサッカー場整備のため、滝川サッカー協会補助金 50 万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成 23 年度一般会計予算案の歳入の主なものとしては、国庫支出金 5,169 万円、道支出金 1,885 万円、繰越金 1 億 1,206 万円、市債 1 億 4,020 万円を計上しました。

以上、平成 23 年度の市政執行方針及び補正予算案の大綱について申し上げます。

私は、市民の皆様の知恵と経験を結集して、7つの柱に基づいたまちづくりを着実に推進し、「世界に誇れる国際田園都市」を実現していく決意であります。

市民の皆様、市議会議員の皆様の理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なる審議と適切なご決定をいただきますように重ねてお願い申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいております文書が正しいものでございますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 それでは次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、平成 23 年度の教育行政につきまして、滝川市教育委員会の基本的な考え方と重点施策について申し上げ、議員並びに市民の皆様、そして教育関係者各位の特段のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

明治 23 年、開拓の多くの苦難と激務の中にも、教育の重要性を考え学校を設置された先人の先見性と情熱により、滝川村の誕生と時を同じくしてスタートした滝川の教育も 120 年余の歴史を刻んできました。何よりも子供を宝とし、そして何よりもそのための教育を大切にしたいその思いは、「教育のマチたきかわ」という誇りとなって、親から子へ、子から孫へと、営々として伝えられてきました。

基礎学力や体力の低下、いじめ・不登校問題など、滝川の教育をめぐる課題を解決するため、子供たちの主体的な学びへの支援と、みずから未来を切り開く実践力をはぐくみます。滝川で学んだこと、滝川で育ったことが幸せと誇りを持って語られるよう、そして、日本・世界で活躍する子供たちを輩出できるよう、学校・家庭・地域の役割が重なり合い、高め合えるよう取り組みを進めます。また、心豊かで生きがいのある人生を過ごせるようみずから学び、みずから高められる生涯教育を目指します。

教育委員会では、すべての市民が人と人とのつながりの中から、心に感じるときを大切にする施

策を進めます。

初めに、学校教育に関する4つの重点施策について申し上げます。

子供たちが安全に、笑顔で楽しく、勉強や部活動を活発に行い、人とのつながりを大切にした集団生活・学校生活を過ごせること、教師が熱意を持ち、やりがいを持って滝川の学校で働けること、保護者や地域の皆さんが安心して任せられる教育環境をつくることを目指します。

最初に、重点施策1として、確かな学力を育み、子どもの学力の向上を目指します。

児童生徒の基礎学力の向上を図るため、少人数指導やチームティーチングを積極的に実施するほか、効果的な指導法の研究を進め、新たに、習熟度に応じた指導を、T・T実施校の9校すべてが取り組みます。中学生の数学の学力向上と若手教員の授業力向上を図るため、新たに巡回指導教員を1名配置して、市内中学校の巡回指導に取り組みます。

「学力向上プラン」に基づき、基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、活用する能力の育成を図るとともに、望ましい学習習慣の確立に向け、「家庭学習の手引き」等の作成を進めます。

小1プロブレムや中1ギャップなどの問題を解消する取り組みとして、国と北海道教育委員会が行う、小学校1・2年生と中学校1年生を対象とした、少人数学級指導にあわせて、教育委員会が独自に、小学校3・4年生を対象とした「少人数学級実践研究事業」を、滝川第二小学校・滝川第三小学校・東小学校で実施し、個に応じた指導の重点化を図ります。

児童生徒の、きめ細かな見守りと学びの支援や教育相談体制の充実を図るため、学校サポート事業を実施し、「学びサポーター」を全小中学校に配置します。

幼児教育と小学校教育との連携を図るため、「幼稚園・小学校懇談会」、「小学校入学に係る引継会」を開催し、幼稚園・保育所等から、小学校への円滑な接続に向けた情報交流や引き継ぎを実施します。

今年度からスタートしている新学習指導要領での小学校外国語活動の充実を図るため、小中学校に配置している3名の外国語指導助手を積極的に活用し、ネイティブな表現になれ親しませ、言語や文化についての体験的な理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。国際理解教育については、滝川国際交流協会の各種交流事業との関連を図り、体験的な学習を通して諸外国の生活や文化などについて理解を深めます。

児童生徒の思考やコミュニケーションなどの土台となる言語の力をはぐくむため、学校での朝読書や読み聞かせなどの読書活動に積極的に取り組みます。「学校との連携による子どもの読書活動支援事業」により、学校と新しい図書館との連携を一層進め、主体的・意欲的な読書活動の充実と読書習慣の確立を進めます。

滝川西高等学校については、校訓である「志ある者は事ついに成る」を基本理念に、「文武両道」の精神を育て、規律を重んじる校風を一層高めるとともに、特色ある学校・選ばれる学校づくりを目指し、地域の期待にこたえる教育活動を進めます。大学進学をサポートする「サテライト講座」の積極的な活用や、道内の大学、専門学校等の担当者を招致してブース別進路相談会を新たに開催し、生徒の進路に対する意欲を高める指導の充実を図ります。

生徒のメンタルサポートの取り組みとして、高校生活における悩みや不安を抱えている生徒に対

応するため、スクールカウンセラーの配置を継続し、教育相談体制の充実を図ります。

國學院大學北海道短期大学部との高大連携については、生徒自身が将来を見据えるための「キャリアプラン」の立案を学ぶ機会として、「就業体験特別授業」を実施するなど、内容の充実を図ります。

次に、重点施策２として、豊かな人間性と健やかな身体を育む教育を目指します。

豊かな人間性をはぐくむため、全小中学校に「道德教育推進教師」を置き、道德教育の推進体制を強化させるとともに、「道德の時間」の充実を図るため、そらぷちキッズキャンプを題材にした指導資料の開発や体験を生かした学びなど、これまで４年間続けてきた「滝川市道德教育推進事業」の成果をもとに、研究の継続を図ります。

いじめや不登校については、子供同士の関係の希薄さと、他人を思いやる心の弱さなどが要因にあることから、自分を大切にする意識や望ましい人間関係づくりに重点を置き、教育相談などを通じて、一人一人の悩みや不安を把握し、未然防止を図ります。いじめのない学校をつくるため、子供たちが主体となった活動を校内全体に広め、特色化を図る取り組みとして、「たきかわ子ども会議２０１１」の開催などを通じ、心身ともにたくましい子の育成を目指します。

不登校児童生徒への対応については、学校適応指導教室で指導員・スクールソーシャルワーカーによる学習支援を行うとともに、学校と連携をして多様化する子供の実態に即した教育相談を積極的に行い、早期の学校復帰を図ります。

特別な支援を必要とする児童生徒の指導については、今年度新たに開設した、滝川第二小学校通級指導教室「のびのび」において、発達に課題のある児童の教育の充実を図ります。障がいのある子供の支援として、必要に応じて介助員を配置するとともに、新たな取り組みとして、幼児期から学業期までの子育て機関や教育機関が共通して、個別の支援内容を記録するツールである「個別の教育支援計画」を作成し、特別支援教育の一層の充実を図ります。

個別の支援が必要な幼児の受け入れを行っている市内私立幼稚園に対し、「幼稚園振興交付金事業」による助成を行い、就園の促進を支援します。

子供の健康を保持・増進するため、手洗いを習慣化させ、感染症予防対策を推進するとともに、「北海道歯・口腔の健康づくり８０２０推進条例」の理念に基づき、フッ化物洗口を、学校歯科医と保健所の協力を得ながら、西小学校・江部乙小学校をモデル校として、実施します。

食育については、学校の食に関する全体計画に基づき、「総合的な学習の時間」などを活用して生産者を講師に招き、地場食材の学習や交流給食を行うほか、学校給食における地場食材の使用率を一層高めます。安全・安心な給食の提供を今後も確実に実施していくため、衛生管理の徹底と施設設備の整備を図るとともに、学校給食施設の全体的な整備計画を策定します。

次に、重点施策３として、安全・安心な学校教育環境を整備します。

児童生徒の登下校における安全・安心を確保するため、平成２３年２月から運用している「児童見守りシステム」の普及を推進するとともに、不審者の発生を知らせる情報の発信に加えて、学校と保護者をつなぐ連絡ツールとしての活用など、サービスの拡充を図ります。

東栄小学校の東小学校への統合については、統合準備会議と連携して諸課題についての検討を進

めながら、両校の交流事業や交流学习等を通じて、子供たちのきずなが深まるよう推進します。

学校施設の整備については、開西中学校の改築工事に着手し、今年度は、体育館と校舎の一部の改築工事を実施します。滝川第三小学校については、校舎の改築のための基本設計を行います。東小学校については、体育館の耐震改修工事及び灯油地下タンクの改修工事を実施します。

大規模改修として、小学校については、滝川第一小学校の給油設備改修工事、滝川第二小学校の外壁等の補修、西小学校の体育館ボイラー取りかえ工事、江部乙小学校の受電設備等の改修工事を実施します。中学校については、江陵中学校の給油設備改修及び体育館ボイラー取りかえ工事、明苑中学校の木工室床改修及び体育館ボイラー取りかえ工事を実施します。

次に、重点施策４として、信頼される学校づくりと教師力の向上を目指します。

若手教員の資質や指導力の向上、授業力のスキルアップにつながる研修として、「小学校理科教育研修支援事業」を開催するほか、空知教育センターなどの研修講座への参加と校内研修の促進を図ります。

学校の教育活動の実情を把握するとともに、きめ細かな教育行政を主体的、積極的に進めるため、教育委員の学校訪問を実施します。空知教育局による指導監・指導主事の学校指導訪問についても積極的に行うとともに、教育委員会指導主事による訪問指導を実施します。

学校の教育活動における自己評価をもとに、保護者や地域住民から、子供たちの学力状況や教科指導の適切さなどの意見等を取り入れ、学校の改善と教育力の向上に生かすため、学校関係者評価を実施します。

学校の地域性や特色を生かし、学校を拠点に地域の人材と教職員や子供たちのきずなを深める場として、「学校支援地域本部事業」を積極的に推進します。

滝川市教育振興会指定の「東栄小学校公開研究会」や、「北海道道德教育研究大会 空知・滝川大会」を支援するとともにその成果を発信をします。

次に、社会教育に関する３つの重点施策について申し上げます。

家庭・地域・行政が一体となって子供を育てる環境づくり、みずから学んだ成果を生かせる生涯学習体制づくり、市民協働による社会教育活動の推進、歴史や風土に根差した地域文化の創造など、生涯学習・芸術文化のまちづくりを実現する社会教育を推進します。

重点施策５として、自ら学ぶ市民と協働した生涯学習を充実します。

新図書館は、１１月１２日土曜日に庁舎内にオープンします。

新図書館については、だれもが気軽に立ち寄れ、市民の暮らしに役立ち、徹底した利用者サービスを理念として、魅力ある本との出会いとなるよう図書の充実を図るとともに、命の大切さを伝える分野や、暮らし・ビジネス分野などテーマに沿った蔵書とするなど重点化を図ります。館内は、周産期のライフサイクルに合わせた配置やテーマ別の本を集めたゾーン形式で配置するなど、本が探しやすく、利用しやすい環境に整えます。

新たに導入する情報化については、貸し出し等のスピードアップや蔵書検索ができ、リクエスト予約等が館内だけでなく、家庭からインターネット等で利用ができ、江部乙図書コーナーにも同様なサービスが利用できるよう、ネットワーク化を図ります。

地域連携事業として、市民が身近な場所で読書ができる環境を充実させるため、貸し出し文庫「まごころ本箱・はこぶっく」事業を実施するとともに、新たな読書コミュニティの形成を目的とした、「地域文庫」設置への支援を行います。新図書館の街なかの立地条件を生かして、商店街、病院等との連携によるイベント情報、健康情報等の収集を行い、発信します。学校図書館との連携を一層深め、環境整備などへの支援に取り組みます。

青年プラザ事業については、中央児童センターを拠点に、青年たちの交流の場をつくるため、「ネイルアート入門」や「着物着付け入門」など、魅力ある講座を開設し、青年活動の活性化とリーダーの養成を図ります。

青少年の健全育成については、豊かな人間性と社会性をはぐくむことを目的として、「滝川市青少年健全育成推奨補助事業」を通じて、地域の体験活動を支援します。「青少年育成連絡協議会」や「少年育成センター」と連携して、子供たちの見守り活動を推進します。

高齢者の社会参加と学習意欲の充実のため、「福寿大学」では、國學院大學北海道短期大学部と連携して歴史の学びや、趣味、教養、健康などの生涯学習活動の実施や、昔遊び・歌声集会など小中学校を舞台とした世代間交流事業を推進するほか、より多くの高齢者が参加できる生涯学習のあり方について検討します。

次は、重点施策6として、創造性あふれる芸術文化活動を促進します。

芸術文化の振興については、心の豊かさを実感できるまちづくりを推進するため開催される、演劇公演「炎の人」や「風がみつけた街たきかわ音楽祭」など、地域文化活動を支える市民と協働して推進します。

次代を担う子供の豊かな心や感性、創造性をはぐくみ、芸術への関心を高める事業としては、東小学校では、セントラル愛知交響楽団の音楽公演、江部乙小学校では、落語芸術協会の演芸を実施します。滝川第一小学校で開催をする、チェコ・フィルハーモニー室内合奏団の音楽公演は、広く市民にも鑑賞できるコンサートとして実施します。

地域の文化活動を支え、個性ある文化をつくり出す人材を育成するため、「たきかわ文化村推進委員会」による朗読や演劇のワークショップ事業を引き続き支援します。

地域に根差した文化活動を行っている、滝川市文化連盟や空知文化工房など芸術文化団体が行う、「市民文化祭」や「たきかわ市民劇公演」などの事業を積極的に支援します。

郷土が生んだ偉大な日本画家岩橋英遠のふるさとへの思いを受け継ぎ、「岩橋ふるさと北辰振興会」と協働し、桜並木を再生する取り組みとして、「北辰の森整備事業」を推進します。

新たな指定文化財「太郎吉蔵」を舞台として、地域の郷土史家を招き、「歴史の語り部事業」を行うとともに、文化財の大切さを市民に広めるため歴史見学バスツアーなどを開催します。

滝川市出身の版画家「彼方アツコ」さんが、ふるさとへの思いを浮かべて絵札を描いた「たきかわカルタ」については、好評を得たことから増刷し、市民に頒布します。

地域の陶芸文化の振興ため、行政パートナーである「陶工房たきかわ」との協働により、「陶芸まつり」での野焼きなど、手づくりの楽しさを広める取り組みを進めます。

美術自然史館については、北海道洋画壇を代表する画家・木田金次郎の弟子である坪谷六郎氏の

高い芸術性と地域の芸術文化活動に尽力した足跡を伝える、「ふるさとの画家 坪谷六郎展」を滝川美術協会などと連携を図り開催します。ロビーの有効活用事業として、ナイトミュージアムコンサートを年3回実施するほか、明苑中学校美術部による作品展「撫子展」を実施し、市民に親しまれ、利用される博物館づくりを目指します。

こども科学館については、開館20年を記念して、岩橋英遠の作品にも触れることのできる、「そら、なう～ふるさとの空から宇宙まで～」を美術自然史館との合同特別展として開催します。空知理科教育研究会を初め各種団体との連携による、「こども科学館夏フェス！」を新たに開催します。

「たきかわ博物館くらぶ」については、博物館活動をより深く親しんでもらうことを目的に、化石部門、天体部門、美術部門に関する各種事業の取り組みを支援します。

郷土館については、江部乙の歴史や暮らしぶりを学ぶ機会の充実を図るため、収蔵資料を活用した「たきかわ歴史ものがたりパック・農地をひらく」を、滝川市・江部乙町合併40年の記念として作成し、移動郷土館事業等に活用します。

最後に、重点施策7として、健康で誰もが親しめる生涯スポーツを推進します。

スポーツの振興については、「市民ひとリースポーツ」を目標に子供からお年寄りまで、だれもが、いつでも、どこでも、運動を気軽に体験できる機会を提供するため、滝川市体育協会、滝川スポーツクラブ、滝川市体育指導委員会等と連携を図り、「元気アップ教室」や「健康運動教室」などを開催し、市民の体力向上と心身の健康増進を図ります。

市内外から多くの参加者が集い、交流するイベントとして定着した、「たきかわコスモスマラソン」の開催や、国内一流選手を招いたハイレベルな「観るスポーツ」として、「北海道室内棒高跳大会」を開催するなど、全道・全国規模の大会を関係機関と連携して積極的に誘致し、競技人口の拡充と競技指導者の育成・資質向上を図ります。

ことし7月には、東京箱根間往復大学駅伝競走で出場シード権を獲得した、「國學院大學陸上競技部」の合宿を受け入れ、練習環境のバックアップや情報提供を行うほか、陸上競技を通じた小・中・高校生との交流を支援します。

以上申し上げまして、平成23年度の教育行政執行方針といたします。

「教育のマチたきかわ」は、市民の願いであり、誇りです。

教育委員会では、先人がはぐくんできたすぐれた伝統や文化を生かし、さらに継承して、滝川の新しい歴史をつくる子供たちの健やかな成長と、市民一人一人がみずから学び、みずからを高められる生涯学習社会の実現を目指します。

今後とも、市民の皆様とともに教育行政を積極的に推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長 それでは、続きまして議案第1号の説明を求めます。副市長。

○副市長 それでは、議案第1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんいただきたいと思います。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ

3億2,636万6,000円を増額し、予算の総額を209億6,336万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

次に、2ページから4ページまでは、第1表の歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

それでは、5ページをお開き願います。第2表の地方債補正でございますが、追加といたしまして、道営経営体育成基盤整備事業債を追加し、限度額を2,670万円とするものです。道営経営体育成基盤整備事業債は、道営土地改良事業を実施するための市負担金の財源として発行したいとするものでございます。

変更といたしましては、道路新設改良事業債9,770万円を増額し、1億1,530万円、公園緑地造成事業債1億5,800万円を増額し、1,880万円とするものでございます。道路新設改良事業債は、道路改良舗装工事、橋梁長寿命化修繕計画策定などによる道路の新設改良事業費の増及び鈴蘭通り線のバリアフリー化に向け、調査設計を実施することによるものでございます。公園緑地造成事業債は、公園施設長寿命化計画の策定、さくら公園の実施設計、市内2カ所の公園遊具改修工事、市内6カ所の公園施設改築実施設計の実施によるものでございます。

続いて、補正の内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費、補正額1,915万2,000円の増額につきましては、電子計算事務に要する経費の補正でございます。住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成24年7月に予定されている施行日に向け、住民情報システムの改修をしたいとするものでございます。改正内容は、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便性の増進及び市町村等の行政の合理化を図ること、2つ目が戸籍の付票記載事項通知を住所地から本籍地へ電子的に送信を行い、戸籍システムへデータ連携ができるようにすること、3点目が他市町村へ住所を移した場合でも住民基本台帳カードを継続して利用できるようにする、この3点でございます。23年度のシステム改修費用について補正したいとするものでございます。

2款1項2目広報広聴費につきましては、当初予算で議決いただきました市勢要覧作成経費について電源立地地域対策交付金事業の申請を行い、このたび採択の見通しが立ったことから、歳入予算の補正を行い、一般財源の振りかえを行いたいとするものでございます。

2款1項3目企画費、補正額75万円の増額につきましては、ウエルカムプロジェクトに要する経費の補正でございます。財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の採択の見通しが立ったことに伴い、当初予算において議決いただいた80万円に助成金見込額の75万円を上乗せし、滝川おためし暮らしモニターツアーや移住相談会の拡充に努めるなど、移住定住事業のさらなる推進をしたいとするものでございます。

次に、2款4項3目市議会議員市長選挙費、補正額500万円の減額につきましては、市議会議

員及び市長選挙の執行に要する経費の補正でございます。平成23年4月24日執行の市議会議員選挙及び市長選挙は、未曾有の大災害、そして大変な被害となりました東日本大震災の被災者の方々の心情への配慮の中で選挙運動が行われました。この結果、公費負担額が大幅に縮減される見込みとなり、選挙運動公費負担金を減額補正したいとするものでございます。

3款2項1目児童母子福祉費、補正額334万3,000円の増額につきましては、母子福祉に要する経費の補正でございます。母子家庭自立支援給付金は、母子家庭のお母さんが就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関で2年以上修業する場合に修業期間における生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にしている制度でございます。このたび国の要綱が改正されたことに伴い、従来の対象資格である看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士に加え、市民ニーズが高まってきております准看護師について新たに6月より対象としたいとするものでございます。

3款5項1目災害救助費、補正額500万円の増額につきましては、災害救助に要する経費の補正でございます。この補正は、市議会議員及び市長選挙の執行に要する経費で縮減されました選挙運動公費負担金の一部を活用し、行いたいとするものでございます。東日本大震災の被災地に対する支援といたしましては、第1回定例会で議決いただきました500万円の災害見舞金を初め、消防職員や看護師などの専門職の派遣、また被災地に本を届け、児童への本の読み聞かせを行うため独自に職員を派遣する等、被災地への支援活動を実施してきているところでございます。被災地の復興状況は、日々変化しており、今後も緊急かつ迅速な対応が求められることが予測されます。こうした状況を踏まえまして、被災住民への最大限の支援を迅速かつ柔軟に対応していくため補正したいとするものでございます。職員派遣、応援物資の輸送、それから災害見舞金等の追加等を見込んでございます。

次のページをお開き願います。14ページ、15ページでございます。4款1項3目保健センター費、補正額457万5,000円の増額につきましては、がん検診推進事業に要する経費の補正でございます。この事業は、市町村が実施する大腸がん検診において特定の年齢に達した方に対し検診手帳及び検診費用が無料となる大腸がん検診無料クーポン券を送付し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、健康保持及び増進を図ることを目的とするものでございます。厚生労働省の疾病予防対策事業費等補助金を活用いたしまして、残りを市が負担することで自己負担額を無料として実施したいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額1,180万5,000円の増額につきましては、他会計繰り出しに要する経費の補正でございます。介護保険特別会計の補正に伴う特別養護老人ホームスプリングラー設置工事費に係る一般会計負担分の整理として960万円を、また後期高齢者医療特別会計の補正に伴う住民基本台帳法改正に伴う後期高齢者医療システム改修費の一般会計負担分の整理として220万5,000円を補正したいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額439万2,000円の増額につきましては、農業の振興に要する経費469万2,000円の増額と担い手育成支援事業に要する経費30万円の減額の補正でございます。農業の振興に要する経費につきましては、国の指導により水田農業推進協議会と担い

手育成総合支援協議会の機能をあわせ設立いたしました滝川市農業再生協議会への負担金及び補助金の補正でございます。戸別所得補償制度推進事業補助金439万2,000円につきましては、事業費の全額を北海道から補助を受け、農業者個別所得補償制度の実施に伴い、地域段階で行う推進活動や要件確認等に必要な費用等を交付したいとするものでございます。農業再生協議会負担金30万円につきましては、当初予算で担い手育成支援協議会負担金の予算を議決いただいたところですが、今回の組織改編により滝川市農業再生協議会に統合されたことから、担い手育成支援事業に要する経費より予算の組み替えをしたいとするものでございます。

6款1項4目農地費、補正額4,496万円の増額につきましては、土地改良に要する経費4,400万円の増額と農地・水・環境保全向上対策に要する経費96万円の増額の補正でございます。土地改良に要する経費につきましては、パワーアップ事業の制度変更のため当初予算提案を見送っていましたが、このたび道営土地改良事業の内容が確定見込みとなりましたことに伴い、道営土地改良事業負担金の補正をしたいとするものでございます。対象地区は、昨年までの滝川東地区、江部乙西地区、滝川西地区、江部乙北地区に加えまして、今年度より新たに江部乙北西地区が加わるものでございます。次に、農地・水・環境保全向上対策に要する経費につきましては、環境保全型農業直接支援対策事業に市内2戸の農家より事業実施の要望があるのを受けまして、環境保全型農業直接支払交付金を交付するため補正したいとするものでございます。この事業は、地球温暖化防止の観点等から化学肥料や農薬を使用しない有機農業の取り組みなどが対象となり、国が支援額の2分の1を直接農家に交付し、残りの2分の1を市が北海道の負担分とあわせまして交付するものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額2,875万円の増額につきましては、商業振興対策に要する経費200万円の増額と中心市街地活性化対策事業に要する経費2,000万円の増額、それから商工業金融対策に要する経費200万円の増額と産業連携に要する経費475万円の増額、これらの補正でございます。まず、商業振興対策に要する経費につきましては、商店街にぎわいづくりの仕組みを中心市街地だけではなく、近郊商店街に広げ、商業者を初めNPO法人、市民団体、市民が協働で多様なイベントを開催し、連携強化を図りながら、にぎわい創出をまち全体につなげていきたいとするものでございます。昨年度は、中心市街地を対象区域に各商店街振興組合や市民団体等が共同して実施いたしました街なか賑わいづくり支援事業と中心市街地区域以外の商業団体等を対象として実施いたしました商店街等魅力アップ支援事業を新たに商店街賑わいづくり支援事業といたしまして実施をするため、各商店街振興組合、NPO法人など14団体で構成される賑わい再生実行委員会に補助するため補正したいとするものでございます。事業費のうち100万円を財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金で見込んでおります。中心市街地活性化対策事業に要する経費につきましては、平成18年度に中心市街地や商業の活性化に結びつく商業者等の自主的な取り組みに柔軟に対応するために創設された滝川市中心市街地活性化協議会の基金に2,000万円を負担し、中心市街地活性化に向けた取り組みをより一層強化するため補正したいとするものでございます。具体的には平成25年3月までの中心市街地活性化基本計画期間以降、中心市街地再生に向けたさらなる展開策の足がかりを構築すべく実施したいとするもので

ございます。それから次に、商工業金融対策に要する経費につきましては、後ほど提案いたします議案第8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例で説明も申し上げますが、東日本大震災の発生に伴う社会的、経済的環境の変化による買い控えや仕入れコストの高騰などにより一時的に売り上げや利益が減少するなど業況が悪化し、資金繰りに支障を来している中小企業の方々の経営の安定化等に資するため、中小企業等震災緊急対策資金を設立し、保証料補給金を拠出したいとするものでございます。産業連携に要する経費につきましては、滝川市商工業振興条例に基づく工場立地等助成金ですが、平成21年12月29日に指定した企業が工場等の操業、または事業の開始したときから1年を経過した後という助成要件にこのたび該当となりましたので、475万円の助成金を交付したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。16ページ、17ページでございます。8款1項1目土木管理費、補正額137万2,000円の増額につきましては、まちづくり・川づくり事業に要する経費の補正でございます。滝川市水災防止方策検討業務として当初予算で342万6,000円を議決いただいたところですが、このたび北海道開発局札幌開発建設部からの発注額が確定したこと及び嘱託職員の報酬額が確定したことにより、調査委託費などの増額と人件費の減額をあわせ137万2,000円を増額補正したいとするものでございます。事業費の全額を北海道開発局札幌開発建設部からの水災害防止体制検討調査補完業務委託金で見込んでおります。

8款2項2目道路新設改良費、補正額1億4,095万円の増額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございます。道路の新設改良につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金の対象事業を中心に、生活環境改善対策として優先度の高い路線などを選定し、実施したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。18ページ、19ページでございます。8款3項1目河川維持費、補正額1,000万円の増額につきましては、河川の整備に要する経費の補正でございます。昨年8月24日に発生いたしましたゲリラ豪雨により有明地区において浸水被害が発生し、緊急的にしゅんせつ工事を実施したところでございますが、のり面がなお不安定な箇所があるため、護岸改修に向け実施設計及び用地測量を実施したいとするものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額3,114万1,000円の増額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。公園緑地造成事業費につきましては、公園施設長寿命化計画の策定、さくら公園の実施設計、公園施設改築実施設計及び公園遊具等改修工事を実施したいとするものでございます。

次に、8款4項5目街路事業費、補正額1,002万円の増額につきましては、街路事業費の補正でございます。昨年の第4回定例会でバリアフリー基本構想策定事業及び滝川駅バリアフリー化設備整備事業費補助について補正予算の議決をいただいたところですが、このたび基本構想に基づき鈴蘭通り線のバリアフリー化に向けて、調査設計及び特定事業計画の策定を行いたいとするものでございます。

次に、8款5項1目住宅管理費、補正額305万1,000円の増額につきましては、地上デジタルテレビ放送対策に要する経費の補正でございます。本年7月にアナログ放送が廃止されること

に伴い、既存アナログテレビ電波障害対策設備の撤去費用等を補正したいとするものでございます。

９款１項２目防災費、補正額６万７千６００円の増額につきましては、災害対策に要する経費の補正でございます。災害に強いまちづくりと安全、安心の備蓄の実現に向け、災害時に必要となる物資を計画的に備蓄していくため補正したいとするものでございます。備蓄計画は、避難者を３、５００人と想定したもので、今回の東日本大震災に寄せられた支援物資のうち余剰となり、各自治体の要望によりあっせんされるものを最大限活用しながら、入手困難な食料品を中心といたしまして計画的に購入したいとするものでございます。

次に、１０款１項３目教育振興費、補正額１６万２千２００円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。昨年の第４回定例会で江陵中学校野球部が静岡県で開催される文部科学大臣杯第２回全日本少年春季軟式野球大会に出場することに伴う滝川市立江陵中学校野球部全国大会出場を応援する会補助金の補正を議決いただいたところですが、東日本大震災の影響によりまして大会が延期となり、未執行額につきましては返還をいただいたところでございます。このたび延期された大会の日程が９月に決定をしたことに伴いまして、改めて補助支援要請のありました大会出場経費の一部を補助したいとするものでございます。

１０款２項１目学校管理費、補正額５０万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。東小学校の教育振興に役立てていただきたいとの寄附者の意向によりまして、過年度においてご寄附賜りました５０万円を財源といたしまして、体育館内の古くなった舞台幕などの更新を行いたいとするものでございます。

１０款３項１目学校管理費、補正額３８万３千３００円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。明苑中学校の木工室の床下が腐食をし、一部使用制限を加えることとなったため、子供たちが安心して学べるよう床の改修工事を行いたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。２０、２１ページでございます。１０款６項１目社会教育費、補正額３１万３千７００円の増額につきましては、芸術文化振興に要する経費の補正でございます。４点でございますが、１点目は滝川市指定文化財第３号に指定しております華月館につきまして屋根などの損傷が著しく雨漏りをしていることから、修繕のため１３０万円を補正したいとするものでございます。２点目は、朗読ワークショップ、３世代交流合唱祭などを開催するたきかわライブパフォーマンス事業について財団法人北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の採択の見通しが立ったことから、市に交付される助成金を補助金としてたきかわライブパフォーマンス事業実行委員会に交付するため１００万円を補正したいとするものでございます。３点目は、昨年滝川開村１２０年記念事業として作成いたしましたたきかわカルタにつきまして大変な好評をいただいております、購入できなかった市民の方から増刷の要望が強いことから、８００部の増刷を行いたく、７万８千７００円を補正したいとするものでございます。４点目は、昨年１２月１日に滝川市指定文化財第７号の指定を行いました太郎吉蔵の記念事業といたしまして、太郎吉蔵を紹介するとともに文化財を通して滝川市の歴史と文化を改めて再認識できるようにたきかわ歴史の語り部事業を実施したく５万円を補正したいとするものでございます。

10款6項6目図書館費、補正額8万9,000円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。滝川市にちなんだ絵本の購入に充ててほしいと、図書の購入に充ててほしいとそれぞれ寄附をいただいております。過年度においてご寄附を賜りました8万9,000円を財源として、それぞれの意向に合う図書の購入費に充てたいとするものでございます。

10款7項1目体育振興費、補正額150万円の増額につきましては、体育指導及び振興に要する経費の補正でございます。ことしの箱根駅伝でシード権を獲得いたしました國學院大學の駅伝チームが7月24日から6日間にわたって滝川市で合宿を行うことになりました。國學院大學は地元唯一の大学であるということで、市を挙げて応援したく、市、國學院短期大学協力会、財団法人滝川市体育協会などで組織をしている國學院大學陸上競技部駅伝チーム滝川合宿受け入れ実行委員会に対し、補助支援要請のありました合宿費用の一部として100万円を補助したいとするものでございます。また、合宿期間中に選手と市民が交流できる陸上教室を開催し、陸上競技の楽しさやおもしろさを知ってもらう機会を設ける予定でございます。もう一点は、本年10月に第90回全国高等学校サッカー選手権北海道予選大会が滝川市の空知川河川敷サッカー場で開催されますことに伴い、滝川サッカー協会に対し補助支援要請のありましたサッカー場の土や砂の入れかえ及び芝の張りかえなどに必要な費用の一部として50万円を補助したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額74万8,000円の増額につきましては、過誤納還付金及び還付加算金の補正でございます。老人医療費の精算によるもので、老人医療給付費を社会保険診療報酬支払基金などに返還するため補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で3億2,636万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして8ページ、9ページをお開き願います。15款2項1目民生費補助金250万7,000円の増、15款2項2目衛生費補助金228万7,000円の増、12款2項4目土木費交付金4,552万円の増、15款3項3目土木費委託金137万2,000円の増、16款2項5目農林業費補助金1,825万2,000円の増、16款4項1目道交付金59万7,000円の増、19款2項1目基金繰入金1万7,000円の増は、いずれも歳出関連でございます。20款1項1目繰越金1億1,206万4,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。21款5項3目雑入355万円の増は、歳出関連でございます。

次のページをお引き願います。10ページ、11ページでございます。22款1項2目土木債1億1,350万円の増、22款1項5目農林業債2,670万円の増についても歳出関連でございます。

以上、歳入合計で3億2,636万6,000円の増額となったところでございます。

先ほどちょっと間違っただけで説明をしたところがあつたようでございます。大変申しわけございません。5ページの地方債の補正、公園緑地造成事業債の説明の際に1億5,800万円増と説明いたしましたが、1,580万円増の誤りでございます。失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 次に、議案第2号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、議案第2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案は、特別養護老人ホーム緑寿園のスプリンクラー設置工事に要する経費3,820万円でございます。このうち介護保険特別会計の負担額は2,860万円、一般会計の負担額は960万円でございます。このスプリンクラーの設置につきましては、平成19年に消防法の改正に伴いまして延べ床面積が1,000平米以上から275平米以上と設置範囲が拡大されたことに伴いまして、平成23年度末までに設置義務が生じたことから、該当となりました緑寿園にスプリンクラーを設置するものでございます。なお、養護及び軽費老人ホームに係ります設置工事費については、本年2月18日に開催の第1回市議会臨時会におきまして地域活性化・きめ細かな交付金事業として、繰越明許でございますが、補正済みでありますことを申し添えたいと思います。

それでは、議案に基づきましてご説明申し上げます。第1項で、介護サービス事業勘定の総額にそれぞれ3,820万円を追加し、同勘定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4,156万円とするものでございます。

第2項で、補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第3項で、地方債は第2表によるところでございます。

補正内容につきましては、事項別明細書で歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。1款2項1目施設介護サービス事業費、15節工事請負費に3,820万円を増額するものであります。

以上、歳出の補正額を3,820万円とするものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻っていただきまして8ページ、9ページをお開き願います。4款1項1目一般会計繰入金960万円、新たに7款1項1目、市債の施設介護サービス事業債、スプリンクラー整備事業債でございますが、2,860万円を増額するものであります。

以上、歳入の補正額を3,820万円とするものでございます。

以上を申し上げまして、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 次に、議案第3号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算の概要でございますけれども、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となることから、住民基本台帳システムの改修が予定をされております。このため住民基本台帳システムと連携をしております後期高齢者医療システムを改修するために、一般管理費の委託料について増額補正したいとするものでございます。

1ページをごらんをいただきたいと思います。第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,097万3,

０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

２ページ、３ページにつきましては、第１表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いをいたします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開きをお願いをいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額２２０万５、０００円の増額につきましては、後期高齢者医療システムの改修による委託料の増額でございます。

以上、歳出合計で２２０万５、０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額２２０万５、０００円の増額についてでございますけれども、システム改修費を事務費繰入金として一般会計から繰り入れしたいとするものでございます。

以上、歳入合計で２２０万５、０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第３号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長 　ただいま議案第２号の説明につきまして訂正の申し出がございましたので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

○保健福祉部長 　第２号の介護保険特別会計補正予算の中で、最初にかがみの１ページでございますが、私、（歳入歳出予算の補正）の中で第１項及び第２項と申し上げましたが、第１条第１項及び２項でございます。次に、（地方債）でございますが、私先ほどは第２項と言いましたが、第２条でございます。申しわけございませんでした。訂正申し上げます。

（何事か言う声あり）

○保健福祉部長 　申しわけございません。先ほど地方債のほうは第３項と申し上げましたが、これは第２条の間違いでございます。申しわけございませんでした。

○議長 　次に、議案第８号の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 　ただいま上程されました議案第８号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、本年３月１１日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震及びこれに伴います原子力発電所の事故によります災害で、社会的、経済的環境変化のため一時的売り上げの減少、仕入れコスト高騰など業況が悪化し、資金繰りに支障を来しております中小企業者等の経営の安定化等に資するため、緊急対策資金を創設いたしたく滝川市商工業振興条例の関係部分の規定につきまして所要の改正を行いたいとするものでございます。

それでは、議案第８号参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、１ページをお開きください。第１条、文言整理でございます。附則第５項におきまして滝川市商工業振興条例第２３条に

規定しています融資のあっせん」と第26条に規定しております信用保証料の補給、第27条に規定しております利子の補給の対象事業に中小企業等震災緊急対策資金を加えております。

附則第6項におきまして、その資金の趣旨を規定したものでございます。

附則といたしまして、第1項で、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

第2項で、平成20年度に制度創設いたしました原油価格高騰緊急対策資金の融資のあっせんを受けている者に対しましての当該融資にかかわる利子補給についての継続について規定したものでございます。

今回の改正は、市内金融機関と協調した中で制度設計しております。資金使途は運転資金、融資限度額は500万円以内、融資期間は3年以内、融資利率は固定金利で長期プライムレートから0.2パーセントマイナスしたものでございます。また、信用保証料の2分の1補給、利子の全額補給という資金制度としており、既存の中小企業特別融資資金よりも手厚い制度としております。

以上、議案第8号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上をもちまして平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱説明、教育行政執行方針並びに議案第1号から第3号まで及び議案第8号の説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認をしたとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第9から第18までを本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

この辺でちょうど12時でございますので、休憩とさせていただきます。再開は13時からいたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時01分

○議長 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第9 議案第4号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）

○議長 長 日程第9、議案第4号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）を一

括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 それでは、議案第4号、議案第10号をご説明させていただきます。

まず最初、議案第4号から説明させていただきます。上程されました議案第4号 滝川市経済部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例の提出の趣旨でございますが、経済部が所管いたします施設である滝川市にぎわい広場における指定管理期間につきまして、これまで年度途中の8月上旬を管理期間の周期としてまいりましたが、市の会計年度及び議案第10号で提出させていただいております指定管理者の決算期との整合性がとれないことから、事業報告等の事務手続の煩雑化が生じております。これを解消するためにも平成23年8月8日から開始されます指定管理者の指定に係る公の施設の管理を行う期間につきましては、滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間とする特例措置を定めるため、条例を制定したいとするものです。

附則で、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第4号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（にぎわい広場）についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

施設の名称は滝川市にぎわい広場、所在地は本町2丁目163番地1。指定管理者となるべき団体の名称、株式会社アニム滝川、代表者は代表取締役社長、塩尻一幸氏です。指定期間は、議案第4号で提出させていただいておりますが、平成23年8月8日から平成26年3月31日までの期間でございます。

公募を行わない理由でございますが、当施設は市民が街なかで自由に活動し、憩える空間として個性豊かな地域活動と街なかのにぎわいを創造するために設置した広場でございます。一方、商工会議所が設置しました弁財天ひろばに隣接することから、弁財天ひろばを受託管理しております株式会社アニム滝川で一体的に管理したほうが効率的であるということから、公募によらず指定管理の選定を行っているところです。

以上、議案第10号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第４号及び第１０号の２件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号及び議案第１０号の２件はいずれも可決されました。

◎日程第１０ 議案第５号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１０、議案第５号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました議案第５号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を説明させていただきます。

本議案の提案の趣旨であります、機構の改善を図ることにより市政を効率的に執行するため改正したいとするものであります、改正の具体的内容につきましては、農政部門の組織強化のため現在の経済部から独立し、新たに農政部を設置したいとするものでございます。この背景といたしましては、昨年施行されました農業者の戸別所得補償制度の本格実施、また農作物、農畜産物のブランド化など滝川市の基幹産業であります農業の振興をより一層推進したいとの考えから、その機構を明確にし、組織体制の充実を図りたいとするものでございます。

それでは、議案第５号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。新旧対照表のほうをお開き願います。第１条第４号であります、経済部の事務分掌のうち、エ、農業及び林業に関するものを第５号において新たに設置する農政部に移管するものでございます。以下は、号の繰り下げでございます。

附則であります、この条例は、平成２３年７月１日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第５号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 大きく２点お伺いをしたいと思います。

まず、１点目は、説明で述べられたように農政の強化は当然のことですので、評価をするものです。そこで、７月１日に新たな機構改革の全容が示されるというふうに思うのですが、２つの部に分けた場合、現在の課、室をどのように２つに分けるのか。また、例えば東滝川畜産試験場跡地開発は、今は産業観光室、ここで担っている。これは非常にどちらにも分かれるもので、機械的にここからここということではないと思うのですが、どのように経済部と農政部に分けるのか。また、その両部の人数は、職員数が今２８となっておりますが、何人ずつを見込んでいるのか伺います。

大きな２点目ですが、今回機構改革という大きな目的を持って行っているということで、ほかの部についても検討が加えられたのかということをもぜひお聞きをしたいと思っております。その際、部の人数でいうと保健福祉部が８１人、総務部も５０人台で６０人に近いところです。こういうことや業

務の広範囲にわたるということから、こういった部についても2つに分けるとかというような検討はされているのかというようなことについて伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 それでは、答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、清水議員からご質疑2つございました。今回の機構改革に伴いまして2つの部をどのような形でということで、今まさに協議を今の経済部の中でどこの部がどの分を所管するのかということを相談させていただいているところでございます。

それと、ほかの部の検討を加えたかという部分、2つ目でございますけれども、今回は経済部一本で検討させていただいたと。ほかの部につきましては、今後またいろんな意味で検討は続けないかなければならないのかなと思ってございますけれども、例えば今議員さんがおっしゃった保健福祉部なんかは、確かに平成18年の子育て応援課ができたときには教育委員会の施設、児童館関係が子育て応援課におりてきたと。それで、人数もふえたという形なのですけども、それはやはり子供さんのための組織ということで、あえてそういった組織をつくらせてもらったと。それは、やはり市民の皆さんにもわかりやすい組織にするためにそのような形になったと。結果としては保健福祉部に今それだけの人数がいらっしゃるのかなということはあるんですけども、特に保健福祉部については今の人数で非常に充実しているのではないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目については、ご答弁が協議中という端的過ぎるご答弁でしたので、それは協議中だというのは大体想像はつくのですが、2つの部の性格から非常に関連があるということもあって経済部にまとめられたという経過があれば、2つの部にまたがるけれども、関係するけれども、それを分けても弊害にならず効果的にする工夫というのはやっぱり相当要るのだろうというふうに思うのですが、具体的に例えば両部の協議だとかいうことでクリアできる問題なのか、あるいは今の産業観光室の仕事を2つにばあんと分けたりするようなことも考えられているのか。

また、両部の人数の見込みについてはお答えはありませんでした。強化ということであれば、部長さんはお一人当然ふえるということで、そこについては強化だというふうに思うのですが、新たに28を2つ合わせると29とか30とかそんな考えはないのかと。

それと、ほかについては今回余り考えられていないということではありますが、現状としてやはり81名の保健福祉部とか、あるいは税から国保から窓口の戸籍からごみ、廃棄物、衛生、交通安全、新しい省エネだとか、町内会、コミュニティセンターの管理まで、市民生活部というのは人数はそれほどでもないのだけれども、50名ぐらいですか。しかし、部長さんと次長さんでよくやるなというふうに考えたりもするのです。そういうこともあるので、今後そういうことについてきめ細かい行政という意味でそういったものを部の分割のようなことを検討して、分割というふうに言ってしまうとあれですけども、機構改革について今後どういう方向で検討されていくのかも伺いをしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、最初のご質疑でございます。両部で協議というか、今の経済部の中でいろいろと協議をしていかなければならないというふうに、先ほどと同じような答弁になりますけれども、当然一緒に協議しながら進めていかなければならない中身もあると思っております。というのは、今の経済部の中でやっている部分、それが分けることによって連携をとらなければならない部分なのかなというふうに考えてございます。

それと、人数はという部分なのですが、総体の人員は4月1日で固まっておりますので、それをこれからどうするのかというのも今まさにいろいろと協議をさせていただいております。ただし、人数は限られた人数の中で工夫をしていかなければならないというふうに考えてございます。

それと、今後の部の分割ですとか機構改革についての考え方ということでございますが、機構についてはやはり常に考えていかなければならないのかなとは思っておりますけれども、今の市民生活部が非常に広範にわたる仕事という意味では確かにそういう状況かなというふうには思っておりますけれども、実際にはそれぞれの課があったり、それぞれのグループがあったりということと機能しているのかなというふうに、私どもはそういう認識で考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先ほど後ろのほうからこれ政策判断だから市長から答弁をという話ありましたので、私は真正面に市長に対して質疑したいと思います。

過去に農政部というのはあったと思います。それで、前市長は何らかの意味があって経済部と統合したと思うのです。農業は以前から基幹産業だと言われてきた。そういった中で、やはり弱体化しているという思いがあって、今回このような分離というか、単独でということを考えられたと思うのです。その辺の部分を市長から直接伺いたいと思います。

○議長 長 それでは、答弁を求めます。市長。

○市長 長 それでは、三上議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどの清水議員のご質疑に次長のほうからお答えさせていただきましたが、私としてもやはりこのまちの基幹産業は農業であるということは強烈なメッセージとして皆様にお送りしたいという思いから、今回の農政部というふうな復活につながったわけでございます。前市長が経済部の中に組み込まれた意味は、いろいろとお考えになった末の結果であろうかと思えます。しかし、今の農業を考えると、やはりこのまちの基幹産業である農業をさらに強化するためには農政部という形で支援をさせていただいて、農業振興を図ることがこのまちの活性化につながるという強い思いからの復活であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

東滝川に吉岡元市長の石碑がございます。富国在農という言葉でございます。私は、そのとおりで思っています。国の富はやはり農業にあるということでございますが、私はこのまちのもとになるのもやはり農業であるという思いであるということでご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例及び滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例及び滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例及び滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございます。既にご案内のとおり、平成21年度から平成23年度までの新滝川市活力再生プランに基づき、特別職、教育長及び一般職において財政収支を改善するための給与縮減、また生活保護費国庫負担金の返還に伴います財政調整基金を復元するための給与縮減について現在取り組んでいるところでありますが、新たに就任いたしました市長及び副市長につきましてもこれらの取り組みを踏まえまして給料月額の減額等をするため、本議案を提案したいとするものでございます。

それでは、議案第6号の内容についてご説明を申し上げますので、参考資料、新旧対照表のほうをお開き願います。2条立てとなっている条例でございます。まず、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係であります。この内容につきましては新滝川市活力再生プランに基づく財政収支を改善するための給与縮減となっております。

附則第2項であります。市長及び副市長の給料月額について当分の間100分の15.8を減じたいとするものでございます。ただし、離職の日における給料月額は減ずる前の額としたいとするものでございます。

附則第4項につきましては、項の整理でございます。

次に、滝川市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。この内容につきましては、新滝川市活力再生プランに基づく生活保護費国庫負担金の返還に伴いま

す財政調整基金を復元するための給与縮減となっております。

第1条でございます。平成23年7月1日に在職する市長及び副市長につきまして必要な事項を定めたいとするものでございます。

第2条でございます。平成23年7月1日に在職する市長及び副市長のそれぞれの任期中の在職期間、平成24年3月31日までの期間に限りませんが、それぞれの給料月額について先ほどの第1条で100分の15.8を減じたところからさらに100分の3を減じたいとするものであります。ただし、離職の日における給料月額は、先ほどと同様減ずる前の額としたいとするものでございます。

第3条については、第2条にその趣旨を含めたことによる条の整理でございます。

条例附則であります。第2項については、項の整理でございます。

改正附則であります。この条例は、平成23年7月1日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第6号の説明とさせていただきます。

予算額への対応といたしましては、本改正によりまして今年度予算額ベースで約130万円の増額となるところでありますが、総務部長の副市長就任に伴いまして、総務部長分として約960万円の執行留保が見込まれるという状況でございまして、現計予算額で対応したいと考えているところでございます。

また、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正によります減額の影響額でございます。条例本則との比較で申し上げますと、1年分の給与と共済費を合わせて人件費ベースで市長で約312万円、副市長で約256万円、滝川市長及び副市長の給与月額の特例に関する条例の一部改正によります減額の影響額としましては、23年7月1日から24年3月31日までの間となりますが、給与と共済費を合わせました人件費ベースでは市長で39万円、副市長で35万円となる予定となっております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 2点お伺いしたいのですが、財政収支健全化のためにこれまでも行っていることを再度検討して、パーセントを決めたというご説明ですから、前市長時代は本則の30.8パーセントというのがまず比較の基準というか、になると思うのですが、今回は15.8ということで、前市長が2003年に市長になられてこの数字を決めたというふうに思うのですが、その当時、あるいは2007年、2期目のときの当時の財政状況と前田市長がなられた2011年の滝川市の財政状況を比較して、やはり改善されているということでこういった数字を出されたのかなというふうに思うのですが、そういう比較という意味で財政状況をどのように認識をされているのかというのが1点目です。

2点目は、職員幹部、また議員との比較で、職員幹部や議員はどの程度の本則からの減額であり、それとの比較ではどうなのかということを数字で示していただきたい。

以上です。

○議 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、収支健全化の関係でというご質疑なのですが、先ほど市長の最初にご説明させていただいた決算の関係で、概略ということで、22年度すべて黒字会計ということでもご説明させていただいたところでございます。

それと、財政健全化指標がございます。それは、21年度の数字で申し上げさせていただきますけれども、実質公債比率が14.5パーセント、これは25パーセントを超えると早期健全化団体となつてございますけれども、当市では14.5パーセントとなつているところでございます。それと、将来負担比率が滝川市は98.0パーセントでございます。これも350パーセントを超えると早期健全化団体ということで、その段階までには至っていない状況というふうに考えてございます。

それと、前市長の30.8パーセントはという部分でございますが、それは前市長が30パーセント給与カットというのは一つの公約として出されて当選されたという経過でございます。今回は、今まで特別職につきましては10パーセントのカットをされている。12年4月から行革の中で10パーセントカットする中で、その後14年の12月、16年の7月にそれぞれ人勧でカットが2パーセント、3パーセントと行われてございます。それが今15パーセントでございます。それと、12年の12月、21年の12月、これが0.3パーセントずつ人勧で下がってございます。それと、22年12月1日に0.2パーセント人勧がございまして、合わせまして15.8パーセントということで、市長、副市長もこの数字に合わせさせていただいているということで、今回ご提案させていただいている中身でございます。

それと、職員と議員の比較という今お話でございますけれども、職員の部長職で比較した数字でございますけれども、部長職で総体の給与で見ますと10.8パーセントがカットになっている状況でございます。それと、ご質疑の議員さんの分でございますが、議員さんは今3.8パーセントをご協力していただいているということになってございます。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 日程第12、議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本年4月27日、地方税法の一部を改正する法律が公布をされ、この法律改正に伴い、滝川市税条例の一部を改正したいとするものでございます。

初めに、今回の地方税法の改正の要旨等でございますけれども、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行の税制をそのまま適用した場合、被災された納税者の実態等に照らすと適当でないと考えられるものなどについて緊急の対応として地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に公布をされたところでございます。地方税法の一部改正に伴い、このたびの議案にかかわる市税条例の改正内容についてご説明申し上げます。個人市民税に関するものでございますけれども、1点目は雑損控除の特例でございます。2点目につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用の特例についてでございます。以下、内容を簡潔にご説明申し上げますので、議案第7号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。

附則第22条は、納税義務者の選択になりますけれども、東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失等を平成22年分の総所得金額等から雑損控除の対象とすることにより、平成23年度分市民税の課税計算の中で算入をし、今年度分の実質的な市民税額の軽減を図ることができるとする措置でございます。本来今般の東日本大震災は平成23年中に発生したものでありますことから、現行の税制では平成24年度分市民税の課税計算の中で算入されることとなるため、震災により今現在担税力が減退された方に対する税制としては適当ではないものとして改正をするものでございます。

附則第23条につきましては、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用の特例といたしまして、震災の発生いたしました3月11日現在、住宅ローン減税の適用を受けていた住宅が震災により滅失などで居住できない状況になったとしても、控除の対象期間として残っている期間につきまして引き続き減税を適用する措置でございます。市民税における住宅ローン減税の適用につきましては、所得税で控除し切れない場合に市民税から控除できるということとなっております。本来住宅ローン減税の適用を受けようとする場合には、当該住宅に居住をしていることが要件となりますが、震災により滅失等した場合において当然居住の用に供することができないこととなります。その場合現行の税制では平成24年度分の減税の適用を受けることは可能となりますけれども、平成25年度以降の減税の適用は受けることができなくなります。さきの附則第22条と同様に、今現在担税力が減退された方に対する税制としては適当ではないものとして改正したいとするものでございます。

恐れ入りますが、本文に戻っていただきたいと思いますけれども、2ページでございます。2ページ、附則におきまして、この条例は、公布の日から施行をさせていただきたいとするものでございます。ただし、附則第23条につきましては、平成24年1月1日からの施行となるところでございます。

以上、議案第7号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 議案第9号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第9号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第9号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例におきましては、補助金の対象となる工事の施工者は市内建設業者であることと制限を設けております。市内建設業者の規定は、本条例第2条第3号にて市内に本社を有する法人、または市内で事業を営む個人で、建設業法の許可を受けているものと定めています。今回の改正案は、この規定である市内に本社を有する法人についての緩和であります。市内の法人同士の合併、事業譲渡その他の事由による業務の承継により設立された法人であって、合併等以前に市内に本社を有していた法人につきましては市内業者として認めたいという内容でございます。

激しい経済状況の中で、各企業におかれましては懸命な経営努力が続けられております。本条例の制定趣旨であります地域経済の活性化を推進する上から、滝川に本社を持って歩んでこられた法人については、合併等以後本社が滝川市外にあっても引き続き滝川市内で本店、支店などで営業し

ている企業につきましては対象としたいという制限を緩和したいというものであります。あわせて地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これが平成23年5月2日に公布され、その一部の規定について同年8月2日から施行されることに伴い、条例第2条第4号にて規定している関係法令の各項が繰り下がることから、文言の改正を行い、第4条第3号及び第4号においても同様に文言の整理を行いたいとするものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたしたいと思いますが、第2条第4号の改定につきましては、平成23年8月2日から施行いたしたいというものであります。

以上で議案第9号のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 ただいまの説明の中の法人の解釈で、括弧書きに範囲を広げるということなのですが、この場合今回の改修に関する条例の一部のみに適用するというのだと思うのですが、今後の地域限定入札の場合に同様な解釈をこの本店、本社という場合は使っていくのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長 長 それでは、答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいまのご質疑ですが、この法人という扱いはこの条例のみに適用するというか、規定する考え方であります。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまのご説明では、この括弧書きの中には法人であり、合併前市内本社と。普通有する法人、括弧書きの場合ですね、その法人についての説明、有する法人の説明になるのです。ということは、市内に本社を有する法人の説明書きとして、市内に本社がなくなっている法人、つまりその時点で市内本社ではない法人が説明書きでされるというのは、これは条文として矛盾ないのかなということをお聞きしたいのです。ただいまの説明は、間違いなく合併前は市内本社だけでも、合併後は市外に本社があってもという表現をされましたので、ちょっとこれでは正しくないのではないかなというのでまず1点です。

もう一点は、これ広げるということになるわけで、私は法人、また合併、譲渡その他という、それが正しい条文だろうなというふうに思うのですが、2点目は市内本社を広げるということで、広げるということになると入札等であるいはいろんな条例での一つの基準として市内営業所というのが必ずあるのです。ですから、そこまでは広げないということなのだというふうに思うのですが、そこまでは広げないその理由について、当然検討されたというふうに思いますので、以上2点伺います。

○議長 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいまの質疑ですが、法人の解釈でございますが、この条文どおりで間違いはないと思いますが。

それと、2番目の営業所まで広げるかということなのですが、この条文の趣旨でありますとおり、

この補助を受けてできる業者は市内業者のみということで考えております。それで、大手のハウスメーカー等もそうなのですが、市外に本社があって、市内に営業所、それから支店等があります。そういう業者は市外業者、市内業者ではないという考えであります。よって、本社が市外にあって、市内に営業所等があるところは、この条例等では市内業者としては扱わないと、そういう意味であります。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 1点目なのですが、これは括弧の中に書いていること、同じこと聞くのですけれども、合併后市外に本社がある法人を含んでいるということですね、この括弧の中の表現は。そこを確認します。

○議 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 本社の意味でございますが、合併前に本社が滝川にあった会社、それによって、合併によって本社が滝川市外に移ったというか、移転された会社は認めますという内容でございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 こういう表現を、わかって読む人は、わかって読むというのはこの括弧の使い方が間違いだということがわかって、つまり市内に本社を有する法人、そしてそれと市内に本社は有しないけれども、かつて合併前に本社を有していた法人、この2つは対象になるよというふうにこれを見て読める人はいるかもしれないけれども、この括弧使いでいったら、現在市内に本社のない法人、過去にはあったけれども、これがもし成立するとすると、それはもう市内に本社を有しない法人、有する法人ではないわけだから、この括弧の使い方は間違っているなと思うわけです。そしたら、どっちなのだと。要するに合併前に本社が市内にあって、そして今も市内に本社があるという、そんなのだったらこんな括弧書き要らないだろうというふうに僕は解釈したのです。なぜこんな括弧書きをつくったのだというふうに私は思ったので、私と同じように解釈をする人が当然出てくると思うのです。例えば広報とかでこのまんま載せたら、恐らく業者の方は私は混乱すると思います。これは、括弧を外して、点にして、及び合併、事業譲渡という形に、そういう条文の文章が私は誤解を招かないというふうに思いますけれども、当然今後の周知等と大きくかかわりますので、私は訂正すべきではないのかなというふうに思いますが、お考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 この条文に関しては、市の法制当局と十分協議して決めたものでございます。

以上で答弁いたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、議案第9号を否とする立場で討論をいたします。

私は、今回出される趣旨そのものについては全く異論はございません。しかし、条文が誤解を招く文章になっている以上、このまま提出をされるという市長部局のその姿勢については私は問題があると。一回この議案を撤回して、追加議案としてまた修正して出すとか、そういうことがあるべき姿だというふうに思いますので、以上反対討論といたします。

○議 長 ちょっと聞き取りづらかったのですが、反対討論ということでよろしいですね。

○清水議員 そうです。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 教育委員会委員の任命について

○議 長 日程第14、議案第11号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、議案第11号 教育委員会委員の任命について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市教育委員会委員、若松重義氏及び小田真人氏が平成23年6月26日で任期満了となります。このため後任として引き続きそれぞれ同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、印刷配付をいたしておりますので、お目通しをいただき、同意賜りますようによりしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより議案第11号のうち、若松重義氏について質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号のうち、若松重義氏について採決いたします。

本案について、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

続きまして、議案第 11 号のうち、小田真人氏について質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号のうち、小田真人氏について採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第 15 議案第 12 号 固定資産評価員の選任について

○議 長 日程第 15、議案第 12 号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 それでは、議案第 12 号 固定資産評価員の選任について提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市固定資産評価員、末松静夫氏が辞任されたことから、その後任として吉井裕視氏を選任いたしたく、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料として印刷配付をいたしておりますので、お目通しをいただき、同意賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第16 議案第13号 不動産の取得について

○議長 長 日程第16、議案第13号 不動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第13号 不動産の取得について提案理由についてご説明を申し上げます。

取得物件につきましては、滝川振興公社所有の第1パーキングビルでございます。建物の所在は、滝川市栄町3丁目426番地、構造は鉄骨づくり陸屋根5階建てでございます。床面積は、4,998.84平方メートルでございます。所有者住所及び所有者名称につきましては、滝川市泉町1丁目21番12号、株式会社滝川振興公社でございます。購入価格につきましては、消費税を含みまして7,507万5,000円でございます。購入時期につきましては、平成23年度でございます。用途でございますけれども、市民活動の拠点施設として活用するためございまして、まちづくりセンターとして市民活動や市民の交流拠点の施設として活用したいとするものでございます。

なお、本物件と同時に土地の取得も予定をございまして、金額につきましては2,400万円、面積は1,292.59平方メートルでございます。なお、仮契約日につきましては、平成23年5月20日でございます。

以上で議案第13号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、議案第13号 不動産の取得につきまして4点ほどお尋ねいたしたいと思っております。

結果的にはこのような第三セクターの後始末をしなければならない、こういう事情はわかるわけでありまして。しかし、第三セクターの破綻を市民に説明不足ではないかということでございます。第三セクターの経営にこの議会だとか議員が口を挟むことはできないという仕組みでございますが、最後は滝川市で買い取りをしなければならないわけでございます。したがって、今後もこういうことが続くというようなことで、やはり市の財政に何かと影響があるのではないかと、こういうふうに思いますので、財政課のほうの見解を述べていただきたいと思います。

2点目でございますが、7,500万円ちょっとというようなことで、振興公社にとってはこの後始末で大変ありがたいお客さんではないかと思うわけでありまして。反対に我々市民や市にとっては大変高い買い物ではないのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

3点目ですが、さて購入したこのビルは市民活動の拠点施設として活用するということでございますが、もう少しこの活用の方法、これはまちづくりセンターとやらということですが、何階はどのような会議室やら何やらというような、こんな大まかな活用案で結構ですが、お示しをいただければと思います。

最後、4点目でございますが、しかしこの駐車場を会議室等に改造するにはまたまた5,000平米もあるような広い面積のこの改装費はえらい莫大にならぬのかという問題をちょっとお答えいただければと思います。つまり購入しても、次にまちづくりセンターをしっかりと立ち上げるにはまたまたえらい経費がかからないのかと。こういう概要で結構ですが、そこをお答え願いたいと思います。

以上4点よろしく申し上げます。

○議長 今渡辺精郎議員から4点の質疑がございますが、この質疑の内容に関しましては既に前定例会において議決をされている事項もございます。その点にご留意をいただいた上で答弁をお願いをしたいというふうに思います。

答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、1点目の市民の説明不足があるのではないかなというようにお話、それと市にとって高い買い物ではないかなというようにことごとくご質疑ございました。これまちづくり交付金の事業となつてございまして、それと市債を使わせていただきたい、起債を使ってということでございます。一般財源でその部分は約2,000万円少々は一般財源を使わせていただきたいということで、前回の委員会等でもご説明させていただいている内容かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3点目の質疑でございます。活用方法といひましようか、施設何階に何を配置という趣旨のご質疑かと思ひますけれども、現在の建物の1階部分を主に改造をして、そこに事務室含めてさまざま会議室、交流スペースなどを改造する予定でございます。ですから、4点目の質疑とも関連いたしますけれども、現在ある駐車場スペースの部分を改造して、そこに例えば集会施設、会議室とかを設置するという考えでは全くございません。現在駐車場のスペースはそのまま駐車場として活用したいと、そんなふうに考えておるところでございます。

また、あわせまして4点目のご質疑でございますけれども、改造費、改修費が莫大な金額云々というご質疑でございますけれども、これにつきましても予算自体は前回の議会の中でご説明させていただいて、ご決定をいただいているところでございます。

以上で説明いたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今回のこのやつはさきの議会で議決された案件だと思います。ただ、今回は市長がかわっております。確かに新滝川プランにのっとって滝川振興公社の土地、建物を取得するというのは計画にのっとってなっていました。ただ、市長がこれだけの7,500万円の買い物をすること自体に対して、市長になってからとめることも可能ではあると思うのです。その辺どのよう

に考えていたのか伺いたいと思います。必ずしもとめれとかそういうことではないです。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 三上議員のご質疑にお答えいたします。

私も疑問に思う一人でもありました。ですから、担当部局といろいろと議論を重ねさせていただきました。しかしながら、これをもとに戻すということは不可能ということも考えましたので、また議会の決定も十分尊重すべきということもございましたので、この件につきましてはしっかりとしたまちづくりセンターをつくることによって市民の皆さんにご納得いただけるというふうに私は思いましたので、同意ということでご提案させていただいております。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、議案第13号 不動産の取得につきまして市民の声連合の渡辺精郎は可とする討論をいたしたいと思います。

ただいまの質疑でも明らかになりましたように、まちづくりセンターが必要だというよりも第三セクターの後始末という事情が見え隠れするわけでありますが、確かに第三セクターの事情はそのとおりだと思います。ですから、どの第三セクターにおいても今後経営不振に陥ったならば、やはり市民にしっかりと説明責任を果たすべきでございます。そして、まず民間に売却して整理することではありませんか。それをもともと出資元の滝川市が買い取りとはどこか理屈に合わないことが出てくるのではないのでしょうか。今回のまちづくりセンターという市民活動の拠点施設は、時あたかも市役所2階部分が図書館のために移動しなければならないという事情からは当を得た案件ではなかったかと考えます。ところで、価格にしても民間に7,500万円で購入していただける物件ででしょうか。例えば少し荒っぽい話でございますが、これが民間の不動産で競売になりましたらどれくらいで落札する人がいるのかどうか、この辺を検討してみるべきではないのでしょうか。今回のタイミングは、市としての活用の方があってよかったと思いますが、今後とも第三セクターの整理は早くから市民合意を得て、民間への売却を模索すべきであることを述べて、本議案の賛成討論をいたしたいと思います。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第17 議案第14号 不動産の無償譲渡について

○議長 日程第17、議案第14号 不動産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長。

○経済部長 議案第14号 不動産の無償譲渡について、地方自治法第237条によって議決賜りたく提案させていただきます。

無償譲渡したいとする施設、1、建物及び土地の表示に記載されております施設で、現在公益社団法人滝川スカイスports振興協会と無償賃貸契約を交わしております旧滝川市航空科学研修センター及び同センター敷地でございます。この敷地は、隣接する航空動態博物館等の機能を補完するスカイスportsによるまちづくりを進める中核施設として現在活用しているものでございます。新タッグ計画の中の行政資産の見直しの中で、航空科学研修センターの譲渡について方針といたしまして譲渡後は修繕、維持管理費はすべて協会が負担する、スカイスports振興事業にのみ使用するものとし、転売等の制限を設ける、譲渡のタイミングは公益社団法人移行後、平成23年度を目途の条件のもとスカイスports振興協会に無償譲渡し、引き続き同施設の有効活用を図るとしております。その主な要因といたしまして、同施設は昭和58年に建設いたしまして、老朽化が随所に進んでおります。今後10年間に700万円程度の修繕費も見込まれているところでございます。市の財政負担を軽減するとともに、スカイスportsによるまちづくりに必要なこの施設を末永く活用するためでございます。同協会も本年3月、公益社団法人へ移行しましたことから、今回協会へ無償譲渡しようとするものでございます。

譲渡の相手方は、公益社団法人滝川スカイスports振興協会、代表者は会長、中島健氏でございます。用途につきましては、スカイスports振興事業用施設として活用ということにしております。

以上、議案第14号のご説明とさせていただきます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 3点にわたってお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、無償譲渡後に固定資産税減免を申請されるということが常任委員会でご説明がされております。この際ですから、固定資産税が減免される法人というのはどういう法人団体、どういうものがあるのかという要綱等の規定をお伺いをいたします。それと、現状で何団体、できれば財産数というのですか、土地が何カ所とか、最低でも団体数でお伺いをしたいと思います。

大きな2点目は、これが譲渡されることでスカイスports振興協会が指定管理代行先に航空動態博物館はたしかになっているというふうに思うのですけれども、現在の指定管理関係がスカイスports振興協会との関係はどの施設について指定管理がされていて、これについては変化がないということなのか、そのあたりのことを確認をしたいと思います。

3点目は、確かにスカイスports振興協会の負担で施設が維持されていくと。市は、財政支出なく公的な施設が維持されていくということはプラスだというふうに思うのですが、この流れの延長上は、では航空動態博物館が、あるいはあそこに管制塔ありますよね。管制塔というのは、博物館

と一体のものなのかちょっとそのあたりもよくわからないのですけれども、あとスカイスポーツに関する市の施設は何が残るのかということをお伺いをしたいと思います。あわせて動態博物館が老朽化した場合に、これも振興協会に無償譲渡していくという、恐らくそういう考えはあるのだろうというふうに思うのですが、お伺いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 それでは、税の関係はちょっとまた別の者からですが、2番目のスカイスポーツ振興協会の指定管理しているところは、滑空場と、それとあそこの動態博物館でございます。旧航空科学研修センターは指定管理に入っておりませんので、指定管理とはまた別物でございます。

それと次に、動態博物館云々、これからどうなるのかということでございますけれども、やはり今後期間を置きますと修繕等が出てくるということは間違いなく予想されてございますけれども、今時点ではそこをどうするかということは決めてはおりません。今後の問題になると思います。また、何が残るのかということで、あそこの一帯の旧航空科学研修センター、今回の譲渡したいとする旧航空科学研修センター、同敷地、それ以外のものは市の財産としてございます。それとあと、滑空場のほうもございますけれども、あの地べたはご存じのように国の河川敷地ということでございます。

以上でございます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目のご質疑、固定資産の減免の関係でございます。対象法人団体数ということでございますが、今現在減免対象としてございます公益法人につきましては2つございます。1つは財団法人の体育協会と、今出てございます社団法人滝川スカイスポーツ振興協会、この2つの団体でございます。体育協会につきましては、スポーツセンター及びゲートボール場の建物、スカイスポーツ振興協会につきましては管理棟というところが該当になっております。

以上でございます。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 ちょっと追加答弁させていただきたいと思います。

動態博物館のところに一部事務所ございますけれども、これは協会の建物です。それで、動態博物館は市のものがございます。それで、指定管理しているのは、先ほど言ったように動態博物館と滑空場ということでご理解願います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 スカイスポーツ振興協会で予定されている維持管理費が委員会報告では10年間に700万円程度ということで、そこまでは振興協会で持たせてくださいと、そういう振興協会の側からお話があったのか、それとも持ってくれというふうに市のほうからお願いをしたのかという、そのどちらかということについてお伺いします。

2点目は、先ほどは今後については決めていないと。決めていないということではあっても、今回のような10年間に700万円というようなことがあるときは、どれぐらいまでなら持てるのだというような話も出ているのではなかろうかということで、今後さらなる修繕費の市の負担を減ら

すための無償譲渡ということが行われていくのか、可能性について伺います。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 どちらから話が云々ということでございますけれども、これどちらからということではなくて、やはり職員のいろんな形の中であそこを管理しているスカイスports担当者、それと財政、修繕ということで今後どうしていくかというような協議の話の中から出たということで理解していただきたいと思います。

また、10年間で700万円で、今後どうするのか、多分清水議員さんのおっしゃっているのは動態博物館も航空科学研修センターもごっちゃになって質疑しているのかなという気はいたしますけれども、それで700万円はあくまでも航空科学研修センターで使われる700万円、今後見込まれる700万円ということでございます。今後旧航空科学研修センターが例えばもう少し修繕を行うということになれば、それは協会の持ち物になりますので、協会のほうということでございますし、動態博物館の関係は先ほどお話ししたとおりでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 名誉のために、ごっちゃにはしておりませんので。

最後にお聞きしたいのですが、研修センターが指定管理外だったというその理由というのは何なのかと。市の施設で一体的に使われているのに、あそこだけが指定管理から外れるというのは何かやっぱり理由があるのだろうと。スカイスportsの施設で、では指定管理外のものはほかにまだあるのかということも感じるのですが、以上伺います。

○議長 長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 指定管理17年から行ってきたという形で、スカイパークを中心としたという形で、動態博物館なり、それと滑空場、これ市民もいつでも行けて見れたり、いろんな形で接することができるということで指定管理を行って、そしてこの旧航空科学研修センターは市民に開放されるとまた違うところで修繕を行ったり、グライダーの修繕を行ったりということで、そこら辺で分けてのことでございます。それと、先ほど来お話ししているとおりあくまでも動態博物館と滑空場、これが指定管理という対象でございます。

(「外れているものはないんですか」と言う声あり)

○経済部長 外れているものということ自体はないです。ないというか、何が外れているのか、全体が何なのかということで、動態博物館と滑空場です。これが対象です。それから、事務所は関係ありません。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第18 議案第15号 議員の派遣について

○議長 長 日程第18、議案第15号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月17日から6月23日までの7日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、6月17日から6月23日までの7日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成23年 6月24日（金）

午前10時01分 開 議

午後 3時50分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （18名）

1 番	渡 辺 精 郎 君	2 番	清 水 雅 人 君
3 番	水 口 典 一 君	4 番	坂 井 英 明 君
5 番	渡 邊 龍 之 君	6 番	小 野 保 之 君
7 番	木 下 八重子 君	8 番	山 本 正 信 君
9 番	三 上 裕 久 君	10 番	堀 重 雄 君
11 番	関 藤 龍 也 君	12 番	山 口 清 悦 君
13 番	田 村 勇 君	14 番	井 上 正 雄 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	大 谷 久美子 君	18 番	窪之内 美知代 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	吉 井 裕 視 君
教 育 長	小 田 真 人 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
総 括 理 事 兼 会 計 管 理 者	高 橋 賢 司 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 昭 君
総 務 部 参 事	居 林 俊 男 君	市民生活部長	伊 藤 克 之 君
保 健 福 祉 部 長	橘 弘 恭 君	保健福祉部次長	佐々木 哲 君
経 済 部 長	若 山 重 樹 君	経 済 部 参 事	多 田 幸 秀 君
経 済 部 参 事	中 島 隆 宏 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 技 監	三 谷 文 彰 君	教 育 部 長	舘 敏 弘 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	教育部指導参事	四十九院 正満 君
監 査 事 務 局 長	堀 下 博 正 君	病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
総 務 課 長	田 中 嘉 樹 君	企 画 課 長	中 島 純 一 君
財 政 課 長	山 崎 猛 君	行政経営課長	松 澤 公 和 君

○本会議事務従事者

事務局長 中嶋康雄君
書記 寺嶋悟君

次書

長田湯宏昌君
記村井理君

開議 午前 10 時 01 分

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、18 名であります。

これより本日の会議を開きます。

この場合、去る 6 月 15 日に開催をされました全国市議会議長会第 87 回定期総会において、議員 20 年以上の功績で田村勇副議長が特別表彰を受けました。また、議長 4 年以上の功績で中田翼前議長が、副議長 4 年以上の功績で私が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。なお、中田翼前議長につきましては、後日議長より伝達をいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 06 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊龍之議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第 2 平成 23 年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議 長 日程第 2、これより平成 23 年度市政執行方針及び補正予算大綱並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

質問は、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。質問の時間は再質問を含めて 45 分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようにお願いをいたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。ご指名を賜りました市民クラブの柴田でございます。私は、市民クラブを代表し、平成 23 年度市政執行方針並びに補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行ってまいります。

まずもって、3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災において被災された皆さん、心からお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げるところでございます。本市においても、来るべく防災体制の構築は今後必要だと考えております。私もその先頭に立って頑張ってまいりたい、このような決意を披瀝させていただきたいと思っております。

さて、前田市長、改めてお祝いを申し上げます。このたびの市長選挙、大変な激戦を戦われ、そして 52 年ぶりの民間市長の誕生ということで、市民の期待もまことに高まっているところでござ

います。ぜひとも新しい滝川のまちづくりのために全力を尽くして、今後活躍をご祈念申し上げたい、このように申し上げておきたいと思います。私も20年前、前田市議誕生に向けた選挙戦と一緒に戦った仲間の一人であります。当初持った志を、ぜひとも今回の市長選挙で勝利したことで前田市長の大きな夢の実現に向けて誠心誠意努めていただきたい。心よりご祈念を申し上げます。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、「世界に誇れる国際田園都市」について
- 2、「強く、正しく、明るく」の信条について
- 3、継続と刷新について
- 4、選択のための視点について
- 5、民間企業感覚について
- 6、「従来の仕組みや考え」について

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。今回の市政執行方針、何度も読み重ね、さらには内容についてこれからやはり市民の皆さんに前田市政のあり方についてよくご理解をいただく、このことが大切だという思いで今回質問項目を並べさせていただきました。

さて、まず第1に市長の基本姿勢についてであります。今回のこの市政執行方針、初めにという中に、市長の夢と希望あふれる世界に誇れる国際田園都市を築いていきたい、この文言がございました。まずは、この国際田園都市に向けた具体的なイメージについて示していただきたいと思います。

次に、市政運営の基本的な考え方の中に、市長が選挙戦を通じて市民に訴えられていた強く、正しく、明るく、この言葉が明記されております。この信条について、一体強くということは何なのか、正しくとは何を指しておっしゃっているのか、明るくとは何なのか、このことについて市民の皆さんに明確にお訴えをいただきたいと思います。

そして、その次に市長はこうも申されております。継続すべきものは継続し、刷新するものは刷新していきたい。そして、その刷新、継続、このことについては経済効果などを見きわめとしておられます。この経済効果はわかりますが、経済効果などのなどにはどういった視点が含まれているのでありましょか、明確な答弁をいただきたいと思います。

4点目であります。この事業を進めるに当たって、選択と集中という言葉が使われております。選択のための視点についてお伺いをいたします。優先順位をつける、こういった作業は、私も元市職員として勤務した経験を持っておりますが、これほど難しい作業はございません。この優先順位をつけるためには、何より現場を知ることが重要であります。市長は、この作業を行うに当たって、どのような目線で、そしてまたどこに視点をどう置いていかれるのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

さて、次に、市長は今選挙戦を通じて市民の皆さんに民間企業感覚を取り入れた市役所改革の必要性を訴えられておりました。私も同感であります。しかしながら、市長がおっしゃっている民間企業感覚というものの中身がいま一つ市民の皆さんには伝わっていないのでなかろうかと思います。

どのような民間企業を市長は理想とするのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

また、従来の仕組み、考えについて、これを超えていこうとなさっておられます。言葉としては非常に重要であり、私も理解するところではありますが、従来の仕組みや考えについてどこをどう柔軟な発想で乗り越えようとするのか、市長のお考え方をお伺いしたいと思います。

◎ 2、市民との対話によるまちづくり

- 1、新総合計画について
- 2、東滝川・江部乙地域のモデルエリア事業計画について
- 3、まちづくりセンター移転について
- 4、民間主導によるシンクタンクの設立について

さて、次に市民との対話によるまちづくりについてお伺いをいたします。まず、1点目に、新総合計画についてお伺いをいたします。年度内にこの計画を策定していこうとなさっているということもお伺いしておりますが、計画策定に向けた道筋と市長公約のさきの4つの目標の位置づけについてお伺いをしておきたいと思います。

そしてまた、新総合計画にもかかわってまいります、東滝川・江部乙地域のモデルエリア事業計画についてお伺いをいたしておきます。振興策を行政と市民が共同検討を行うに当たっての具体的なイメージの有無、このことについてお伺いをいたします。具体的なイメージがもしないというのであれば、従来の仕組みにとらわれない柔軟な発想が求められると思います。ぜひとも従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想においてこの事業計画をしっかりとたたき上げ、新総合計画にも盛り込んでいくことをお願いしたい、そう考えております。その対応について市長の考え方をお聞き申し上げます。

次に、まちづくりセンター移転についてお伺いをいたします。今般の議会においても予算案が議決されております。第一パーキングビル移転に際して、この移転に伴う課題と、そして今後の対策について現在どのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。第一パーキングビル移転そのものは、これは動かしがたいものとして前田市長は引き継がれております。この第一パーキングビル移転、まちづくりセンターの移転についてさまざまな課題が考えられると思っております。ぜひとも今後行われるであろう対策についての現状をお伺いしたいと思います。

続いて、民間主導によるシンクタンクの設立についてをお尋ねいたします。率直に申し上げて、市民の皆さんはこの民間主導によるシンクタンク、どのようなもので、どのようなことを考えてこれをつくろうとしているのか、全く理解をされていないのが現状であると思います。ぜひとも市長の頭の中にあるこのシンクタンクの位置づけについて市長の率直なお考えをお伺いをしたいと思います。

◎ 3、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて

- 1、江竜橋整備完了と国道12号4車線化の早期取り組みについて

2、市道整備について

3、公営住宅整備と民間活力の導入について

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてお尋ねいたします。江竜橋の整備が完了し、その後大変重要な課題が待ち受けております。国道12号の6丁目以北の早期4車線化についてであります。この取り組みについては、しっかりと地に足をつけた取り組みとしなければいけませんし、何より国、道に対する要望、そして市の体制整備が必要になってくると思います。現況の報告と今後の対応について市長の考え方を伺いたい、そう思っております。

次に、市道整備についてであります。私は、議員を離れていたこの8年間、市内各所を見させていただきました。財政の健全化、大変重要な視点であります。しかしながら、市民生活の基本はやはりインフラであり、しっかりとした道路の状況の調査、そして整備は何よりも重要です。新設というよりも維持管理がこれからの時代求められているのではないかと考えております。この道路の維持管理を今後市長はどのように行っていこうとされているのか、お考えをお聞きしたいと思っております。

次に、公営住宅整備と民間活力の導入であります。現在民間が公営住宅の一部を整備し、それを市が購入する、あるいはいろいろな民間活力の導入策がちまたで議論されているところであります。滝川市においても、今後こういった問題に真正面から取り組む時期に来ていると私は考えております。この民間活力の導入のあり方について、市の検討経過と前田市長の基本的な考え方について伺いをおきたいと思っております。

◎4、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて

1、医療体制の充実について

2、乗合タクシーの実証運行について

3、「高齢者見守り安心ネットワークづくり」について

次に、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて伺いをいたします。特に医療体制の充実、大変重要な視点であります。滝川市立病院は、今屋外の駐車場の整備を行って、11月にはオープンをするということになっておりますが、何よりもハードが重要ではありますが、このハードをしっかりと市民の皆さんにご利用いただくためには、医師、看護師の確保が何よりも重要な取り組みであります。この具体的な取り組み策について現状をご報告をいただきたいと思います。そしてまた、看護師の確保に向けて当然院内保育所の設置が急がれております。私も院内保育所の設置についてこれを早期に実現することを望む議員の一人ですが、市長の基本的考えをお尋ねしたいと思います。

次に、乗合タクシーの実証運行についてであります。新たな取り組みとして大変注目をされておりますし、私も大きな期待を持っております。この乗合タクシーの実証運行について、具体的なイメージと今後の展望について伺いをおきたいと思っております。

そして、高齢者見守り安心ネットワークづくりについて、構築に向けた今後の道筋についてお示しをいただきたいと思います。

◎5、元気な産業と活力あるまちづくりについて

- 1、ブランド化の推進について
- 2、農家戸数の減少を食い止めるための今後の方策について
- 3、中小企業等の経営安定化緊急金融支援策について

次に、大きな5点目ではありますが、元気な産業と活力あるまちづくりについてお尋ね申し上げます。市長は、ブランド化の推進という言葉を使って、物産展への積極的参加を行いたいとされております。具体的な取り組みの内容について現状でどうお考えなのか、市長のお考えをお伺いをいたします。

次に、農家戸数の問題であります。近年大変農家戸数が減少しております。農家戸数が減少することは、地域経済に大きな影響を及ぼすことでもあります。農家戸数が減れば、地元商店街での消費が奪われ、地域の活力が失われる。このことは、江部乙だけではなく、農村部ひとしく皆さんが感じられていることでもあります。これ以上の減少は地域崩壊を招くという指摘もされております。今後のこの農家戸数の減少に対して、市長の方策についての考え方を聞きたいと考えております。

次に、中小企業等の経営安定化緊急支援対策についてお尋ねいたします。東日本大震災の影響により、早い時期から商工会議所を通じて震災後の実態調査と道内の各自治体における支援策等々を調査し、滝川市においては大変手厚い支援を行ったことについては、関係職員の皆さん、そしてあわせて前田市長に対しても心から敬意を表したいと思っております。さきの説明においては、おおむね9月をめどにこの制度を終了していきたい、このような方針が示されたところでありますが、この震災の影響は単に年度内にとどまらず、今後も続くと言想されております。この震災影響が長引いた場合の対応について、市長のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

◎6、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて

- 1、「たきかわの営業マン」となる副市長の登用について
- 2、国際観光について

豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてお伺いをいたします。「たきかわの営業マン」となる副市長の登用についてであります。今回の市政執行方針、よく読むと市長はトップセールスマンとしての位置づけがあります。もう一つ、副市長は営業マン、こういう表現をされております。そもそもセールスマン、営業マンを2人置く必要があるのか、これが市民の率直な意見であります。私は、民間登用を進めることに何ら異議はございませんが、しかしながら一方でこういった批判にしっかりこたえる中で、市長がお考えになっている副市長の登用についてしっかりと対応が必要だと思っております。市長のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

次に、国際観光についてであります。市長は、外国人観光客の受け入れに向けたさまざまな取り組みをイメージされていると思っております。外国人観光客向けの新たなツアーの開拓という記述がありますが、現時点でどのような具体的イメージをお持ちになっておられるのか、お伺いをしておきた

いと思います。

◎ 7、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて

- 1、就学前児童に対する医療費助成の拡大について
- 2、少人数指導の実施について
- 3、巡回指導教員の配置について
- 4、ノロウイルス対策について

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてお尋ねいたします。就学前児童に対する医療費助成の拡大について、市政執行方針ではこのような表現を用いられております。しかしながら、前田市長は選挙戦を通じて、医療費助成の拡大ということではなく、あくまでも無料化を求めている、そう私は確信しております。私は、日本一の教育都市、さらには子供たちの将来をしっかり守っていく、そのような強い志を市長には感じている一人であります。医療費の無料化は、前田市政にとって大変重要な取り組みの一つと考えておりますが、市長の考えをお伺いをしておきたいと思います。

次に、少人数指導の実施についてであります。これまで教育委員会では少人数学級実践事業を行ってまいりました。この成果について現在どうとらえられているのか、そしてまた今後小中学校における少人数学級の実現についてどう考えをお持ちなのか、お伺いをしておきたいと思います。

次に、巡回指導教員の配置についてであります。巡回指導員について今年度から取り組むとされておりますが、学校現場の状況の把握はどうなっているのでしょうか。巡回指導員の配置について、現場は巡回指導員の配置よりも教員の加配、配置の増が必要であるということをお伺いしております。私もそのことが優先されるべき事項であると考えておりますが、このことについてお考えをお尋ねしたいと思います。

次に、ノロウイルス対策についてであります。さきの西小学校の集団感染では、多くの市民の皆さんに不安を与えたことと思います。この集団感染においては、教育委員会を中心に情報の公開、さらには適切な情報の収集、事後対応、教育長を中心としてまことに見事な対応をされておりました。特に、教育委員会内のオープンスペースにホワイトボードを持ち込んで、だれもがそのホワイトボードを見れば情報の共有化が図られて、今後の対応を考えていける。私は、大変見事な教育長の動きだったと感心しております。しかしながら、一方で市民の不安が消えたわけではありません。特に学校内のトイレの消毒などについては、例えば学年を超えた交流事業の際や、あるいは運動会、その他行事の際、不特定な人間が学校内に入り込む、こういったことで今後またこのような集団感染が発生することもあります。こういったことに対して、保護者の間から専門の業者で対応する必要があるという意見が寄せられております。今後の対応策についてお考えをお伺いをしておきたいと思います。

◎ 8、効率的な行政運営によるまちづくりについて

- 1、市役所組織のスリム化と効率的な行政運営について

2、農政部の復活について

3、国際課の新設について

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについてお尋ねをいたしておきます。市役所組織のスリム化と効率的な行政運営についてであります。市長に就任されて、前田市長はもう既にお気づきかと思います。この10年余りで確かに市役所組織はスリムになりました。しかし、私は、随分とこの市役所のスピード感が失われたな、あるいは組織的に硬直化しているのではないか、このような懸念を感じております。余りにもスリムな体を無理につくり上げれば、逆に健康を害することにつながります。そういったことについて今後効率的な行政運営を行うに当たって、市長の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

次に、農政部の復活についてであります。私は、そもそも農政部と商工部をあわせて経済部とすることについて反対をしておりました。やはり滝川市の主幹産業は農業であり、この農業分野をしっかり拡大し、充実させていくことが滝川市の将来にとって大事だと、そういう考え方を持っていたからであります。前田市長も江部乙地区の個人演説会の会場で、この農政部を復活させ、ぜひともその機能を江部乙地区に持っていきたい。できれば農村環境改善センターへの移設も考えていきたい。最終的には、全面的に農村部の事業の支援のために農政部そのものも江部乙の地区に持っていきたい。このような熱弁を振られておりました。私も基本的には賛成であります。現在の市長のお考え方についてお聞きしておきたいと思います。

次に、国際課の新設についてであります。国際課というと大変大きな仕事のようにイメージされます。市民の皆さんは、国際課とは一体何をやる場所なのかなと、このような率直な疑問をお持ちになると思います。具体的な事務分掌や職員数などについてお尋ねをしておきたいと思います。

◎9、学校教育の重点施策について

1、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づくフッ化物洗口について

項目的には最後になりますが、学校教育の重点施策についてお尋ねしておきたいと思います。道のほうの8020推進条例に基づくフッ化物洗口について、これは学校や保護者への説明あるいは理解についてどのような取り組みをされているのか、まずはお聞きしたいと思います。保護者あるいは学校のこの事業に対する選択の判断が重要であり、慎重な取り扱いも必要だと考えております。このことについて明確なご答弁をお願いしたいと思います。

そして、最後になりますが、これはきょう私がお尋ねしたこと、このことは市政執行方針、そして予算大綱、さらには教育行政執行方針であります。何よりもこの市政執行方針を実現し、形にしていくためには事務職のトップである副市長の協力なくしてこの事業実施は不可能であると思います。吉井副市長、この市政執行方針について前田市政を支え、実現していくためのあなたの決意と抱負を最後にお尋ねして、私の代表質問を終わらせていただきます。

（「議事進行」と言う声あり）

○議長 清水議員。

○清水議員 最後の柴田議員の副市長に対する決意表明については、通告にないと言わざるを得ないと思いますが、議長のお考えを伺います。

○議長 ただいまの議事進行による清水議員の発言ですが、私も通告外というふうに判断をさせていただきますので、この最後の副市長に対する決意という部分に関してはこの場合削除させていただいて、その前段までの答弁を求めるという形をとらせていただきたいと思います。

それでは、柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、柴田議員の市民クラブを代表しての広範なご質問に以下順次お答え申し上げます。場合によりましては副市長以下所管の答弁もありますことをあらかじめご了解を賜りたいと思います。

まず最初に、私の基本姿勢の1番目、「世界に誇れる国際田園都市」についてでございます。私は、市民の皆さんとともにつくる滝川市の目標像として世界に誇れる国際田園都市を掲げました。私は滝川に生まれ育ってきましたが、子供のころの商店街や三楽街のにぎやかさ、一面の田んぼや畑の農村風景が目に残っています。以来、滝川市は自然の豊かさと都市の便利さを両方兼ね備えたまちとして発展し、丸加高原の風景、展望台からの眺め、菜の花を初めとする農村景観は滝川市を訪れる多くの海外の方からすばらしいと評価を得ており、さらにおいしい農畜産物、高い農業技術と充実した試験研究機関もあるまちであります。また、菜の花は海外のテレビ放送でも取り上げられ、グライダーやそらぷちキッズキャンプは世界に注目される可能性があり、横綱白鵬関の観光大使就任も世界につながる取り組みであります。國學院大學北海道短期大学部でも学生の留学、招聘と国際交流を取り入れた取り組みも行われています。世界に誇れる地域資源と農村景観などの優位性を生かして海外を含めた観光につなげ、産業を育てて、中心市街地も活性化させて都市機能も充実した国際田園都市を築いていきたいと考えております。

次に、2番目の「強く、正しく、明るく」の信条についてでございます。今回の選挙におきまして、相次いだ市の不祥事を人災と批判し、傷ついた滝川ブランドの復活が私の使命であると一貫して市政の刷新を訴え、多くの市民のご支援を受け、52年ぶりの民間出身の市長として市政のかじ取りの役を担わせていただくこととなりました。私のリーフレットに書かれておりました校訓、強く、正しく、明るくについてのご質問でございますが、校訓とは学校で訓育上特に必要と思われる教養を成文化し、学校生活の指針とするものの意味であります。私にとって行政運営は初めての経験ですから、学校でいいますと新1年生ということになります。つまり市政を担う上での指針、心構えと言えます。強く、正しく、明るくは読んで字のごとくであります。あえて言わせていただくなれば、強くは強い意思で行動するやり抜く実践力、正しくは透明さと情報の公開に基づく公平、公正な行政の実現、明るくはこのまちの将来を担う子供たちに明るく夢のある未来を開く、この3つの指針、心構えを肝に銘じて市政運営に当たっていききたいと考えております。

次に、3番目の継続と刷新についてでございます。市政執行方針の中で、私は継続すべきものは継続し、刷新するものは刷新していきたい。財政状況が厳しさを増していく中で、経済効果などを見きわめながら選択と集中のもとに施策、事業を着実に実施しますと掲げました。刷新とは弊害を除き去って全く新しいものにすることを意味しますが、私は英語で言うイノベーションのほうが適

切ではないかと思っております。つまりこれまでの仕組みなどに対して、全く新しいアイデアや考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、大きな変化を起こすといった視点が大事であるからであります。ご質問の施策や事業の推進に当たっては、経済効果のほかには費用対効果、広域性、将来性、公平性、市民の安心、安全性なども考慮しながら、全体バランスの中で実施の可否や時期を判断していきたいと考えております。

次に、4番目の選択のための視点についてでございます。ご質問のとおり、行政サービスの受益者は施策や事業によって異なることから、大変難しいと私も思っております。市民目線という言葉はよく聞かれますが、もちろん大切な視点の一つであり、多種多様な住民ニーズへの対応が求められる中、限られた資源をいかに効率的、効果的に活用するかという経営的な視点も重要であります。行政運営から行政経営への移行であります。市民ニーズにこたえるためには、市民力や地域力を原動力としたまちづくりも必要であり、また企業やNPO、民間事業者と連携した事業展開に加え、近隣市町が保有する資産やサービスの相互利用など広域的に処理することも有効な手段と考えております。物事を進めるに当たっては、初めからできないと判断して、その理由を並べるのではなく、あらゆる手段を駆使してどうやったら実現できるのか、あるいは代替案となり得るのかという発想の転換が必要であると考えております。また、場合によっては、選択の段階で幾つかの選択肢を地域や市民の皆さんに投げかけ、どの方法がよいか皆さんに選択してもらうというのも一つの視点ではないかと思っております。

次に、民間企業感覚についてでございます。4つの政策提言の一つ、民間企業感覚を取り入れた市役所改革についてのご質問ですが、具体的な政策として滝川の営業マンとなる副市長を公募により登用と行政をサポートする民間シンクタンクの設置を執行方針に掲げさせていただいております。地方分権社会を迎え、都市間競争が厳しくなる中、自分のまちが生き残るためには自治体を経営する最少の経費で最大の効果を上げるといった感覚が必要であります。民間企業感覚として思っていることは、スピード感を持つこと、職員に経営感覚を身につけてもらうこと、職員一人一人が滝川の営業マンとなってもらうこと、この大きく3つの意識改革をお願いしたいと思っております。経営がしっかりしている会社は、社員の意見がよく出る会社であります。ぜひとも株式会社滝川市役所という考え方で取り組んでまいりたいと思っております。これは、特定の民間企業を指しているのではなくて、こうした民間意識改革が徐々に養われることを期待しているわけでございます。例えば市内の金融機関への窓口研修や、収入の確保という面ではふるさと納税キャンペーンの実施なども検討していきたいと考えております。

次に、「従来の仕組みや考え」ということについてでございます。私自身行政運営は初めてですし、行政経験は全くありません。これまでのまちづくりの過去の実績や経験に基づき、行政運営がなされていることが多いと思っております。これまでは、行政でたたき台をつくり、市民の皆さんに提示し、意見をもらい、議会に諮って決定し、行政が実施するのが基本であり、行政がプランナーであり、プレーヤーでもありました。先月各部からの施策、事業説明をいただきました。具体的には申し上げますが、幾つかの発想や考え方を变えるようお願いしたものもあります。さきの質問にもお答えしたと思いますが、新しい切り口や新しいとらまえ方といった発想の転換が必要です。

この施策や事業を実施することによって、だれにどんな行政サービスを提供できるのか、他の市民との公平性はどうなのか、実施できる他の方法はないのかといった従来の延長線上の発想からの転換が必要だと考えております。また、それぞれの地域で優先する行政需要は何なのかを地域住民に選んでもらうことも重要な選択肢の一つであり、市民との対話や懇談の中から導き出されればというふうにも考えております。

次に、大きな2番目の市民との対話によるまちづくりの中の新総合計画についてでございます。今回の選挙においてイレブンプラスワンの政策提言をさせていただきましたが、基本的にこれから市民参加や議会において議論いただき、策定していく長期的な総合計画を一番の基本としてまちづくりを進めていきたいと考えております。人口減少、少子高齢化といった時代背景の中、現状を踏まえながらも身の丈に合った、そして将来に明るい兆しが見える計画となるよう、多くの市民、そして議会のご意見を反映したものとしたいと考えております。策定の過程では、私が政策提言に掲げました4つの目標につきましても議論の題材の一つとしていただければと考えております。総合計画の作成に当たっては、10年後から20年後に滝川市を牽引してくれる各分野の市民の皆さんと公募による市民委員による市民会議を立ち上げ、年度内の策定に向けて作業を進めているところであります。また、同時に市議会への説明もあわせて行っていく予定でございます。現在東滝川地域の振興について懇談会を進めており、今後江部乙地域についても意見聴取あるいは懇談会を設置し、ご意見を伺う予定でございます。

次に、東滝川・江部乙地域のモデルエリアの事業計画についてですが、これからは地域資源などを生かし、地域が主体となって取り組む個性的な地域づくりが重要と考えております。従来は、行政がプランをつくり、その内容承認といったことが多かったと思いますが、こういう地域にしたいから、こういう取り組みをしたいから必要な施設や設備の整備、体制づくりの協力を求めたいというような地域が思う発展の姿、活性化のための取り組みなど、地域みずからが取りまとめ、地域が主体となって進める取り組みを応援していきたいと考えております。東滝川地域や江部乙地域は、自然が豊富で豊かな農村景観を有する地域であると思っております。江部乙地域は、丸加高原、そらぶちキッズキャンプ、芸術家の輩出が多く、食料生産基地、リサイクリーンのエネルギー活用、農村景観、フットパス、菜の花、コスモス、桜並木があるという特徴。東滝川地域は、畜産試験場跡地活用、食料生産基地、花・野菜技術センター、空知川に近い、三世代交流活動が盛んといった特徴があり、多くの地域資源と市民力のある地域であります。東滝川地域や江部乙地域は滝川発展の大きなかぎになると考えており、そのモデルエリアとして計画づくりや事業化に向けた検討を行政と市民の皆様で行い、その成果を市内に広げていきたいと思っております。東滝川地域については、昨年10月末に懇談会を発足して検討が進められていますが、東栄小学校が統合されることによる新たな地域の核づくりに向けて、若い世代が住みたくなる魅力的なコミュニティづくり、防災機能も含め振興策を議論しています。江部乙地域については、これから行う予定であり、まず地域の団体に活躍されている方々から進め方を含め意見を伺い、取り組んでいきたいと考えています。東滝川地域や江部乙地域での検討は、単にそれぞれの地域の要望を満たすものでは全市的なコンセンサスを得ることはできないと考えております。また、それらのモデル的な取り組みが全市的に役

立つものでなければなりませんし、両地域の発展が全市的な発展につながるものでなければならぬ、そのようにも考えております。

次に、まちづくりセンター移転についてでございます。まちづくりセンターについては、昨年4月より庁舎内に開設し、多くの市民の皆様のご利用をいただいているところであります。今年度は、その利用をさらに広げるために街なかへ移転し、開館時間の延長や駐車場の確保など利用者への利便性の向上と会議室、交流スペースの拡大、多機能スペースの設置など施設機能の充実を図っていくものであります。これからの滝川市のまちづくりにおいては、市民と行政が一体となった協働のまちづくりが求められ、そのためには市民活動がますます活発化し、元気で活力あるまちづくりを進めていることが必要になってきます。その中心的役割を果たすものがまちづくりセンターであると考えております。そのために、センターには専任の職員を配置し、市民や活動団体を支援し、講習会や研修会の開催、市民活動の相談やアドバイス、マネージメントを行い、まちの主役である市民を支えてまいります。また、多くの市民が世代や地域を超えた交流を促進するために、子育て活動団体、食育団体、学校関係者、商店街、町内会、高齢者団体等の参加をいただき、まちづくりセンターの応援団として利用者懇談会を開催しており、さまざまなご意見、アドバイスをいただき、移転後の新たなセンター運営に取り入れていくほか、商店街と連携したにぎわいづくりにも努めていく考えであります。また、街なか移転後もさまざまな皆様に親しまれ、愛され、活用いただけるように、来月には市民を対象にしたまちづくりセンターのキャラクターと愛称募集の準備も進めているところであります。これには市内3校の高校生によるボランティアにお手伝いをいただいていますし、各小中高にも募集用紙、募集箱を配置する予定であります。今はまだ庁舎内での規制のある中での開設となっておりますが、街なか移転後はより一層市民活動や市民交流拠点施設としての役割を担っていくまちづくりセンターにしていきたいと思いますと考えております。

次に、民間主導によるシンクタンクの設立についてでございます。具体的には、大学の教授あるいは民間経営者を座長としたネットワーク型の勉強会というものをイメージしております。ネットワーク型とは、例えば農業分野について政策をつくろうとするときに、人的ネットワークで農業分野に詳しい人を連れてきてもらい、その人と一緒に政策をつくる。そこに市民の皆さんも加わっていただき、一緒につくり上げていく、その中で勉強していただくことによって職員の方の政策形成能力が高まれば、それが今後につながっていくと考えております。これまでは市はコンサルタントをよく使っておりましたが、すべてについてそれが有効だったのかどうかは疑問に思っているところでもあります。ぜひとも失敗した例も含めてしっかり参考にしながら、そのようなことで政策をつくり上げていくことが重要であると考えております。民間シンクタンクは、1期4年の任期においてぜひともさまざまな形で職員や市内の若手経営者の方々など興味のある方々に参加していただく市民勉強会のようなものをつくり、将来的には地元の人たちによる自前のシンクタンクに発展してもらいたいと、そのように考えております。

次に、3番目の機能的な生活基盤の充実したまちづくりについての最初の1番目の江竜橋整備完了と国道12号4車線化の早期取り組みについてでございます。国道12号の4車線化については、国道12号滝川バイパス完成後の平成13年度から江部乙地域の皆様にはまちづくり・地域振興

強会を発足していただき、また平成15年からはボランティア・サポート・プログラムにより道路の花植えなど、国道12号の4車線化に向けて数多くのご協力をいただいていたところでもあります。それと同時に、市においても平成13年度から北海道開発局を初め関係機関に要望を続けてまいりました。進捗状況でございますけれども、昨年度は国との協議をもって当該路線の4車線化を確保しつつも、計画幅員を縮小する方針を含めた滝川市都市交通マスタープランを定めました。今後につきましては、平成24年度の都市計画道路の見直し決定に向けて法手続を進め、決定後には早期の事業着手となるように国に対して要望をしていく考えでもございます。ぜひとも議員各位の皆様のご協力もお願い申し上げたいと考えております。

次に、市道整備についてでございます。市道の道路維持については、道路の穴埋めや春先に行う麻袋積みなど手間のかかる作業が中心であり、毎年春先の穴埋めについては補修が追いつかない状況であります。道路の損傷については、ほとんどが路盤圧不足による凍上によるものであり、道路維持費の限られた予算による穴埋め作業では抜本的な解決に至らないのが事実であります。このような状況の中で、積雪寒冷地である滝川市において凍上による道路損傷を解決するためには、市内に点在する未改良道路の改良舗装工事をさらに進めていくことが必要であります。今後財政状況を勘案しながら、適正な道路維持に努めるとともに、市道の改良舗装工事もあわせ、効率、効果的な市道の整備に努めていく考えであります。

次に、公営住宅整備と民間活力の導入についてでございます。公営住宅設備につきましては、平成20年度に策定した公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化の著しい団地から順次建てかえ整備を行ってきております。現在の滝川市の公営住宅管理戸数は、市営が1,834戸、道営が283戸の計2,117戸であり、総世帯の約1割が公営住宅に居住している状況であります。公営住宅の管理戸数は、当分この水準を確保してまいる考えでおります。公営住宅への民間活力の導入につきましては、街なか居住推進の一つの方策であるというふうに認識しております。コンパクトタウンへの対応を含めて、平成25年に予定している公営住宅ストック総合活用計画の見直しの中でさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな4番目の誰もが住みよい安心安全なまちづくりの中の医療体制の充実についてでございます。医師確保、看護師確保については、病院経営の最重要課題の一つとして認識しております。医師確保では、道内の3医大への派遣要請、道外の医大訪問、人材サイトへの募集登録など、引き続き行ってまいります。また、今年度から受け入れが決まっている昭和大学からの研修医については、4名が当院で地域医療の研修を行うことになっております。今後昭和大学との関係を継続し、将来的な医師確保につなげていきたいと考えております。看護師確保については、滝川市立高等看護学院からの卒業生を安定的に確保するため、学生に対し、早い時期から当院の充実した卒業後新人教育や指導体制などを説明し、当院を就職先として選んでいただけるようなPR活動を行ってまいります。また、地元の高校生に当市の看護学院に入学してもらえるように、地元の高校を訪問して説明会に参加するなどPR活動を行ってまいります。このほかにも、道内の看護学校の臨床実習の受け入れや道内の看護学校を訪問し、募集PRやハローワークへの募集登録、広報掲載など、随時募集を行ってまいりたいと考えております。この医療体制の充実についての院内保育所設

置についての点でございますが、院内保育所の設置については、安定した医療を提供するためには安定した経営を行う必要があります、そのためには医師、看護師の確保と安心して働くことのできる職場環境や育児支援の点からも必要であると考えております。院内保育所の設置については、現在保育所の適正な保育料や保育料で賄い切れない費用負担、保育所の設置場所等の検討を行っており、今月中に当院の医師や看護師に対して、保育料や保育時間等の入所要件を設定して具体的なニーズ調査を実施する予定です。今後この結果等に基づき、院内保育所の設置に向けて具体的な検討、協議を進めていきたいと考えております。

次に、乗合タクシーの実証運行についてでございます。乗り合いタクシーは、滝川市敬老特別乗車証事業のあり方検討市民会議の報告を踏まえ、路線バスの乗車が困難な農村地域の住民を対象に、自宅からバス幹線まで運行するもので、地域公共交通活性化協議会が事業として行う予定です。乗り合いタクシー実証運行事業計画案については、特に高齢者を主な利用者と想定し、江部乙町においてモデル的に東西2つのエリアを選定の上、江部乙中央通り停留所まで送迎をいたします。高齢者については、敬老パスを利用して市街地にアクセスすることが可能であり、通院、買い物の足としての利用が期待されます。利用は事前登録制とし、前日までにタクシー会社へ予約していただきます。実証実験は10月の1カ月間であり、料金は現在検討中でございます。今後の展望といたしましては、実証運行の結果を踏まえ、継続的な運行の検証など、高齢者の外出支援策の検討を進めてまいります。

次に、「高齢者見守り安心ネットワークづくり」についてであります。超高齢社会の進展により、認知症、虐待、ひきこもり、消費者被害、機能障がい等、支援を必要とする高齢者が増加傾向にある一方、みずから行動を起こせない潜在的なニーズも少なくないと思われます。こうした状況のもと、平成22年度から75歳以上の単身高齢者に個別に実態調査を実施しましたが、今年度は夫婦世帯にも範囲を広げ、必要とされる支援の中身を適切に把握し、見守りや相談対応等、サービス提供につなげてまいります。また、本年度は第5期高齢者保健福祉計画の作成年度に当たり、諮問機関である保健医療福祉推進市民会議において緊急通報システムや友愛訪問サービスなど既存事業の検証を行うとともに、見守りネットワークについても検討を行います。見守りネットワークづくりは、こうしたニーズ等状況把握と並行して進めてまいります。地域包括支援センターが核となり、地域企業、商店、介護事業所等、協力事業者や公的機関、団体等に参画していただき、日々の業務や活動を通じて気づきや相談、声かけや見守りにつなげる具体的なシステムづくりでございます。高齢者を支える和を広げ、ネットワークづくりを進めていくとともに、地域の特性に応じた自発的かつ持続的な活動につながるようなマニュアル作成も検討していきたいと考えております。

次に、5番の元気な産業と活力あるまちづくりについての1番目のブランド化の推進についてであります。物産展への参加形態については、滝川市で参加するもの、事業者の方々にみずから出店いただくもの、滝川市産業活性化協議会など物産振興を事業としている団体として出店するものなど等があります。昨年度の実績としては、市外6イベント、市内4イベントにおいて出店の機会を持ち、地元農産物や加工品のPRに努めてまいりました。今年度につきましても、北海道庁や他市町村等と連携し、物産展などへの出店を積極的に実施するとともに、各種イベントを通して消費

者の皆様へ販売する機会をとらえてまいりたい、そのように考えております。

次に、農家戸数の減少を食い止めるための今後の方策についてでございます。滝川市の農家戸数は、2010年の農林業センサスによると467戸で、10年前に比べ約40パーセント減少しており、一方1経営体当たりの経営耕地面積は11ヘクタールで、10年前と比べ約1.7倍に増加しております。特に3ヘクタール未満の経営体が10年前と比べ80パーセント減少し、逆に5ヘクタール以上の経営体が4.4倍になっていることから、高齢化により離農した小規模農家から担い手へ農地の利用集積が進んでいるものと考えております。こうした動きは、大規模で生産性の高い農業経営へ転換して農業所得を確保する点では望ましい方向ではあるものの、反面、議員ご指摘のとおり農家戸数が減少して集落機能が維持できないといったデメリットもあるところであります。このため、野菜などの高収益作物を導入した集約型農業を推進するほか、法人化や新規作物の導入など、チャレンジ意欲にあふれた能力の高い担い手を育成、確保してまいりたいと考えております。

次に、中小企業等の経営安定化緊急金融支援策についてであります。滝川商工会議所及び江部乙商工会が4月に行った東日本大震災に関する経営影響度緊急調査では、回答企業の約8割が影響を受けていると回答しております。回答内容は、物流困難や仕入れ先の被災による支障が多くなっているほか、自粛による消費低迷が売り上げ減少をもたらすなど、企業活動の停滞が見られ、大きな影響を受けているというものであります。この状況を踏まえ、震災による経済環境の急変により資金繰りに支障を来している中小企業者の経営安定を図るため、市内金融機関と協調のもと、利子の全額補給及び保証料の2分の1補給の優遇措置を講じた中小企業者等緊急対策資金を創設し、金融支援を実施いたします。この資金は、緊急融資、かつなぎ資金の面が強いため、融資取り扱い期間も短期間としております。震災の影響が長引いた場合の対応につきましては、状況を見据え、新たな制度を視野に入れつつ対応を考えてまいりたいと思いますが、今のところは具体的な対応は検討しておりません。引き続き経済状況の把握に努めるとともに、商工会議所、商工会及び市内金融機関との連携をし、市の金融相談窓口において政府系金融機関の制度融資、北海道及び市の制度融資の周知と積極的な対応を図り、経営の安定化に努力してまいります。

次に、6番目の豊富な資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてであります。その1番目の「たきかわの営業マン」となる副市長の登用についてでございます。私がこのたびの市長選で市民の皆様へ約束した政策の一つに滝川の営業マンとなる副市長の公募による登用を掲げました。公募による副市長は、行政経験者である吉井副市長とは異なり、民間での職務経験者を想定しており、蓄積したノウハウ、ネットワークを活用した企業誘致や外客誘致、地場農畜産物の販路拡大など、産業、観光振興を推進し、元気で活力のあるまちづくりに貢献する人材を柱に据え、登用したいと考えており、確かにご指摘とおり人件費はかかることとなりますが、その投資したお金を回収し得る役割と人材を求めたいと考えております。市政執行方針でお示ししたとおり、私みずからがあらゆる機会をとらえ、滝川のトップセールスマンとなって滝川の魅力を全道、全国、世界に発信していきたいと考えております。公募する副市長には、民間での職務経験を生かして、まちづくりにはいわゆるよそ者の力が必要だとよく言われますが、外からの目線など私たちと違ったチャンネルでの活躍を期待したいと考えております。

次に、2番目の国際観光についてであります。外国人観光客向けの新たなツアーの開拓につきましては、中国人旅行者を日本に受け入れるための旅行エージェン트가現在道内に15社程度あり、そのエージェン트가対象とした滝川エリアの魅力的なモデルツアー開催の要望を受けております。エージェン트의要望の高いグライダーを初め、農業体験など滝川の魅力ある観光素材や旭川、富良野地区、札幌や増毛などのエリアに1時間圏内にある滝川の地の利を生かすとともに、中国人観光客の要望の高い温泉や新鮮な農海産物を組み合わせたモデルツアーを実施すべく準備を進めているところであります。さらに、このモデルツアーの実施を通して旅行エージェン트의意見を集約し、魅力ある新たなツアーを開拓していきたいと考えております。また、今後におきましては、国際交流協会を通じて、JICAなどのネットワークを生かし、東南アジアの富裕層を対象とした修学旅行などの受け入れを追求したいという考えも持っております。

次に、大きな7番目、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについての1番目でございます。就学前児童に対する医療費助成の拡大についてでございます。就学前児童に対する医療費助成の拡大については、当該児童の健康の保持、増進をより強化するため、財政状況や費用面などを考慮しながら、3歳未満と非課税世帯の初診時一部負担金及び課税世帯の1割自己負担を撤廃し、平成24年4月からの完全無料化の実施に向け検討しているところであります。

次に、大きな項目の8番目、効率的な行政運営によるまちづくりについての1番目の市役所組織のスリム化と効率的な行政運営についてであります。平成10年度に第1次行革をスタートさせ、現在の新滝川市活力再生プランに至る行財政改革の間、平成9年度当初に533人いた職員数を平成23年度には344人まで、189人、35パーセント強の削減を行ってきたところであります。この背景としては、滝川市における財政非常事態宣言、これは平成11年に行ったものであります。特に平成16年度からは国の三位一体改革による大幅な地方交付税削減など、滝川市のみならず地方自治体を取り巻く環境がかつてない厳しさを増す中で、財政危機から脱却し、持続可能な財政基盤の確立を目指し、外なる改革である行政サービスの見直しと内なる改革である人件費を柱とした内部コストの徹底的な削減に取り組んできたことがあるわけでありまして。しかし、一方で職員数の削減は職員一人一人の業務量を増加させ、ご指摘のとおり業務の遂行や行政サービスの提供に支障を来さないかとの懸念があったのも事実であります。このため、事業、業務のアウトソーシングや公の施設の指定管理、関係団体の自立化、行政パートナーの導入、まちづくりセンターの開設に伴う住民自治のさらなる推進など、新たな公の担い手確保に向けた取り組みを今後も進めるとともに、平成22年3月に策定した滝川市人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発と組織力の向上に努めているところであります。今後も引き続き滝川市の財政状況を十分に踏まえながら、施策、事業の選択と集中のもと、必要な人員の確保や適材適所の人員配置を行い、その時代、時代にふさわしい効率的で機動的な行政運営ができる市役所組織の体制整備についてさまざまな手法も含めて検討してまいりたいと思っております。私が考える市役所改革、それは風通しのよい市役所であり、職員との対話も大切にしたいと思っております。そして、一緒に胸を張って元気に市民の皆さんのために働く市役所をつくっていききたいということをぜひともご理解いただきたいと思います。

次に、農政部の復活、そして農村環境改善センターへの全面的移設についてのご質問でございます。

すが、滝川市の基幹産業である農業の振興をより一層推進したいとの考えを機構の中で明確にするために、今議会で滝川市部設置条例の一部を改正する条例を提案し、議決をいただいたところであります。私の基本の考えは現場主義であり、農政部の一部機能についても農業の盛んな江部乙地区に移転することも考えられるのではという考えは持ってはおりますが、既に滝の川町の広域営農センター内に営農振興室を設置し、J Aたきかわと協調しながら技術指導や営農相談を実施しているところもありますので、江部乙地区に移転することの可能性や移転時期などについては関係機関や農業者の皆さんの意見を伺いながら判断してまいりたいと思っております。

次に、国際課の新設についてであります。職員数につきましては、4月の時点で総体の職員数が確定していることから、基本的に交流推進室の体制を引き継ぐことで考えております。現在7月の人事異動に向けて作業を進めているところであります。事務分掌につきましては、現在は、1つとして国際交流、国際協力及び国際理解に関する企画、調整及び実施、2つ目といたしまして姉妹都市にかかわる企画、調整及び実施、3つ目といたしまして友好親善都市にかかわる企画、調整及び実施、4つ目といたしまして社団法人滝川国際交流協会との連絡調整、支援及び事業連携の主に4つの事務分掌を中心に業務を推進しているところでありますが、今後は国際により視点を当て、これまで本市が培ってきたさまざまな財産、例えば農業や観光、そらぶちキッズキャンプなどに国際的な視点を取り入れて地域の活性化に資することを目指したいと考えております。特にJICA研修員等の研修員受け入れでは、社団法人滝川国際交流協会と連携して大きな成果を上げてきたことは議員の皆様も既にご承知のことと存じますが、今後はますます増大するアジア富裕層の海外旅行意欲を視野に入れ、これまでの受け入れで培ってきたネットワークの活用を力を入れ、研修員受け入れのみならず、さまざまな分野の交流人口増加に力を入れていきたいと考えております。さらに、本年度からモンゴルの農業技術研修員を招聘し、技術研修支援を実施するほか、モンゴル人の国際交流員を配置するなど、人的交流から将来的にモンゴル国との文化、経済交流へと広がることを期待しているところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長 引き続き答弁をお願いいたします。教育長。

○教育長 それでは、教育委員会が所管します事項につきまして柴田議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

7件目の第2項目、少人数指導の実施についてでございますが、少人数学級実践事業の成果につきましては、1学級単位の児童数が35人以下になったことで個に応じた指導が充実し、つまりき感のある児童にきめ細かな指導ができたことや児童の発表などの機会がふえ、積極性が生まれたこと、一人一人の児童と教員が向き合う時間がふえ、児童理解が深まったことが挙げられます。一方、本市が行っております少人数学級実践事業については対象学年を3年、4年生としたのは、学校生活で興味関心が高く、子供たちの行動が活発になり、友人関係も多様化が始まる時期であることから、少人数の学級で個別の児童に合わせた指導が効果的と考えたこと、また国、道教委の施策である1、2年生からの継続性を考慮して実施したものであります。5、6年生については、個々の学力課題に応じた指導や理解に差が出やすい教科の指導など個別指導や支援が必要であること、また

この事業では学校規模により限られた学校になることなどを勘案して5、6年生には拡大せず、すべての小中学校に学びサポーターを配置し、学力向上ときめ細かな指導と支援に取り組んでおります。国は今年度から35人学級を導入して、小学校1年生から年次的に順次拡大をしていく計画であることから、2年後には3年生が対象となっていく予定というふうになっておりますので、それまで学校の実態に応じた学びサポーターの効果的な配置やその際の校長の裁量の拡大など、学力向上のための施策を考えていく必要があるというふうに思っております。

次に、3項目めの巡回指導教員の配置についてであります。昨年まで4年間にわたり実施をしてきました全国学力・学習状況調査結果の検証をもとに学力向上プランを策定し、学力の向上に取り組んできました。その中でも特に中学生の基礎的、基本的な知識、技能の定着が課題であることから、この解決のために今年度から、新たに国の教員加配制度を活用して中学校の数学教員の指導力の向上と授業力づくりの支援を目的として実施をしている事業であります。滝川市に配置をした教員は、数学指導における専門性と実践指導力が豊富であることから、市内の中学校を巡回して、各中学校数学教員との協力による授業を進めることや教材研究を行うことで教員の資質向上につながり、学力向上の成果をもたらすものと考えております。この巡回指導教員のほか、学校専任の加配教員につきまして今年度は一つの教室に2人の教員が入りますいわゆるチームティーチング指導の教員が10名、それから今年度第二小学校に開設をしました通級指導教室を含めて第二小学校に1名、第三小学校に3名の加配となっております。このほか生徒指導の加配が2名、本事業を加えると17名の加配措置が行われております。また、これと別に道の事業になります退職教員活用事業3名が配置をされておりますほか、先ほどの市で行っております少人数指導が3名、学びサポーターが17名、ALTが3名、合わせますと総勢43名の先生などが学校に入りまして、それぞれ学校と一致協力をして子供の教育、指導に当たっているところであります。

次に、4点目のノロウイルス対策についてでございます。学校行事の後のトイレの消毒につきましては、感染症予防の観点から学校行事の終了後において塩素等による消毒の必要性があるというふうに考えております。今回集団感染がありました西小学校では、例えば運動会ですと約1,000名の方がいらっしゃいます。また、学芸会では800名の方がいらっしゃるということになっております。これ以外に例えば公開研究会ですとか、もちろん入学式、卒業式、さまざまな方が訪れるというふうになっておりますが、まだ可能性の話ですけれども、非常に多くの方が訪れる今回の運動会のような場合には専門業者による消毒作業がやっぱり感染防止のためには必要だというふうに思っておりますので、予算確保に努めてまいりたいというふうに思っております。なお、今回の西小学校、開西中学校の感染症の拡大につきましては、先般6月の22日になりますが、保健所より現在では感染者が発症していないということで終息宣言というような形で、電話連絡ですけれども、そういうふうに考えていただいていいというようなことで連絡があったところでございます。

次に、9件目の第1項目、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づくフッ化物洗口についてでございます。平成22年11月に行いました市内小学校6年生対象の齲歯率調査の結果及び学校の規模等を参考にしまして、今年度モデル校として西小学校と江部乙小学校の2校でフッ化物洗口を開始をしたいというふうに思っております。虫歯予防に対するフッ化物利用の有効

性あるいは安全性につきまして、学校で実施する必要があるのかどうなのかといったような疑問、あるいは人体に害を与えるのではないかという不安を持たれている方がいるということについては当然我々も認識をしておりますが、専門学会あるいは各種の国際機関及び専門団体において、その安全性については50年以上にわたり幾度となく再評価され、証明されてきているところであります。世界保健機構を初めとして国内外の専門機関、専門団体が一致してフッ化物利用を推奨しております。保護者への説明に際しては、厚生労働省が示しておりますフッ化物洗口ガイドライン、北海道教育委員会が作成をしましたフッ化物洗口ガイドブックに基づき、その安全性や効果等について十分保護者や教職員に説明するよう努めてまいりたいというふうに思っております。現在実施モデル校と市教委におきまして、今後のスケジュールあるいは実施方法について協議することを目的としまして、それぞれ4月と6月に連絡会議を開催をしておりますし、7月の下旬には両校において教職員研修会を予定をしております。これらの研修会の後、保護者説明会及び意向調査、学校現場での準備、あるいは真水による練習などを行い、12月からの開始を予定をしているところでございます。また、当然この実施に当たりましては、強制ではなく、保護者が自由に選択できるように配慮しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長 長 答弁が終わりました。柴田議員、再質問ございますか。柴田議員。

○柴田議員 大変懇切丁寧なご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。特に当初選挙戦を戦われて、そして市民の皆さんにお訴えをした子供たちの将来をしっかり守っていく市長の姿勢、さらには教育にしっかり取り組んでいきたい、全国に誇れる教育にしていきたい、そのような強い意志を感じられた答弁でありました。

特に1点、再度お聞きしたいと思います。教育についても何点か質問させていただいたのですが、教育予算の確保について、今さまざまな課題が教育現場を覆っているということがきょうの質問でも一部明らかにされたわけであります。ぜひとも前田市長にはそういった教育現場の声、ただいま教育長からも答弁がありましたが、そういった感染症の問題、あるいはそれに伴う施設整備の問題等々さまざまに予算を伴う措置が必要だということについてご理解をいただいていると思いますが、今後の教育費の予算措置に向けた決意について再度お尋ねしたいと思っております。これが1点。

それと、先ほど議事進行がかかって、ああ、やっぱりなと思ったのですが、再質で再度お尋ねしたいと思います。前田市長は、民間企業の感覚をしっかり確立したい、運営ではなくて経営だ、このような市役所の質的転換を今回の質問を通じて明らかにされました。まず、変わらなければならないのは職員の意識、そうも私は受け取ったわけであります。そういったことも含めて、従来からこの市役所組織で長く事務をとられておりました新副市長の吉井副市長に、これらの市長の方針を受けたさまざまな決意があると思いますので、再度私のほうからお尋ねして私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長 長 柴田議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、柴田議員の再質問にお答えしたいと思います。

ただいまの教育予算についてでございます。確かに震災を受けて全体的な国の予算が厳しくなる中、国からの予算、そして市内での予算確保というものは非常に難しいものがあるかとは思っております。先日も東京のほうに文部科学省に伺い、今後の学校耐震化、改築等の予算のお願いに伺ってまいりました。いろいろとご理解をお願いしてきたところでございますが、今後も積極的にそのようなお願いに伺い、皆様方とともに予算確保に邁進するとともに、従来の教育予算をもう一度しっかり見直しながらも、必要なものは、先ほど選択と集中の答えもさせていただきましたが、教育予算の中においてもそのような考えのもと、選択と集中で考えてまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、ぜひともこの予算確保のためにご尽力、ご協力賜りますことをお願い申し上げます、私の答弁といたします。

ありがとうございました。

○議長 長 副市長。

○副市長 柴田議員から決意と抱負ということでございますので、答えさせていただきます。

自分は、市長と副市長というのは野球でいうとバッテリーでないかなというふうに思っております。ピッチャーは市長、副市長はキャッチャー、自分は小学校、中学校ずっとピッチャーやっておりますけれども、この際きっちり切りかえまして、市長の女房役としてキャッチャーの役割をしっかりと務めていかなければいけないと考えております。

キャッチャーとして3つの決意を述べさせていただきます。強く、正しく、明るく、これは前田市長の言葉でございますけれども、私は市長は真っ向勝負の切れとスピードの本格派投手だと思っております。ただ、行政というマウンドは初めての新人投手でございますから、なれないマウンドということで、たまにボールが上ずる、または低目ぎりぎりの投球があるかもしれない。でも、こういう投球があったとしても、自分は決してボールは後ろにそらさない。絶対にチームの失点につなげない。体を張ってピッチャーの市長のボールを受けとめる、そんなキャッチャーになりたいと思っております。2つ目でございますが、ピッチャーはたまにキャッチャーのサインに首を振ることもございます。自分は、場合によっては、市長、ここは真っすぐ勝負、直球だとちょっと厳しい、変化球でいきましょうとか、市長、ここは勝負でないと、歩かせて、次のバッターで勝負しようとか、ここは市長、遊ばないで、一気に3球勝負の三振ねらいでど真ん中で勝負しようとか、こういうやりとりをする場面もあるのでないかと思っております。自分は、こんなときに市長から、わかった、おまえのサインでいこうとなずいてもらえるような信頼されるキャッチャーになりたいと思っております。最後、3つ目、キャッチャーはプレーヤー全員の顔の見えるかなめの位置に座っているわけでございます。自分は、プレーヤーに向かいまして、でっかい声を出してチームを引っ張っていきたいというふうに思っております。チームが一丸となって、市長が安心して全力投球ができる、そんなチームの元気なキャッチャーになりたいと思っております。市長をしっかりとささえ、市長の政策、市政執行方針の着実な実行に全力を傾注する決意でございます。

以上を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長 長 以上をもって柴田議員の質問を終了いたします。

時間が少し早いのですが、ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 01 分

○議長 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 それでは、新政会を代表いたしまして代表質問を行います。

まずもって、3月11日の東日本大震災に遭われた人々、そして多くの犠牲者に対し弔意を表し、哀悼の意を申し上げたいと思います。そしてまた、被災者の皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、代表質問に入るわけでございますけれども、前田市長、若さと行動力、市議、道議の経験を経て、自民党あるいは民主党との幅広い人脈、そして既成概念にとらわれない民間的な発想、そういうことで期待されて登場したわけでございます。市長就任まことにおめでとうございます。私たちが滝川市政の発展のために前田市政にご期待を申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢について

- 1、選挙公約と市政執行方針について
- 2、行政の継続性の考え方について
- 3、国、道との関係について
- 4、国際交流について
- 5、報道機関への対応について

さて、私は攻撃のための質問をするということではありません。市政は市民のためにあるということで、市政を一步でも前に進めるための質問をするわけであります。選挙は、非常に厳粛なものであります。一票でも多ければ当選をするわけです。我々も票が少し少なかったものですから第2会派になったわけでございますけれども、その選挙の当落を左右するものは市民との約束、選挙公約であります。最近 манифест あるいは アジェンダ と言われておりますけれども、前田市政誕生のもととなった選挙公約と市政執行方針について、その観点から今回お伺いするわけであります。

まず、選挙公約と市政執行方針について、まずゼロベースと、前田市長はどこの会合でもゼロベースと簡単に言うのですけれども、ゼロベースとはどういうことを意味しているか、前市長のやってきたことを全否定している言葉なのか、そのあたりについて自分の発しているゼロベースの意味をお伺いしたい。

それと、2番目、給食費、この給食費の関係は、実はこの選挙公報、これに載っているわけですが、先ほどの柴田議員の代表質問の答えを聞いて愕然としたのです。新総合計画の関係で、私が政策提言に掲げた4つの目標についても議論の題材の一つとしていただければと考えています。

今後の議会あるいは市民でつくるそういう会合の中で議論の題材の一つにさせていただければいいと、それはいったいどういうことなのですか。市民との約束なのです、この公約というのは。これがそういう軽い表現で言われては、市民はたまったものではないのではないかと。まず、給食費無料の関係が市政方針に書かれていないではないですか、やれないと判断したのか、その場合無料にして財源はどのぐらいかかるのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

3 番目、乳幼児のこの関係については、先ほど柴田議員の質問で明らかにされたので、これを実施するために財源はどのぐらいかかるのか。

次、副市長の公募、これは柴田議員が大分言っていましたので、私は基本的に柴田議員の代表質問はいいと思います。議員、理事者、職員がみんなセールスマンの、そういう仕組みをどうしてつくらないのかと。今、ただその人に任せておけば滝川がハッピーになるようなスーパーマンはおりません。みんなしてその人、あるいはその部をそういう方向に持っていかなければならぬということです。どういうふうに報酬、役割分担、公募スケジュール、その辺についてお答えいただきたいと思います。

それから、5 番、中高一貫教育、これもこれに高々と書いてある。2 番目、4 つの目標の 2 番に、これを掲げて戦った。これもどういう学校を念頭に置いて考えているのか。教育行政方針の中にあるのかわかりませんが、市政執行方針の中にはなかったように読んだのですが、そのあたりについてお答え願いたい。

6 番目、市内循環バス、これも同様の趣旨で質問いたします。

次、これも公約にうたわれているのですけれども、パークゴルフ場が悪い、コース的に余り整備されていないというのは定番の評判になっているのです。私もパークゴルフをやるのですけれども、どこのパークゴルフ場も、ほかのほうのいいところと比較するのもかもしれませんけれども、そういう中でまち自慢のパークゴルフ場をつくるという掲げて出たのが前田市長、これはどういうところを念頭に置いてやっているのか。実は、観光協会がパークゴルフ場をつくるというて、及川会長を中心にかなりいきがったことがあるけれども、そこはゴルフ場のツツジコースを改修してやった方がいいのではないかと、あのツツジコースも 72 ホールやれるということで、湯澤会長がホールカップまで用意して、もう少しのところまでいったのです。だけれども、なかなか田村市政はやらなかったと、それが原因で落ちたかもしれませんけれども。それで、パークゴルフ場についてのイメージ。

その次、行政の継続性についての考え方、これは都市マスタープラン、交通マスタープラン、中に突っ込めば何ぼでも長くなるものですから、この表題だけにしますけれども、いずれにしても長い過程を経てこれがつくれ、平成 22 年、いろいろ言いたいこともあるのですけれども、できた。それは田村市政でできた。その次に新総合計画を策定する。これは前田市政がやる。もう既に市民周知されているこのマスタープランです。だから、その辺を先ほどのゼロベースという考え方、行政の継続性ということはどういうふうに考えるかということ、お答えを願いたい。

それから、私は常に言っているのですけれども、中空知の中核としての滝川市の位置づけ、滝川の中だけで考えたらだめなのです。中空知、空知の中の滝川、そういう観点を新総合計画に反映し

ていかなければならぬ、その辺の考え方。

それから、東滝川の振興を考える懇談会の方向性についてということで、これは先ほどの答えにもありましたけれども、いずれにしても教育委員会が平成22年に東栄小学校を廃校にしたと、その後東小学校の統合ということに決まったわけでございますけれども、いずれにしてもコミュニティの中核を失う東滝川のこの関係については非常に抵抗があったと、その中で地域振興を考える懇談会が設置されたと、そういう経過なのです。そして、昨年10月に第1回やって、今第8回を迎えたというようなことで、この関係についてもゼロベースで見直すというような考え方なのか、ちょっとその辺の考え方について伺いをいたします。

次、国と道との関係、政策実現をしていくために、これは滝川だけでできる問題でないです、いろいろ。これは、やはり道の協力も得なければならない、これからですよ、知事の協力も得なければならない、国の協力も得なければならない。だから、市長がどういうスタンスでいろいろとおつき合いするかとか、お願いするかというのが滝川市にとっても重要なことなのです。その辺のスタンスをどういうふうに臨むかをお伺いをいたします。

次、国際課、国際交流についてですけれども、1番は柴田議員が言いましたので、省略します、時間がないので。

2番、国際交流協会への2,000万円、これは田村市長のときですけれども、國學院大學北海道短期大学部の国際交流基金へ5,000万円。私は、国際交流協会は本当にすばらしい活躍をしているというふうに思います。そういう中で、これを活用すればさらにすばらしく発展するというふうに確信をしているわけでございますけれども、その辺について有効に機能しているかどうかについて伺います。

次、北海道も力を入れているアジア向けの国際交流、今までの交流、否定するわけではありませんけれども、非常にすばらしい交流を、アメリカマサチューセッツ州スプリングフィールドに私たちも行ってきました。窪之内議員、大谷議員と行ってきました。すばらしく充実しているなというふうに感じております。いかんせん遠いのです。アフリカのマラウイか、マラウイもまた遠いのだ。もう少し近隣の隣にある韓国あるいは台湾、あるいは東南アジア、この辺の窓口を開けばもっと、モンゴルは今やってきておりますけれども、その辺の近間と、もう少しアジア圏内に目を向けるべきではないかというのが今回の提言でございます。

次、報道機関への対応、これはどういうことかといったら、副市長の人事が発表されたときのことなのです。これが5月3日の道新に載ったのです。そうしたら、道新には5月2日に聞いたと書いてあるのです。市長から聞いたのだと思うのですけれども、このときに会派協議会が5月6日にやっているのです。この会派協議会、議運がないから、これが議運なのです。議運に報告する前に新聞に発表しているということなのです。それでいいのですか。これは、今後のこともあるので私今回言っておきますけれども、その辺の議会の議決が必要だということに対する真摯な対応がなければ、私は議会軽視につながってくるのではないかと思います。

◎2、経済対策

- 1、農業行政について
- 2、畜試跡地の有効利用について
- 3、中心市街地対策について

次、大きな経済対策、農業行政、これは平成21年、22年、23年と、こうなるのですけれども、この間に政権が変わった。21年度、自民党時代は産地づくり交付金の制度、それから経営安定対策の制度、これで大体9億円ぐらいのいろんな交付制度があったのでないかと思いますけれども、民主党政権に移って、いわゆる戸別所得方式に変わった。非常に右往左往したのですけれども、ある程度形が決まってきたと。滝川市もいろいろとあったのですが、この戸別所得方式、経営安定対策も兼ねて、それが22年。この戸別所得方式に対する市長の、市長もいろいろと農業関係詳しいと思うので、評価はどういうふうにしているか。23年になったら、今度菜種も入ってくる。滝川は菜種作付日本一、その菜種が戸別所得方式に入ったということで、私はいい影響でなっているのではないかなと思うのですけれども、その辺についてそれを取り仕切るというか、取り仕切るという表現はどうかと思いますけれども、取り扱うのが滝川農業再生協議会というふうに伺っていますけれども、そのあり方についても伺いしたいと思います。

その次、道営土地改良事業の動向、これは土地改良区のことなのですけれども、大きく言えば土地改良事業費が激減したのです。ということは、私は昨年11月15日に国会を訪れて、今村元農林水産大臣と会ってきたのですけれども、土地改良事業費は5,756億円あったのです。それが2,129億円に下がったと。今村元副大臣もテレビを見ながら、井上さん、63パーセント下がったのですよと言う。それは、土地改良区の牙城を何とか崩さなければいかぬということで、小沢一郎が大なた振ったのです、幹事長時代に。この影響はどういうふうになってきているかということなのです。細かく言えばいろいろありますけれども、今の土地改良事業がいろいろ行われているわけなのですけれども、だんだん大きくから小さくくりになって、土地改良事業の場所が小さくなったのです。道の指導ですけれども、10億円以下でないと、それ以上のものは後年度になってくるといようなことで、例えばその土地、東滝川なら東滝川の中で本当は1カ所やればいいのだけれども、3分割になったというように形に後年度に送られるのです。そういう中で、もう高齢者が多いものですから、それではだめだと、早くやってくれといういろいろな意見があるわけなのです。その辺の関係について伺います。

それと、農地・水・環境については、これは平成19年より実施してきたのです。これも最初は非常に難しい制度だったのですが、ようやく定着してきた。私も農地・水・環境協議会の一つの会長をやっているわけなのですが、これが5年目を迎えたのです。そして、名称も含めて変わってきたと、農地・水・保全管理支払交付金という名前になってきたということで、ただこれはいろいろと今までの事業の全部を引き継いでいるというものではないと、支払いを拡充されるというふうに聞いているのですけれども、今後の動向についてどのようにとらえているか。それとまた、これは継続すべきということで関係機関に働きかける必要があると思うのですが、どう考えるか。

それと、もう一つ、4番目、これが残念ながら、滝川に8カ所あるのですけれども、ばらばらに運営されているのです。連合の協議会というものがないのですけれども、私は今後継続される場合

は連合協議会をつくる必要があると思うのですが、お伺いしておきます。

次、畜産試験場跡地の有効利用、これは私はすばらしい発展を見る、その要素のあるところだと思います。物事にはその秘められている価値、可能性をどう見出すかということだと思うのです。畜産試験場跡地、どうも近くて遠い場所のように今までも思っておりました。それはなぜかという、道有地なのです。しかし、今は普通財産にほとんどなっているのです。道の花・野菜技術センターの部分というのは52町歩ぐらいです。しかし、こんなに可能性のある土地は僕はないと思うのです。約825町歩あります。一部赤平の土地が100ヘクタールぐらいありますけれども、国道38号線からのアクセスが非常によい。試験研究の場所として104年の歴史がある。それから、70億円ぐらいかけた花・野菜技術センターの研究機関を有している。中空知の中心的位置にある。ここに打ち立てられたこの構想、今回経済建設常任委員会に出されました利用計画、この理念は21世紀の課題に農と食でチャレンジする拠点、これが基本理念。やっぱり農業というものがこの北海道が発展するもとになっていくのでないかという中で、今回はワインも取り入れられているようです。つけ加えれば、今自然エネルギー、太陽光エネルギー、国策はそっちのほうに向いているのです。だから、そういう中で、ここで賄われるエネルギーは太陽光エネルギーというふうになれば、すばらしい組み合わせになってくるのでないかというふうに思うのですけれども、21年に、これ麻生政権のときに760万円のお金を投じて基本構想を立て、去年は約1,400万円のお金を投じて基本計画を立てた。この一連の流れ、これをどういうふうに引き継ぎ、さらに発展させていくかということであるし、また前田新市長の言う世界に誇れる国際田園都市の実現に近づくことになるのでないかと私は思うのです。跡地利用の基本コンセプト等です。

それと、3番目、北海道の考え方と道とのパイプ、道との協力体制、これなくしてこれは実現しない。滝川市と道とを結ぶ道議、道の部局との密接な連携、何といたっても土地は道なので、高橋知事との密接な連携がないと、私はこれは肝いりがないと実現しないと思うのです。この関係について、どういうスタンスで臨むかについても市長の見解を求めます。

事業全体の実現の可能性についてもお伺いします。

それと、5番目のこの事業を進めるための機動的組織、絵はだれでもかけるのです。これを進める決断と力がなかったらだめなのです。今後のスケジュールについてお願いします。

次、中心市街地、これは商店街のほうから優秀な坂井議員も出ましたけれども、本当は2人ぐらい出ておったのです、本当はと言ったら変ですけども、今までは。1人になったわけでございますけれども、私も中心市街地のど真ん中にいたのです。鈴蘭商店街で30年間商売やってきました。だから、中心市街地のご苦労は本当によくわかっています。正直言って、非常に中心市街地は厳しい状況にあると思います。それはなぜかという、滝川市の立地が移ったということなのです。モータリゼーションの時代、立地の変化というのが、これはついて回るのですけれども、東町バイパス周辺にまちが移ったと、國學院周辺のアクロスプラザか、そういう中でやっているということについては元気タウン推進室、千田室長を中心に中心市街地活性化協議会は非常に頑張っていると思います、本当にいろいろな行事をやっておられるということで。しかし、今までに残されたいろいろなアーケードの残金の支払いだとか、私も塩尻君が同級生なのだけでも、本当に困っておりま

した。商店街も特化して、身の丈の形のものにしていかなければなかなか難しい状況にあるなということで考えておりますけれども、今後中心市街地の関係について市長はどのように取り組んでいくか、活性化協議会のあり方について、それから空き店舗の実態はどうなっているか、各アーケードは鈴蘭通り、それから駅前についてはわかるのですが、ほかのほうはもう返済はないのかについても伺います。

4番目、3―3地区の開発の動向、これは民主導の論議にまつと執行方針に書いてありますけれども、私はラルズの横山さんがここに計画を立てるといふ、そういう感覚の計画があったときに、これだったら大丈夫かなと思って見た経験があるのですけれども、その後3―3地区の開発の計画、動向、やはり相当な力のある人が来なかったら、論議だけならできないのです、実際問題。その辺のところについて伺います。

それから次、5番目、スマイルビルのあり方、これは駅前の象徴的なビル、駅前再開発ビルだったのですけれども、スマイルビルという名前で、これは前田市長と田村市長の公開記者会見があつて、そのときに私らもわかったのですけれども、相当な固定資産税の関係、滞納の関係だとか、そういうのが新聞に出たです。それからまた、逆に賃料も払っているというようなことで、公開を前田市長が田村前市長に迫っている状況を思い出したのですけれども、そういうことは変わらないのかと、そういう姿勢はですね、その辺についてをお伺いをいたします。

◎3、環境行政

1、国の自然エネルギー・再生エネルギー導入の動向について

次、環境行政、これはまた大きな問題なのですけれども、福島第一原発の事故、これを受けて脱原発で自然エネルギー、再生エネルギーへの関心が非常に高まってきております。時の菅総理大臣も、再生エネルギー導入は私の役目ということで、すごい土俵際の粘り腰を見せていると、そうですね、民主党の人。そういうことで、何とかやってくれるのではないかなと。そもそも太陽光エネルギーに代表される再生エネルギー、これは原発の問題が起きる前から私ら、公明党もそうですけれども、質問しておったのです。これは、地球温暖化との関連なのです。地下エネルギーを燃やしたらCO₂が出る。これを出さない。地球温暖化を抑えるためには自然エネルギー、太陽光エネルギー、そういうことだったのです。鳩山前首相も国連に行つて、25パーセント削減だとかと言つたですね。そこで、私この動きについて滝川はちょっと生ぬるいのではないかと思うです。前回質問したとき非常に、何だか物語とかと、寝物語ではないのですよ、これ計画。それで、6月15日の道新に、ソフトバンクの孫社長、大規模太陽光発電、500メガワット、これは世界最大規模だということです。それを北海道に持ってくるというような計画をぶち上げたのです。それで、この人は金あるから、知事に呼びかけたら自然エネルギー協議会というのができて、33都道府県の知事が参加したということです。そうかと思っていたら、6月23日、高橋知事が、道新に載っていたけれども、メガソーラー建設を支援すると、土地提供や優遇税制を検討すると。そして、こうやって書いてあるのです。高橋はるみ知事は同日の定例道議会で、メガソーラー誘致について、豊富な日照量や建設用地の確保が容易であるなど北海道には優位性があると。北海道だめだと言う人もいたけ

れども、北海道に優位性がある。これは、学者はたくさん言っています、北海道に優位性があると。それと、意欲ある市町村と連携しながら、新たなエネルギー産業として誘致し、支援していくと。公明党の森議員に答弁したと書いてある。公明党も素晴らしいと思います。それで、滝川に823ヘクタールある道有地、私は手を挙げてもいいのでないかと思うのです、質問に書いていないけれども。それで、そういう創エネ、省エネ。

2番目、新政会は多彩な議員がいるから、いろいろなことを聞いてくれと言うのですが、省エネで発光ダイオード、これLEDと言うのですね、英語で。このLEDの導入の考え方、これすごく今普及してきていますし、こういうことで導入の考え方。

それから、太陽光エネルギーの導入の促進と行政支援、これはどういうことかという、私が前議会で質問したときにこんなの大したことないような答弁返ってきたけれども、今札幌、旭川、岩見沢、北海道で46市町村が補助制度を設けています。これからは太陽光エネルギーの時代です。ばかにしたらだめです。本当にこれに関しては、私は滝川でも取り組むべきだと。大体一般家庭で3キロワットから4キロワットの設備が必要なのです。1キロワットの設備をやるのに60万円から70万円かかるのです。だから、大体200万円から250万円かければできるのです。だから、そういうものに対して、非常に高いものですから、ランニングコストというか、ペイするまでに時間がかかるということなのです、まだ。

それから、4番目、市庁舎の太陽光発電の導入の成果、これもお伺いします。

最近の国の施策の動向と民間の動きについて問うと、先ほど言ったようにソフトバンクの孫社長、孫社長というのも経済人ですから、絶対損しないようにやると言うのですけれども、だけれども経済人を巻き込む政策でなかったらだめなのです。北海道の中心にあるこの滝川にこれだけ立派な畜産試験場用地があるわけです。その辺との関係です。そして、もうみんな太陽光、太陽光です。超党派の議員の議員連盟できました。そして、自民党も議員連盟できたです。民間の動きもいろいろ出てきていると思います。滝川でも太陽光のパネルを展示する企業があらわれたのです。こういうときに個人企業の名前を言っただけなのかもしれないかもしれませんが、泰進建設なんかすごいです。やっぱり札幌でも旭川でも、いろいろなところで協議会でできてきています。

滝川市としても自然エネルギーの導入に取り組む姿勢、これをやればすごいです。そういうことで、お願いしたいと思うのです。

◎4、教育行政

- 1、日本で、世界で活躍する子供を育てるために
- 2、中高一貫教育について
- 3、学力向上等について
- 4、東栄小学校統合後の学校跡地の活用について
- 5、教員住宅について

次、教育行政、これは教育ですから教育長に聞かなければならない。まず、教育行政執行方針の中でこうやって書いてあるのだ。日本で、世界で活躍する子供を育てる。世界で活躍するのに自分

の国の国歌も歌えない、国旗も知らないというようなことになったら大変です。いつだかオリンピックで里谷何とかというモーグルの選手、国歌歌えなかった。よくよく聞いてみたら、習っていなかったと。そういう日本の国になったらだめなのです。世界に通用する子供を育てるには、国歌をきちっと歌えるように。私もそんなには行っていないけれども、卒業式に行くことあるのですけれども、これも固有名詞の学校言ったらどうかと思うのですけれども、西高の卒業式に行ったときもどうもまじめに歌っていない。そう感じませんか、行った人。

（「いいのか、そんなこと言って」と言う声あり）

○井上議員 いいよ。それで……

（「生徒がまじめかどうかなんて、そんな判断していいのかい」と言う声あり）

○井上議員 きちっと教えているかどうかということです。その辺について、教育長、これは1999年に国歌、国旗法案、これが通ったです。学習指導要領の中でもきちっとうたわれています。

2番目、郷土の歴史、すばらしい日本の歴史、文化が正しく教えられているか、この辺についても教育長の考え方。

その次、2番目、中高一貫教育、もう一回出たのですけれども、教育委員会の行政執行方針の中で出てきていないように思うのですけれども、教育長は市長の公約にあるこの関係についてどのように考えているか。

3番目、学力向上、市長の公約にあるが、学力向上対策、市長の命を受けて教育執行方針の中に反映したものがあるかどうかについて伺います。

次、東栄小学校統合後の跡地の活用について、これはちょっとダブる面がありますので、次の項目についてお願いします。少なくとも現校舎の前庭についてはポケットメモリアルパークとして市において保存、管理する必要があると考えるが、いかがか。

次、教員住宅、校長、教頭住宅のあり方について、私は校長住宅等、どこに住んでもいいということになったということで、地域とのつながりが希薄になってきたのではないかと。それと、もう一つは、教頭に多くの責任を持たす。教頭はそこに住まなければならぬということで、多くの責任を持たされているのではないかということの懸念。

2番目、放置されている教員住宅の現状、これについては扇町の教員住宅、平家の7棟17戸について非常に危険な状態にあると、これに関してどのような処理がされるのか、教育委員会の見解を求めます。

3番目も同趣旨でございます。現状何かロープで縛ったような住宅になっておるのですが、この対策についてお伺いしたいと思います。

以上でゼロになりました。済みません。

それでは、代表質問をこれで終わります。

（「議事進行」と言う声あり）

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの教育行政の4件、第1項目、日本で、世界で活躍する子供を育てるための質問の中で、西高では国歌をまともに歌っていないという質問がございましたが、これは特定の

団体あるいは個人に対する不適切な発言であると、不規則発言の可能性がありますが、いかがでしょうか。

(何事か言う声あり)

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

○議 長 それでは、再開をいたします。

ただいまの議事進行による清水議員の発言について私なりの見解といたしましては、井上議員の今の代表質問のご発言はそうに感じるというふうにとれるものということで、断定的な不規則発言とまでは至らないという私なりの判断とさせていただき、このまま会議を続けたいというふうに考えます。

井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、新政会を代表しての井上議員の非常に広範にわたる代表質問に対しまして順次お答えしてまいります。場合によりましては副市長以下所管によって答弁があり得るということをおあらかじめご了解いただきまして、以下答弁をさせていただきます。

まず最初に、大きな1件目の1番目、選挙公約と市政執行方針の中のすべてゼロベースの意味はどこにあるかというご質問でございますが、これまで決めてきました政策、事業をすべて見直すということではなく、何度もこれは私は申しておりますが、継続すべきは継続し、刷新すべきは刷新するという事を申し上げておりまして、これが基本的な考え方でございます。見直す場合の基本にあるのは、何をすれば最も効率的で効果的なのか、しかも最短のルートで確実に目的を達成することができるのかということであります。従来のやり方を踏襲するのではなく、従来のやり方のよい点はそのまま残し、変えるべき点は柔軟な発想を持って大胆に変える必要があると思っております。現状認識をしっかりと、時代に合わない判断されるものであればすぐに変える勇気が必要であり、市民の皆さんや議員の皆さんの意見もお伺いしながら政策判断をしてまいりたいと思っております。

次に、同じく1項目目の2番目の給食費無料はばらまきととられると思うが、財源はどうするのかというご質問でございますが、学校給食費の無料化についてであります。児童生徒のために毎日給食の調理を行っている学校給食施設は、一番新しい施設でも設置から既に30年が経過しており、平成21年度に施行された学校給食衛生管理基準に適合させるため、どのようにして施設を計画的に整備していくかが喫緊の課題であります。したがって、現時点では学校給食施設の抱える大きな課題の解決を優先せざるを得ないという考えを持っておりまして、学校給食費の無料化は保護者の負担を軽減し、子育て支援を行うための有効な施策であるという考えは変わっておりませんが、その中で多くの市民の皆さんのご意見を聞きながら、財政状況もかんがみながら検討してまいりたいと思っております。また、この質問の際、公約を優先すべきであるというお話がございましたが、

私は新総合計画策定に向けてこれから努力する中において、市民、そして市が目指す方向はその総合計画にうたわれたものを目指すべきであるという考えを持っております。したがって、私自身が公約したものを最優先にするということは、当然それは優先されるべきというよりは、市民の皆さんの合意を得ながら総合計画の中に取り入れて進めていくべきという考えであることをご理解いただきたいと思います。

次に、乳幼児の医療費無料、特別保育など、財源措置はどのように考えているのかというご質問でございますが、乳幼児の医療費無料につきましては、就学前児童の健康の保持増進を強化するため平成24年度からの医療費無料化に要する経費は、概算ではありますが、医療費扶助費とそれに係る経費で約2,000万円の見込みであります。特別保育については、ただいま保育所通所保護者を対象に保育サービスの充実のため、特別保育等の意向調査を実施中でございますが、その集計結果をもとに検討を進めてまいります。その中で、特に延長保育については、現在社会福祉事業団運営の花月、一の坂保育所では19時までの延長保育を行っておりますが、保育ニーズが高まっていることから、公立の中央、二の坂保育所においても早期実現に向けて考えているところでございます。このための事業費は、概算ではありますが、300万円程度と見込んでおります。

次に、同じく1番目の1項目めの4番目でございますが、当然議員、理事者、職員が皆セールスマンではないかということでございます。その答弁でございますが、私がこのたびの市長選挙で市民の皆様にご約束した一つに確かに滝川の営業マンとなる副市長の公募による登用というのは掲げました。ご指摘のとおり、市長、副市長を初め、職員の皆さんは当然滝川のセールスマンであります。また、議員各位にもさまざまな場面でその役割を担っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。私の想定しております副市長は、民間での職務経験者であり、そこで蓄積したノウハウ、ネットワークを活用して、企業誘致や外客誘致、地場農畜産物の販路拡大など、私たち職員とは違ったチャンネルで滝川市の産業、観光振興を推進する人材を登用したいと考えております。副市長の報酬につきましては、特別職の職員の給与に関する条例により定められておりますので、条例に沿った給与の額と考えるところであります。副市長は2人制となるわけでございますが、吉井副市長には行政経験者として主に行政運営全般の役割を担っていただき、公募する副市長には全国を飛び回り、情報発信、情報収集を行い、ビジネスチャンスに結びつける滝川の営業マンとしての役割を担ってもらう考えでございます。今後のスケジュールにつきましては、既に公募による副市長の登用を行っている他市の事例などを参考にしながら、今後の議会に関係条例の一部改正について提案をさせていただき、議決をいただけたならば、平成24年4月1日登用に向けて具体の準備を進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、中高一貫教育校の設置についてでございます。中高一貫教育とは、中学校と高等学校の6年間を接続し、ゆとりある学校生活や継続性のある教育指導により生徒一人一人の個性や創造性を伸ばすことを目指す教育で、学校教育法の改正等により平成11年4月から制度化されているものです。中高一貫校のメリットとしては、高校入試の影響を受けず、ゆとりある安定的な学校生活を送ることができる。6年間で計画的、継続的な教育指導が展開できる。同じく6年間で生徒を把握することができ、個性の伸長や才能の発見が可能になる。豊かな人間性の育成ができる等が挙げら

れております。また、札幌市では、平成12年度から取り組んできた市立高校のあり方の検討の経過を踏まえ、平成23年3月に札幌市中高一貫教育校設置基本構想が策定されました。北海道札幌開成高等学校が施設の老朽化により、全面改築にあわせて中高一貫教育を行う中等教育学校として平成27年に開校する予定であります。現在滝川市でも滝川西高等学校において普通科、職業科それぞれに大学進学や就職、部活動等においてすぐれた実績を残しておりますが、児童生徒数が減少する中で、滝川西高等学校の将来ビジョンや校舎の将来的な改築とあわせて、中高一貫も視野に入れた市立高校としての特色をしっかりと生かすことができるように検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、新たな市内循環バスの運行とはというご質問でございますが、政策提言に掲げました新たな市内循環バスの運行についてでございます。平成20年度に滝川市各団体、関係機関で構成される滝川市地域公共交通活性化協議会を設置し、同年度に策定した滝川市地域公共交通総合連携計画に基づき、21年度から具体的な取り組みが進んでいます。その取り組みの一つである市内循環バス実証運行事業では、乗客の利便性向上と利用促進を図り、既存路線の維持に主眼を置いてまいりましたが、さらに今年度の新規事業として滝川市敬老特別乗車証事業のあり方検討市民会議の報告書に基づき、路線バスの利用が困難な農村地域において自宅とバス幹線の停留所間を結ぶ乗り合いタクシーのモデル的な実証運行を予定しております。これら実証運行の結果を確認しながら、交通空白地帯における移動手段の確保について検討を進め、住民の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

次に、まち自慢のパークゴルフ場の建設についてでございます。国においては、小さくて効率的な政府の実現、さらには民間主導による安定的な経済成長の実現を目指し、国から地方へ、官から民への基本的な考えであります。最近では、PFI法の活用や民間企業、NPOなどの主体が公共分野に参画できる環境も徐々に整備されてきております。ご質問にあった政策提言の一つになっているまち自慢のパークゴルフ場の建設について、確かに私のところに多くの要望の声をいただき、政策提言としたのは事実でございます。現在市内には西公園やふれ愛の里、丸加高原、國學院大學北海道短期大学部など公共、民間、そして大小さまざまなパークゴルフ場が10カ所あり、年間利用者は約7万人と言われております。私が公約に掲げたかったのは、単にパークゴルフ場を建設するのではなく、民間活力を導入した施設整備としてパークゴルフ場を建設したいとするものであります。多額の税金を投入することなく、料金や寄附等の民間資金で建設、運営し、市内外から利用者を呼び込み、経済効果を高めていきたいと、そのようなことも考えております。滝川では、そらぷちキッズキャンプがよい先進事例であり、これから同様な手法でパークゴルフ場を運営している先進地の取り組みを勉強して、建設場所や運営体制、民間主導のパークゴルフ場建設の可能性を探ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、行政の継続性の中で都市マスタープラン、都市交通マスタープラン、新総合計画の策定についてでございますが、さきにも申し上げましたとおり、行政の進め方に対する姿勢としては総合計画を一番大事にしたいと、そのように考えております。ご存じのとおり、都市計画マスタープラン及び都市計画交通マスタープランは本年3月に策定されました。作成に当たっては、地域懇談会、

パブリックコメント、都市計画審議会、議会報告などの手順を踏んで、十分な合意形成を経て策定された重要な計画である、そのように私も認識しております。また、このほかにも各分野において40以上にわたる個別計画、ビジョン、プランがあるわけであります。それぞれの計画とも、作成年度の違いはあるものの、その時々での解決すべき目標を掲げ、市民の皆さんや各団体、関係機関の意見を十分反映しながら策定されたものと考えており、基本的にはそれぞれの計画策定までの経過を尊重するスタンスに変わりはありません。新たな総合計画の作成に当たっては、個別計画と整合性を図りつつも、10年、20年後も維持発展可能な滝川市の姿を示す将来ビジョンをお示ししたいと考えているわけであります。井上議員がおっしゃる行政の継続性も重要な視点であるというのは十分理解しており、私は継続と刷新の基本的な考え方から、都市計画マスタープラン及び都市交通マスタープランについて執行方針の中で策定された計画に基づく施策、事業の着手について掲げさせていただいたところであるというふうにご理解をいただきたいと思います。

次に、中空知の中核都市としての滝川の位置づけについてのご質問でございます。また、市政執行方針にどのように反映しているかということでございますが、中空知地域は昭和44年に富良野圏域とともに北海道第1号の広域行政圏の指定を受け、以来40年間以上近隣市町とのネットワーク化など積極的に広域行政を推進してまいりました。滝川市は、当時から会長市、理事長市を担ってまいりましたが、歴史的には中空知の産炭地域や農村地域の周辺の市町に支えられて発展してきたまちでもあります。現在も滝川市に居住して近隣市町にお勤めの方や近隣市町から滝川の高校へ通学されている学生なども多く、それに伴ってバス路線や生活圏などは滝川中心となっており、その状況は全く変わっていないと思っております。周辺のまちの状況が滝川市に大きく影響を与える、そのことも十分理解しております。北海道内でも先駆的に積極的に進めてきた広域行政の取り組みを尊重し、それぞれのまちと協調し、支え、中空知地域の反映に寄与してまいりたいと考えております。また、市政執行方針の中でも、地域公共交通のあり方や行政事務の共同化など圏域が抱える広域な課題解決に向けて、定住自立圏の手法も含め調査検討を進める旨を掲げましたが、引き続き共有する諸課題の解決に向けて積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、東滝川地域の振興を考える懇談会の方向性についてでございますが、東滝川地域の地域振興策を検討したいとの地域のご意向を受け、行政と地域住民の代表で構成する東滝川地域の振興を考える懇談会を昨年10月に発足し、これまで8回にわたり懇談会を開催し、地域の代表と行政が一緒になって検討を行い、懇談会による地域住民の皆様への全体説明会も行っておりました。ご承知のとおり、懇談会の設置は東栄小学校の統廃合がきっかけであります。小学校という地域の核施設がなくなる中で、若い世代が住めるコミュニティが維持できる地域にするための振興策の取り組み内容、実施方法をまとめることにしております。今年度も懇談会を継続し、防災機能や児童館機能を含めたコミュニティ機能の充実強化のほか、学校跡地のあり方、明るい東滝川づくり、高齢者福祉、住宅対策について検討いたしますが、住宅対策については将来的な公営住宅の建てかえや空き家や農家住宅などの活用などを念頭に置き、今後具体的に検討することとしております。いずれの項目につきましても、地域主体であるべき姿を検討し、東滝川が外部への強い情報発信力を持つモデル地域として地域振興に取り組まれることを期待しているわけでございます。

次に、道議、知事、国会議員とはどのようなスタンスで臨むのかというご質問でございますが、知事、道議、国会議員とはこれまでもそのときの立場、立場でおつき合いをさせていただいております。市長という立場になってもこれまでのネットワークは大切にしていまいりたいと思っておりますし、議員、職員、市民の皆さんがこれまで築いてこられたネットワークを滝川市のためにもぜひ最大限活用させていただきたいと、そのようにも考えております。滝川市長は、市長のほかに70近い団体や協議会等の会長、副会長職、理事などの役職を担っていることから、会議や要請、要望など、今まで以上に議員、官僚、国や道の幹部職員に会う機会が多いわけでございます。こうした機会を生かしつつ、政党や地域にとらわれず、滝川市を初め、圏域、北海道の振興、発展につながることは直接会って実情を訴え、要請すべきことは要請していく考えでもございます。そしてまた、情報収集も行っていきたいと考えております。加えて言わせていただければ、過日開催されました菜の花まつりのオープニングで井上議員さん等に間に入いただき、今村衆議院議員にご来滝いただきました。ご昼食を一緒にさせていただいたわけでございますが、こうした市民や議員の皆さんのネットワークを生かし、滝川のPRに一役買っていることに感謝申し上げますとともに、私自身もさらにネットワークを広げてまいりたいと考えております。

次に、国際交流協会への2,000万円の拠出、國學院大學北海道短期大学部の国際交流基金への5,000万円は有効に機能しているかというご質問に対してでございますが、國學院大學北海道短期大学部の5,000万円の基金運用実績については、7月の北海道・マサチューセッツ州姉妹提携20周年に國學院大學北海道短期大学部から2名が参加し、同州にあるスプリングフィールド大学と教育交流促進宣言が調印されました。私も当時国際交流協会会長の立場で同席、立ち会った一人でございます。また、この教育交流促進宣言の調印を機に、10月にジュニア大使の日程に合わせ、2名の國學院大學北海道短期大学部学生によるスプリングフィールド大学への第1回目の短期留学がスタートいたしました。この短期留学につきましては、単なる語学留学ではなく、スプリングフィールド大学が得意分野とする野外活動やスポーツ、レクリエーション分野の研修を主眼に置いたものであります。このほか國學院では、基金を活用して中国、オーストラリア、アメリカなど4名の学生に対し、学生海外派遣事業助成金という形で支援をされております。短大の国際交流基金については、寄附金が滝川市民の浄財であることから、國學院としても透明性を持って活用したいとの思いから、市、議会、短大協力会、国際交流協会などで構成された運用委員会を設置し、その運用と事業報告がなされているところであります。国際交流協会につきましては、国際交流国際協力推進基金として2,000万円を新設し、ジュニア大使訪問団派遣事業、ベトナム、カンボジアスタディーツアー、滝川高等学校カンボジア夢プロジェクトなど、あすを担う国際性豊かな人材育成に50万円を活用した事業報告をいただいております。とりわけジュニア大使訪問団派遣事業については、経済状況の悪化から近年応募する家庭が特定の所得層に偏る状況が見られることから、特別奨学金制度を創設し、より多くの青少年に応募してもらえるよう配慮するなど、次代を担う中高生が世界に視野を広げ、将来に夢を抱くことができるような取り組みに活用されていると伺っております。有効に基金が活用されていると認識している次第であります。

次に、北海道も力を入れているアジア向けの国際交流にも力を入れる必要があるのではないかと

うご質問でございますが、これまでのアジア諸国との交流につきましては、財団法人日本国際協力センター、J I C Eが実施する21世紀東アジア青少年大交流計画により平成19年度よりタイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義民主共和国、中華人民共和国より178名の中高生の受け入れを行ったほか、独立行政法人国際協力機構、J I C Aが実施しております青年研修事業で大韓民国やカンボジア王国などから多くの研修員に本市を訪問いただいたところであります。本年3月に起きました東日本大震災により中国、韓国等アジアからの観光客が激減したことが道内観光に大きなダメージを与えているところでありますが、将来を展望いたしますとアジア諸国からの受け入れをしっかりと行っていくことが本市にとって極めて重要であると私も考えております。また、國學院大學北海道短期大学部においても現在中国の北京大学や四川大学との語学研修を実施しているほか、本市においてグライダーを初めとする滝川の魅力ある観光資源を取り入れて中国観光客をターゲットとしたモデルツアーの実施に向けて現在準備しているところであり、外国人観光客の誘致をさらに進めるとともに、関係団体や教育機関と協力してアジアをターゲットとした国際交流、国際観光に力を入れていきたいと考えております。さらに、北海道においても姉妹州がある韓国や中国の各都市との交流に力を入れていることから、北海道とも連携しながらアジア諸国との都市間交流にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、5番目の報道機関への対応の中で、議決を要する情報が事前にマスコミに出るのはいかなものかというご質問でございますが、基本的なスタンスとして情報公開は積極的に行うべきと考えており、そのツールとして報道機関への情報提供がございます。予算発表や人事異動については、記者発表や内示まで解禁日を設けるなど制限をしている次第でございます。しかしながら、告示日の議案に掲載されている内容や議会前の各常任委員会に対する提案内容の説明や報告など、報道機関の傍聴によって記事掲載されているものもあるわけでございます。先ほどのご質問の中で私が5月2日に報道機関にこの情報を提供したというご指摘がございましたが、私は議会運営委員会終了後の取材は受けましたが、それ以前に取材を受けたことはございませんので、そのようにご報告させていただきたいと思っております。議会軽視とならない配慮はこれまでもしてきておりまして、引き続き関係部局と調整しながら対応していきたいと考えております。

次に、2件目の大きな経済対策の中の農業行政、1番目の戸別所得補償制度の動向と滝川市農業再生協議会のあり方についてでございますが、国は販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付する農業者戸別所得補償制度を今年度からスタートさせたところであります。この制度は、水田経営において昨年実施した農業者戸別所得補償モデル事業で措置された激変緩和措置を発展的に解消し、地域特産物の振興、戦略作物の生産性の向上に向けた取り組みなどを支援する産地資金として継続されたことや、畑作経営においては数量払いを基本として前年産の作付実績に対して面積払いを交付する仕組みとなったほか、全算入生産費をベースとした交付単価が設定されるなど、北海道農業の実情に合った制度であると考えております。特に滝川の振興作物であります菜種、ソバが戦略作物として助成対象作物になったことは、農家経営の安定が図られるとともに、観光産業を初め、地域にとっても非常によい制度と評価している次第であります。

次に、道営土地改良事業の動向についてでございますが、道営土地改良事業は空知土地改良区が

申請主体となって、平成20年度に2地区の事業が採択された以降順次採択されており、本年度も5地区で事業が進められております。しかしながら、平成22年度に国の農業農村整備事業予算が大幅に削減されたため、平成23年までに滝川市が希望している事業の約60パーセントの進捗率となっており、このままの予算水準で推移すると事業完了までに1地区10年間を要することから、農家の営農計画に大きな支障が生ずるものと危惧しております。このため、国や道に対しまして、必要な予算の確保や新規地区の採択について関係機関と連携して強く要請してまいりたいと考えております。

次に、農地・水・環境保全事業継続の動向についてでございますが、国は農地、農業用水等の資源の適切な保全管理を推進することを目的に平成19年度から農地・水・環境保全向上対策事業を実施しており、本年度をもって終了することとしております。この事業は、農村にあるさまざまな資源を地域ぐるみで保存する共同活動を支援する事業と環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する事業の2つで構成されており、このうち営農活動支援については平成23年度から環境保全型農業直接支払交付金としてリニューアルされており、共同活動支援については平成24年度予算編成で検討されるものと承知しております。滝川市では8地区でこの事業に取り組んでおり、各地域協議会から事業の継続を望む声が強いことから、今後関係機関、団体と連携しながら、事業の継続について国や道に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、市内8カ所のこの協議会を終結した連合協議会の設置というご提案でございますが、滝川市では毎年市内8地域の協議会の役員を対象として、農地・水・環境保全向上対策事業に関する情報交換を行うための連絡会議を開催しているところであります。議員ご指摘の連合協議会の設置につきましては、8地域の協議会の意見集約を図るためにも必要なことと考えますが、共同活動支援にかかわる平成24年度の予算の動向を見きわめながら、連絡会議のあり方も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、畜産試験場の有効利用についてでございます。まず、1番目の現在作成している構想の実現こそが市長の言う世界に誇れる国際田園都市の実現に近づくことになると考えるというご質問でございますが、畜産試験場跡地利用計画につきましては、市内関係団体及び赤平市、赤平商工会議所によって組織された滝川畜産試験場跡地利用協議会によって、農と食の拠点づくりをテーマに昨年度末に計画が策定されたところであります。畜産試験場跡地は極めて広大な一団の土地であり、北海道においても数少ない貴重な財産であるため、そのポテンシャルを生かし、北海道を代表する市民が誇れる農と食の拠点として着実に計画を進めたいと考えております。結果として計画の実現がなれば、広大な森林や農地を背景とした農と食の拠点として国内外から注目されるプロジェクトとなり、私が思い描きます国際田園都市の実現にふさわしい計画になると考えております。

跡地利用構想の基本コンセプトと主要事業についてでございますが、計画の基本コンセプトとしては畜産試験場の100年以上の歴史を踏まえ、21世紀の課題に農と食でチャレンジする拠点としており、具体的事業といたしましては地産地消型6次産業化事業、中小家畜原種保存を核とした6次産業化事業、地域連携型冷凍食品製造業、滝川産ワイン製造事業、森林遊歩道設置による都市農村交流促進事業、以上5つの事業を計画しております。これらの事業により、農業を核とした6

次産業化を目指すとともに、既設の花・野菜技術センターと連携した事業展開を計画しております。

次に、北海道の考え方と道とのパイプ、道との協力体制はというご質問でございますが、平成21年度に策定した跡地利用構想をもとに北海道農政部長へ説明し、6次産業化を進めるという方向性で一定理解を得ており、それをベースとしてこのたびの跡地利用計画に至っております。道とのパイプに関しましては、地元選出道議のお力をおかりするとともに、私自身のネットワークも生かしながら積極的に行動してまいります。また、このたびの道人事において地域の課題としてご承知いただいている前空知総合振興局長が農政部長に就任されたことや人事交流として道農政部から中島参事にお越しいただいておりますことは、力強い味方を得たものと考えておる次第であります。道との協力体制につきましては、これまで同様本件の窓口である道庁技術普及課のご指導をいただくなど協力体制を得て、熟度の高い事業から着実に推進してまいりたいと考えております。

4番目の事業全体の実現可能性についてでございますが、この計画を進めていくためには事業主体の選定が極めて重要なポイントとなります。計画の策定に当たっては、農業参入に意欲のある事業者からの意向などを踏まえ、全体を4期に分けて計画を策定しており、第1期計画としては今秋をめどに事業者が選定され、年内から一部着手できるよう関係機関と調整するほか、引き続き熟度を踏まえ、計画の実現に向け段階的に進めてまいります。

この事業を進めるための機動的組織のあり方についてでございますが、計画の推進につきましては道庁が農政部主管であることや農業に主軸を置いた事業であるため、新たに設置する農政部が担当することとし、経済部や赤平市、民間団体など関係機関と連携しながら、それぞれの専門性を生かし、滝川市産業活性化協議会を主体として機能的、機動的に進めてまいります。

次に、経済対策の中の中心市街地対策ということでございます。まず、中心市街地活性化協議会のあり方につきましては、滝川市中心市街地活性化協議会につきましては平成18年12月4日に法律に基づく協議会として設置されました。滝川市が中心市街地活性化基本計画を作成した際の意見活動や事業実施母体として中心市街地の活性化に必要と考えられる自主事業や商店街等団体が実施する申請事業の審査及び支援を行っております。運営資金としましては、中心市街地活性化基金として平成18年度に滝川市が3,000万円を負担し、平成20年には北門信用金庫が500万円をチャレンジャー育成基金として寄附をいただき、ソフト事業を中心に実施しております。これまでのソフト事業を主体とする現中心市街地活性化基本計画が平成25年3月に終了することから、ハード事業を含めた今後の中心市街地を考える上でも民主導型の議論を活発化させるため、中心市街地活性化協議会の強化を支援したいと考えております。

次に、空き店舗の実態でございますが、空き店舗対策につきましては、これまでに新規出店者の空き店舗家賃補助やチャレンジショップ事業など進めてまいりました。平成23年3月末の中心市街地エリアの路面店で39店とここ数年横ばいの状況で、経済状況の悪化や後継者不足のため、今後空き店舗は増加することが想定され、中心市街地活性化の目標とする空き店舗数の減少につきましては達成は困難が予想され、さらなる空き店舗対策を商工会議所、商店街、市民団体とともに考えてまいりたいと思っております。

また、各通りのアーケードの返済の状況でございますが、アーケードにつきましては鈴蘭中央商

店街振興組合、駅前商店街振興組合、銀座商店街振興組合が所有しておりますが、鈴蘭中央は平成元年、駅前は平成2年に建設され、商店街と行政が商業活性化と街路事業を一体として進めてきた経過があります。鈴蘭中央、駅前商店街とも高度化資金を借り入れて事業を実施してきたわけですが、建設時と経済状況が変わるとともに、組合員の減少や大型店の撤退が続き、償還にはご苦労されていることは私も聞いております。昨年滝川市商店街振興組合連合会が中心となり、商店街構築物等問題協議会を立ち上げ、商店街共同環境施設検討調査を行い、これらのアーケード問題等について議論されており、地元商店街と家主の方々がアーケード対策についてしっかりとやるべきことはやってもらう。その上で、今後のアーケード等のあり方や維持管理について地元と協議する中でその支援を行ってまいりたいと考えております。

3-3地区の開発の動向につきましてでございますが、栄町3-3地区につきましては、かつてまちづくり会社を立ち上げ、ハード事業を進めようとしたしましたが、商業床の買い手がなく、断念した経過があります。平成20年5月に金市館が滝川中心市街地活性化事業の提案として温浴施設、飲食店、検診センター、温水プールを盛り込んだ事業提案で、地権者を集め、商工会議所で説明会が開催されました。滝川市といたしましても、金市館と14回の打ち合わせを実施し、国費を要望するに当たり、施行者の明確化と事業収支の提出を求めてまいりました。平成22年8月の打ち合わせにおいて、共同事業者を模索中だが、現状の経済状況だと事業投資できる状況ではないとの回答でありました。しかし、栄町3-3地区は街なかの中心部であり、大型空き店舗もあることから、まちの活性化のためにも何とかしなくてはならないものと考えております。先ほどもお話ししましたが、ハード事業を含めた今後の中心市街地を考える上でも民主導型の議論を活発化させるためにも、中心市街地活性化協議会や地権者を中心に地区の将来構想などを検討いただき、その中に行政も参画していきたいと、そのように考えております。

続きまして、公開記者会見で発言したことについて市長になる前と現在ではどう変わっているかというご質問でございますが、駅前再開発ビルの問題につきましては、私は選挙期間中何度も存続は必要だという考えを表明し、一貫しております。ただ、選挙中においてもお話しした税の問題につきましては、再開発ビルを残すために何も整理することなく進めることはしないということであります。駅前再開発事業については、昭和47年に準備委員会を発足し、完成するまで10年の年月をかけて官民一体となり進めてきた事業であり、さらには平成15年度に西友が撤退したときにも官民一体となったテナントの誘致、NPOたきかわホールの設立などにより再オープンすることができました。滝川において駅前地区は重要な位置づけに当たるため、中心市街地活性化をどのように進めるかは行政だけで進めることなく、中心市街地活性化協議会の意見や市民アンケートを実施するとともに、専門家による外部検討組織として弁護士、税理士、まちづくり事業の専門家、若手経営者、都市計画の専門家から再生ビジョンや税についても十分にご意見をいただき、駅前再開発ビルの再生に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境行政の中の1項目めの国の自然エネルギー、再生エネルギー導入の動向についての1番目の脱原発、地球温暖化についての創エネ、省エネについての考え方についてでございますが、かねてより世界的規模でのその対策が話し合われてきました地球温暖化問題に加え、このたびの東

日本大震災を契機に、私たちはエネルギー問題の重要性について改めて考えさせられることとなりました。現代社会が膨大なエネルギーの消費の上に成り立っている状況下でエネルギー自給率がわずかに4パーセント程度と言われる我が国にとりまして、今後も国や地域の活力を維持していく上でも安定的かつ安全、安心なエネルギーの持続的利用を実現していくための努力が求められているところであります。このたびの震災を機に、国を初め各種試験研究機関や民間事業者等におけるさまざまな新エネルギーや省エネルギーに関する技術開発がさらに加速化することが期待されております。そこで、滝川市環境基本計画におきましてもエネルギー問題や地球温暖化問題を主要課題の一つとしてとらえており、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進をうたっております。バイオマスや太陽光などの持続可能な新エネルギーの導入を進めると同時に、効率タイプの設備等への更新などにより、限られたエネルギーをより効率的に利用するための省エネルギーの推進を国や道などの支援制度等を活用しながらバランスよく取り進めていくことが重要だと考えております。議員ご提案の畜産試験場跡地へのメガソーラー導入問題につきましても、道のほうとよくご相談しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、省エネとしてのLEDの導入の考え方についてでございますが、昨今LEDと言われる半導体素子を用いた照明、いわゆるLED照明が大きな注目を集めております。LED照明の特徴として、従来製品に比べて消費電力が少なく、製品としての寿命が長いという点が挙げられます。すなわち、LEDが幅広く普及することによって社会全体の電力需要の低減化が図られることになり、さらには廃棄物として排出される使用済み電球や蛍光灯なども削減されるなど、環境負荷の抑制の面からも効果が期待できます。今後こうしたLED照明がさらに普及していくためには、品質の安定化とともに導入コストの低減化が絶対的な条件になると考えております。現状では、現行の照明器具からLED照明へと切りかえる際のコストが相当程度高いことから、その施設等の照明の点灯時間によっては電気料の削減効果が十分に得られず、トータルコストでは必ずしも導入が合理的でない場合もあり、事前に十分な検討をした上で導入に係る判断をしていく必要がございます。ただ、LED照明を初め省エネタイプの照明製品の低価格化は着実に進行しており、これに加えて国などの補助制度等を積極的に活用していくなどをして、行政コストの削減も視野に公共施設等での率先的導入を今後進めていく必要があると考えております。また、行政だけではなく、一般家庭や民間事業所においてもさらなる普及が促進されるよう、今後も引き続き情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光エネルギーの導入促進と行政支援についてであります。太陽光発電につきましては風力発電などと並んで、震災以前から再生可能エネルギーの代表格として国の積極的な支援制度などもあり、全国的に家庭や事業所等においてその設置が着実に拡大してきたところであります。太陽光発電パネルの国内向けの年間出荷量は、2000年からのこの10年間で発電量ベースで約9倍の伸びとなっているデータもございます。ただし、太陽光発電については、天候状況や地域の気候特性などに発電量が左右されることから、例えば雨の多いことしのような天候が続けば見込んだ発電量に届かなかったり、積雪地域においては冬期間の太陽光パネルに積もった雪の影響により発電量が落ち込むといった課題もあり、それらの影響を最小化するための技術等の研究がなされて

いるところであります。今後滝川市として太陽光発電の普及促進に向けた支援のあり方については、国や道の支援の動向などを注視していくとともに、具体的な支援方策はもとより、支援によって見込まれる効果、さらには非設置世帯との負担の公平性等の観点などさまざまな視点からの検討が必要と考えられることから、専門家や関連事業者等の意見も踏まえながら、今後の課題とさせていただきたいと存じます。

次に、市役所の太陽光発電の導入の成果についてであります。市役所庁舎に設置された太陽光発電設備による発電実績でございますが、本年1月から5月末までの累計発電量は1,917.2キロワット時となっております。1カ月の平均にしますと383.4キロワット時でございます。1月から5月までの間で1カ月の発電量が最も大きかったのが3月の535.5キロワット時、一方で最も少なかったのが5月の282.5キロワット時となっております。今後本格的な夏場を迎え、さらなる発電量の伸びが期待できるものと考えておりますが、継続的にデータを取りながらその状況の推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に、最近の国の施策の動向と民間の動きについてでございますが、東日本大震災により福島での原子力発電所の壊滅的な状況は、いわゆる原子力発電にかかわる安全神話の信頼性を大きく揺るがし、泊原発を含め、国内のその他の原子力発電所の稼働にも影響を及ぼすこととなり、特にこの夏の電力需要への対応について予断を許さない状況となっております。しかしながら、今回の件を機に、原子力から安全なエネルギーへのシフトの必要性が官民双方から訴えられており、これまでも太陽光発電の設置補助や買い取り価格の固定化が推進され、再生可能エネルギー由来の電力の全量買い取り制度の創設などが検討されてきているところですが、昨今首相が新たに太陽光発電の大規模な普及に関する構想を発表し、一方で民間事業者が北海道を初め19道県と連携して自然エネルギー協議会を設立し、自然エネルギーの普及拡大に向けた情報交換や政策提言を行っていることを発表したところであります。これらの動きを受けまして、今後国や道による補助制度等の拡充とともに、民間事業者の自然エネルギーに係る技術開発や新規ビジネスの創出などが一層活発化されていると考えられているところでございます。

次に、滝川市としてもこの自然エネルギーの導入などに取り組む必要性についてであります。滝川市としても先ほど述べましたような全国的な自然エネルギーを初めとした再生可能エネルギーの普及促進に向けた取り組みについてはしっかりと情報収集や連携構築に努めるとともに、滝川市としても地域に適合したエネルギー導入に向けて積極的に参画できるように、地域の立場から意見等を発信していきながら、あわせて地域の活性化促進につなげられるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東栄小学校の学校跡地の利用の中の活用と2番目のポケットメモリアルパークとして保存、管理をする必要があるというご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、学校跡地のあり方については東滝川地域の振興を考える懇談会においてコミュニティ機能充実強化とともに今後具体的に地域の方々と一緒に検討が進められると聞いております。これまでの懇談会の中で東滝川地区転作研修センター周辺や東栄小学校跡地を対象に検討していますが、体育館や公園などの整備とあわせて、児童館機能、防災機能、施設の効果的な活用策も含め検討が進められると考え

ております。その中で、学校のメモリアル機能のあり方も議論されているようでございますが、地域での今後の議論を踏まえまして、地域振興策としての意義も考慮しながら判断していきたいと考えております。

以上が答弁でございますが、先ほど答弁をいたしました報道機関への対応の答弁の中で私が議会運営と申し上げたのは間違いでございました。会派協議会と訂正させていただきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

(何事か言う声あり)

○市 長 済みません。1つ抜けておりました。今後のスケジュールが先ほどございました。

済みません。答弁が抜けておりましたので、再び答弁させていただきます。畜産試験場跡地の今後のスケジュールでございました。事業の着手につきましては、地権者である北海道庁の公募の手続を経ることとなります。今後熟度の高い事業から順次進めていくこととなりますが、第1期計画といたしましては今秋をめどに事業者が選定され、年内から一部着手できるよう関係機関と調整してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長 引き続き答弁をお願いします。教育長。

○教 育 長 それでは、井上議員のご質問に教育委員会の所管する分についてご答弁を申し上げます。

初めに、4件目の1項目、日本で、世界で活躍する子供を育てるためにということで、国旗、国歌が正しく教えられ、卒業式、各種行事で歌われているかということでございます。国際化の進展に対応して、子供たちに国際社会に生きる日本人として必要な資質を育成するために、我が国の伝統文化を理解し、国旗、国歌を尊重する態度を育成していくことは極めて重要であるというふうに思っております。国旗については、小中学校の児童生徒の発達段階を踏まえた指導とともに、学習指導要領に基づき4年生の社会科において指導されております。国歌の指導については、小学校1年生からの音楽の学習及び儀式的行事であります卒業式、入学式に向けた練習を通して行われております。特に国歌については、卒業式、入学式においてすべての学年の子供たちが歌うことができるよう、学級、学年の指導に加え全体指導が適切に行われているところでございますし、本市における今春の卒業式、入学式の実態としましては、各学校とも国旗を式場及び掲揚塔に掲げ、儀式的行事にふさわしい厳粛な雰囲気のもと国歌斉唱も行われております。また、国旗につきましては、運動会や学芸会の学校行事においても掲揚塔に掲げられております。また、議員さんもお出席になっているかというふうに思いますが、西高につきましては吹奏学部が国歌の伴奏をするというようなことになっておりまして、これは他の高校では見られない取り組みというふうになっているところでございます。このような実態から見ますと、滝川市の子供たち、国旗、国歌に対する正しい認識、あるいはそれらを尊重する態度が徐々にはぐくまれてきているものというふうに考えております。今後とも適切に取り扱われますよう、教育委員会としても指導に当たってまいりたいというふうに思っております。

次に、2番目になります郷土の歴史、すばらしい日本の歴史や文化が正しく教えられているかと

ということです。先ほどのご質問と関連をしますが、きょうの昼休み、ちょうど「みんなのタキカワ」という放送の中で滝川市がことしつくりました小学校3、4年生の社会科の副読本の取材がオンエアをされておりました。滝川が開拓から今日に至るまでの歴史、タキカワカイギュウ化石あるいは華月館など地域の人々が受け継いできた文化財、年中行事、画家の岩橋英遠先生など地域の発展に尽くした先陣の功績など、さまざまな学習の内容につきましてはこの副読本の中で指導しておりますし、またそれに伴いますDVD資料等もあわせて学校に配布をしているところです。郷土の学習を深めて、地域社会の一員としての自覚あるいは愛着を持つということをねらいとしておりますこの3、4年生の郷土学習は、後に6年生、また中学校1、2年生での本格的な日本の歴史学習と連動しまして、我が国の伝統と文化の特色等に関連をさせて学びを進めております。また、文化に関しましては、中学校では民謡、長うたなどの歌唱あるいは箏などの和楽器による表現活動などが音楽科で、また国語科においては短歌、俳句等の音読、暗唱等があります。小学校高学年から中学校にかけて、古典などを通じて日本の伝統的な言語文化の学習も行ってきております。また、これらの言語文化への興味関心を深めるために、体験的な学習を行うことも重視をされております。これらのことから、これもたまたまきょうになりますけれども、きょうの6時から國學院大學北海道短期大学部におきまして古典芸能鑑賞会としまして狂言が行われることにもなっておりますし、このほか各学校がさまざまな取り組みの中で、例えば江部乙小学校は11月に落語芸術協会の協力を得まして落語鑑賞等を行うというようなことも実施をしておりますし、ご承知のとおり中学校では平成24年から武道の取り組みが始まるということになっております。国際化の時代を迎えた今、次代を担う子供たちに日本はもとより世界の人々とともに交流を図り、それぞれの歴史、文化を学び合う体験的な学習も大事であるというふうに思っております。名護やスプリングフィールド市との交流を通して、これからの時代を主体的に生き抜いていくために必要な資質や能力の基礎を養うとともに、故郷に愛着と誇りを持ち、日本や世界で活躍できる子供たちの育成を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、中高一貫教育についてでございますが、先ほどの市長答弁の中でありましたが、教育長としての考え方ということでございます。中等教育学校、中高一貫校というのは中等教育ということになりますので、平成10年から併設型の中高一貫校を制度化する学校教育法が改正をされました。平成11年に実質的にスタートした時点では3校しかありませんでしたが、ちょっと古いデータになりますが、平成22年4月現在では全国で402校が設置をされております。3つのタイプがありまして、先ほど言いました中等学校、これは北海道でいけば登別にあります明日のようなパターン、それから併設型と呼ばれている学校が道内では9校ございます。併設型が9校、連携型が8校というふうになっております。一般的に連携型といいますのは公立の中高に多く、併設型については私立の学校が多いということになっております。先ほどの市長のお答えの中でメリットについてはお答えをしましたが、一方進学、6年間の中で受験というようなものはありませんから、中3、高1ぐらいがちょっと中だるみになるのではないかと、あるいは6年間ということになりますので、人間関係が固定されることも想定をされますので、これらのメリット、デメリットを踏まえて今後検討していく必要があるというふうに思っておりますし、また滝川市の小中学校適正配置計画では、

今後の生徒数減少により将来的な中学校数は2つが望ましいというようなこともお示しをさせていただいております。また、空知北学区全体の中学校卒業生数も減少傾向にありますので、滝川西高等学校のさまざまな状況等を考慮しながら、中高一貫校に取り組む、その目的をはっきりさせながら検討していく必要があるというふうに思っております。

次に、学力向上策についてでございますが、先ほどの柴田議員のご質問のお答えの中でもしましたとおり、少人数指導あるいはチームティーチング、それから巡回指導教員、さまざまな取り組みをそれぞれしておりますし、一方、学校で行う取り組みのほかに保護者と学校がともに育てて信頼関係の中で取り組むことが必要だというようなことから、近年は各校において家庭学習の手引等の作成を各学校で進めております。特に滝川第三小学校が作成をしました「ひらく本」と題しました家庭学習の手引につきましては、すぐれた実践で非常に保護者の関心も高いというふうに思っております。また、読解力あるいは意欲を高める読書の重要性から、教育委員会では児童生徒の思考やコミュニケーションなどの土台となる言語の力をはぐくむために、学校での朝読書あるいは読み聞かせなどの読書活動に積極的に取り組むとともに、新しい図書館と学校との連携を一層進めて、学校との連携による子供の読書活動推進という長い事業名ですが、これらの事業を主体的に行いながら読書活動の充実、読書習慣の確立を進めていきたいというふうに思っております。学力は、学んだことが活かされてこそ真の学力というふうに思っております。自然と都市が共生をする。そして、すばらしい市民力と地域資源が数多くある滝川、そらぷちキッズキャンプ、カンボジアへの教育支援、キャリア教育実習等々、多くの学びを生かすことができる滝川であります。教育委員会としては、数々の体験を通して、より確かな学力をはぐくんでいきたいというふうに思っております。学力向上は市長の強い願いであるとともに、すべての市民の願いでもあります。滝川で学んだこと、滝川で育ったことが幸せと誇りを持って語られるよう、日本、世界で活躍する子供たちを輩出できるよう、最重要課題の一つとして位置づけ、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、5項目めの教員住宅の関係です。校長、教頭住宅のあり方についてということで、滝川市はマンション、アパート等の住宅事情がいいこと、あるいは携帯電話の普及によりまして緊急時の連絡が可能なことから、平成21年度に校長住宅の義務化を廃止をいたしました。教頭住宅のみ学校の近くに用意をいたしました公宅への入居を義務づけているところでございます。現在のところ、校長住宅を自由化して、地域の方あるいは保護者の方から特に大きな支障になっているというような声は聞いてはおりませんし、校長におきましてはさまざまな学校事業、学校行事の中、あるいは学校支援地域本部事業等々の中で地域、そして保護者の方と良好な関係を今でも続けていっているというふうに思っております。

また、2つ目の放置されている教員住宅の現状ということですが、現在西高等学校を含む教員住宅として管理職用の住宅21戸がありますが、先ほどの教頭も含めて13戸が入居しておりまして、8戸が空き家となっております。また、一般教員用の住宅では32戸保有をしておりまして、このうち5戸が居住しておりまして、27戸は空き家となっております。空き家の管理につきましては、草刈り、害虫駆除あるいは老朽化した物置の撤去、不審者の侵入防止対策など行っていますが、今後管理職住宅等は先ほどの答弁のとおり存続予定にないものは売却、取り壊し等の処分を検討して

おりますし、一般教員用住宅についてはALT用の住宅として位置づけております滝の川にあります教員住宅を除き、売却、取り壊し等の必要な処分の予算を確保してまいりたいというふうに思っております。

ご質問にありました扇町の教員住宅の実態から、今およそ2, 200万円ほど解体費用がかかるのではないのかなというふうに思っておりますけれども、財政状況等も勘案しながら順次進めていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○議 長 答弁が終わりました。再……

(「答弁ある」と言う声あり)

○議 長 どこでしょうか。

(「給食費の無料のところ、この給食費無料にしたらどのぐらいの財源が必要かと聞いている」と言う声あり)

○議 長 それでは、答弁漏れということで、再度答弁をお願いいたします。市長。

○市 長 それでは、答弁漏れをおわび申し上げまして、ご答弁させていただきたいと思います。

給食費を全額無料といたしましたならば、総額で1億2, 000万円の財源が必要となるということでもあります。

以上であります。

○議 長 答弁が終わりました。再質問の時間はおよそ30秒ほどということですが、

(「よろしいです」と言う声あり)

○議 長 では、以上をもって井上議員の質問を終了いたします。

それでは、この辺で休憩をとりたいというふうに思います。再開を15時10分、3時10分といたします。休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時11分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議員 公明党の堀重雄でございます。会派を代表いたしまして、市長の市政執行方針に質問をさせていただきます。

まず初めに、52年ぶりの民間市長ということで誕生しました前田市長に対して、心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

市民は、民間目線、市民目線という市長の演説を聞き、大変期待をしているところでございます。また、本当に行政を熟知していない市長で大丈夫なのだろうかと、こういう不安も抱えているのが実情ではないかと思います。しかし、私も議員になる前は36年間民間の企業で、市議会議員として頑張らせてもらいましたが、本当に内容はよくわからない面が多いのですけれども、尺度は常に

民間で培ってきた効率性、効果性、こういうものを何とか市に反映させたい、こういう一念で4年間終え、2期目の当選をさせていただきました。そういう意味を込めましてこの質問に入るわけですが、市長もどうか民間の目線、市民目線での答弁をわかりやすく答弁していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

◎ 1、市政執行方針

- 1、市民との対話によるまちづくりについて
- 2、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて
- 3、誰もが住みよい安心安全なまちづくりについて
- 4、元気な産業と活力あるまちづくりについて
- 5、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて
- 6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて
- 7、効率的な行政運営によるまちづくりについて

最初の市民との対話によるまちづくり、各団体や業種別のまちづくり懇談会を実施、このように市政方針で書かれておりました。なかなか市民から見るとわかりづらい内容ですので、市民にわかりやすいように具体的にお話してください。

2番目、機能的な生活基盤の充実したまちづくり、これも同じく公園施設の維持管理コストの低減や長寿命化に向けて公園施設長寿命化計画を策定する、このようにあります。コスト削減とか低減とか書かれましたらすぐ、そうだ、ぜひやってほしいと、こういうふうに思うわけですが、これも具体的にお話ししていただいて、どのような効果とかコスト削減がなされる予定なのかを明確にお示ください。

3番目の誰もが住みやすい安心安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。1番目といたしまして、東日本大震災に対しての市長の……

○議 長 堀議員、項目2の要旨2が……

○堀 議 員 失礼いたしました。機能的なやつですね。2番目、済みません。

公共施設の効率的かつ効果的な管理を行うために公共建築物保全計画を策定とあるが、現状どういう問題点があるのか、またこの計画による効果の予想を伺います。

続きまして、3番目の誰もが住みやすい安心安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。今回の東日本大震災に対して、被災された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。市長の復興支援の活動についてお尋ねをしたいと思いますが、時間の経過とともに大概こういう事故、被災は忘れられていく傾向にあると思います。そういう意味では、長い復興支援活動をしていきたいという市長の意見には大賛成の立場でございます。また、今回の選挙に関しましては、市長を初め私ども公明党も一切公費を使わないで私財で戦ってまいりました。多くの議員もそういう戦いをされてまいりました。この予算に対しての削減額が数百万円あると思いますが、こういうものを含めてぜひ市長の支援活動についての取り組みをお伺いいたします。

2番目に、倒壊等の空き家対策に対し、市長の決意を伺います。この倒壊等の問題につきまして

は、公明党の考え方も何度か議会で提案をさせていただいておる経緯があります。近くに住まわれている地域住民の方は、非常に危機を抱いて、何とかしてほしいという要望が年々強まっているのが現状でございます。どうかこの空き家対策の倒壊の問題についての市長の決意を伺いたいと思います。

3番目、市立病院の看護師確保に向け、院内保育の設置について検討することですが、当然費用対効果というようなことも検討されると思うのですが、市長の見解を伺いたいのですが、私どもが考えるのには何か看護師確保のための院内保育というのはちょっといかがなものかというふうに思っております。一般市民に開放されるとか、特別なコストが削減できる何らかのものがない限りはいかがなものかというふうに考えておりますので、市長の見解を伺います。

4番目、大腸がんの無料検診の件でございます。公明党は、がん対策に対して非常に力を国政の場でも入れております。子宮頸がん、乳がん等の無料クーポン、ワクチンも公明党の実績でございますが、大腸がんの無料検診は非常に市民に好評であります。これは、国の補助等がなければなかなか単費では難しいのかもしれませんが、この検診は長く続くことが要望されておりますが、市長の見解を伺います。

5番目、高齢者にとって、地域で安心して老後を過ごすためには介護サービスの充実は欠かせません。このことについても何度か質問しておりますが、お金のある方は民間の施設で十分対応していただいているというふうに現状は思っています。ところが、緑寿園の特養とかでは待機者が100人近くいるというふうに聞いております。そういう意味では、年金の中で心配のない老後を迎えたいという高齢者が大勢いるわけでありまして。そういう面に対して市長の見解を伺います。

4番目、元気な産業と活力あるまちづくりについてですが、私の前の議員さんもこのことについては質問されておりますが、私は市長の純真に思っている滝川ブランドの推進ということについては伺いたいと思います。実現不可能であろうと全然構いませんので、イメージ的にこういうようなことを考えているのだという程度で結構ですので、ぜひ市民にアピールしていただきたいと思います。

5番目、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり、その中で、これもお二人の議員が質問されておりましたが、副市長公募を考えられておりますが、具体的な人材を含め市長の思いを伺いたいと思うのですが、市民は財政を健全化してきた前市長の実績を非常に高く評価しております。そういう意味では、1人副市長がふえると当然お金も出るわけですから、これはいかがなものかという声が多数聞かれます。私どもは、副市長さんが2人になろうが3人になろうが、その分市の財政が豊かになるという最終的な結論が得られれば、何人いらっしやっても結構なわけでありまして。そういう意味で、現時点で市長が考えられている副市長の公募についてご答弁を伺います。

6番目、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりでございます。就学前児童の医療費助成に対する市長の答弁がございました。来年度からこれはぜひ実施したい。約2,000万円ほどの財政が必要であるという答弁もございました。大賛成でございます。滝川の若い子育て中の市民が家を建てるときに、最近は新十津川に家を建てられる方がふえています。どうして滝川から新十津川に建てたのと聞きますと、土地が安いというのも1つあるのですが、医療費の無料が中学生までだそうです。また、水道料が安いらしいです。何かさまざまそういう公費負担の部分が新十津川のほ

うが住みやすいのだというような話をしておりました。そういう意味では、滝川もこういう子育て支援については前向きにもっと取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに思っています。ぜひ市長の思いを伺いたいと思います。

2番目の学校耐震化は早急に進めていかなければならないというふうに考えております。当然計画的に学校の耐震化進められているわけですが、今回の震災でもわかるように、また昨日あたり函館で震度4ぐらいの地震がありましたけれども、地震だけはいついかなるときにどうなるかわからないというのが、予想がつかないというのが現実であります。まして、学校となりますと子供の命のほかに当然避難場所としても確保されているわけでありますから、ぜひ前倒しで学校の耐震化やっていくべきでないかというふうに常々思って、議会でも何度かお話をしているわけですが、市長の見解を伺います。

3番目の図書館移転についてお伺いいたします。市民より、もっと早くオープンできないのかという質問が、相談がございます。7月1日から11月12日のオープンというふうに聞いておりますが、民間のレベルで考えますと、これは営業しているとしたら4カ月も休むというのはかなり厳しいのです。お金もらっていないからいいようなものでありますけれども、どうもちょっと長いのでないかというのが一般市民の考えであります。総力を挙げて皆さんで、暇な人はいないでしょうけれども、頑張って、単純作業だったらやれると思いますし、そういうことを考えると本当に本の好きな人は一日でも早く、休む期間を短くしてもらいたいというのが純真な思いでありますので、検討を深めていただいて、答弁を求めます。

7番目の効率的な行政運営によるまちづくりについてでございます。市長も当然読まれたと思いますけれども、子供の自殺、それから生活保護の詐欺事件と2年間続きまして、市役所を何とか変えようということで、市民に信頼される市役所づくり推進プランというのができております。私は、このプランができて、毎回必ず一般質問の最初に質問させていただいている経緯があります。1つは、公務員さんは当然今ある現状の制度の中で、自分はこういう制度の中で仕事をしたいと思って入られているわけですから構わないのですが、民間に近いように能力主義、実績主義というものを取り入れていかないと、やった人間もやらない人間も同じ給料で、同じように年いったら偉くなるというのはいかがなものか、これは単純な私の基準でございます。そういう意味では、やっぱりやる気がある市役所軍団をつくらなければならない。市長も株式会社市役所というような表現をされていますけれども、そしてやる気のある結果として株主である市民にサービスを、いわゆる配当しなければならないわけですから、そういうことを考えられるような制度改革が必要だというふうに思っております。そういう意味で、まず1つ目には、当然スリム化、効率化、こういうことをしていかなければならないと思っておりますので、市長の見解を伺います。

2つ目、前段申し上げましたように、何とかこの制度改革をして、これは他の自治体ではもうスタートしてやっているところもあるわけですから、推進プランには豊田市を参考にしたいということも書かれております。ぜひこの制度改革をやっていただいて、市民が本当に納得するような市役所づくりに邁進していただきたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、公明党を代表しての堀議員のご質問に順次お答えしてまいります。なお、先ほど来申し上げましたとおり、副市長以下所管でお答えする場合もあることをあらかじめご理解賜りたいと思います。

それでは、まず市政執行方針の1番目の市民との対話によるまちづくりについての中での各団体や業種別のまちづくり懇談会を実施について、具体的にどのようなことかというご質問でございますが、私は常々申し上げましたとおり市民の皆様との対話等を重視しており、それは市政執行方針の中でもあらわしているところであります。そのため、できる限り多くの市民の皆様との対話の機会を設けていきたいと考えております。これまで多くの市民のご参加を得るために、町連協として努力され、町内会連合会単位、また小学校区単位でまちづくり懇談会を開催したほか、共通テーマを設けて議論を行ったりしてきたということでございます。今後もごみ処理手数料の見直しなどもあり、町内会の枠組みでの議論の場は必要と考えておりますが、それ以外にも滝川市の発展に向けた議論を行うために、例えば政策や課題のテーマ別にPTA、農業や観光業など団体や企業、年代別のグループなどに関係する団体や業種別の懇談会を開催したいと考えているわけでございます。

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについての中の公園施設の維持管理コスト低減や長寿命化に向けて公園施設長寿命化計画の作成とあるが、この施策についての手法とはということでご質問でございますが、この計画策定につきましては、高度成長時代に設置された公園の多くは長い年月の経過の中で老朽化の一途をたどっております。今後は、修繕や改修が必要となる施設が急激に増加することが予定されております。これまで遊具等に起因する事故が発生した場合の事後的な処置や対応でありましたけれども、今後は事前に予防的処置を実施し、施設の延命を図ることでライフサイクルコストの縮減が期待されるということでもあります。施設の改築、更新は今まで単独事業で実施しておりましたが、長寿命化計画を策定し、適切な維持管理が行われる施設に対しては国の社会資本整備総合交付金を活用することが可能となりました。敷地整備、施設整備を一体的に行う街区公園の再整備事業とあわせまして、単体の公園施設については公園施設の調査から施設健全度をとらえ、適切な維持管理と計画的な修繕や改築を施し、寿命延伸及びライフサイクルコスト低減と維持管理費の平準化並びに利用者の安全確保を第一に考え、公園施設長寿命化計画を策定するものであります。

続きまして、この公共施設の効率的かつ効果的な管理を行うために公共建築物維持保全計画策定とありますが、この問題点と計画による効果の予想というご質問でございますが、現状の問題点といたしましては、市有施設は30年以上経過した膨大なストックがあり、これらの施設は毎年緊急の修繕や応急処置的な工事を行っております。このような事後処理的な工事は、完全な復旧工事をするのは難しく、工事費も割高になり、財政的にも大きな負担となっております。このようなことを解決するために、老朽化施設は年次ごとの適切な維持修繕計画が必要であります。ストック全体としては、施設の将来計画と施設の有効活用を視野に入れたストックマネジメントが必要であります。そこで、本年より建築整備職員の増員等によりストックマネジメントの基礎となる各施設の資料整理の作業を進めているところであります。この作業は約2カ年見込んでおりますが、対象となる施設の数が約160と多いことと古い建物は設計図等完全でないものもあり、大変苦勞し

ているところであります。この計画の作成により、市全体の財政を考慮しながら、各施設はその将来計画に基づいて、緊急度の高いものから順次工事を進めることができます。また、適切な維持管理をすることにより、事後に無駄な工事をすることがなく、建物は長寿命となり、経費の大きな節減となります。

次に、東日本大震災の被災地に対しましての息の長い復興支援活動に取り組むとありますがというご質問でございますが、このたびの東日本大震災では多くの市民、団体からの温かいご支援、ご協力により、たくさんの義援金、支援物資等の提供をいただき、厚くお礼申し上げる次第であります。また、そらちライオンズ、青年会議所、自衛隊、消防を初め、各種団体、個人による被災地での支援等につきましてもこの場をおかりしまして深く感謝申し上げたいと思います。滝川市といたしましては、いち早く市庁舎内に被災地支援対策本部を設置するとともに、市民各種団体による被災地を支援する滝川市民の会を設置し、各種募金活動を初め、町内会連合会を中心に市内各戸に義援金の協力を依頼するなど、当市においては約5,300万円もの義援金を受け付けたところでございます。また、支援物資の受け入れにつきましても、近隣に先立ち、3月22日から4月15日まで実施、約4万2,000点もの物資の提供を受けたところでございます。被災地に対する復興支援活動といたしましては、1番目といたしまして地元農産物の避難所、仮設住宅等への食材の提供、2番目といたしまして被災した小中学校及び医療機関、福祉施設等への教材、資材の提供、3番目といたしまして被災地からの避難者及び移住者の受け入れ支援、4番目といたしまして被災地の特産品を提供する物産展などの開催、5番目といたしましては被災地への職員の派遣、長期派遣も検討ということになっておりますが、これらを青年会議所及び市内団体等のご協力をいただき、友好親善都市間の輪を通じた支援として被災地でのイベントの開催など、被災地からのさまざまな要望に合った支援を関係機関や団体等のご意見をいただきながら検討してまいりたい、そのように考えております。

次に、倒壊等による被害防止を図るために空き家対策をとというご質問でございますけれども、倒壊や屋根の飛散等により緊急に対応の必要があるときは、関係部署が連携をし、応急処置を講じております。現在倒壊等のおそれのある建物等の所有者、管理者に対して行っております口頭、文書による指導には法的な根拠がないことから、再三の指導にも放置されている事例もあります。このことから、その指導についての法的根拠を示し、それぞれのケースに応じた実効性のある条例の制定を、公明党議員の皆様のご指摘にも伴い、条例を制定いたしまして、倒壊のおそれのある空き家対策に取り組んでまいりたい、そのように思っています。

次に、市立病院の看護師確保に向けた院内保育所検討の件についてでございます。院内保育所につきましましては、柴田議員の答弁内容と同様、現在保育所の適正な保育料や保育料で賄い切れない費用負担、保育所の設置場所等の検討を行っている段階であり、今後のニーズ調査等に基づき、院内保育所の設置に向けて具体的な検討協議を進めたいと考えております。なお、保育所の運営について定員規模等が決まっていない段階ですので、大まかな数字にはなりますが、例えば定員20人規模では年間の運営費は約2,600万円、そのうち利用者からの保育料は約1,000万円、北海道からの補助が約100万円となります。差し引き約1,500万円が保育料で賄い切れない費用

負担として見込んでおります。保育所設置による効果といたしましては、看護師の職場環境の向上や離職防止、さらには7対1看護体制の維持等により安定した医療の提供につながるものと考えております。議員ご指摘の部分につきましては、今後の検討の中にもそれを考慮し、考えてまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

次に、大腸がんの無料検診、これからの持続を望む声にというご質問でございますが、市のがん検診事業は大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん検診等のがん検診を一部個人負担をいただきながら毎年実施しております。大腸がん検診につきましては、1,000円から1,500円、国保加入者は500円から800円の個人負担をいただきながら検診事業を実施しているところでございます。本年度国では、特定の年齢に達した方、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳に達した方を対象に検診費用が無料となる大腸がん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の重要性及び検診方法を理解していただき、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図るために、大腸がん検診における市町村の負担及び自己負担額の2分の1を国費補助する事業を実施することとしております。滝川市においても、国の補助事業を活用して国の指針に沿って実施すべく、本定例議会に補正予算を提案しているところでございます。この事業の実施期間は平成24年3月31日までの期間ですが、5歳刻みの特定年齢の方が対象であることから、今後4年間は継続事業とすることが必要と私どもも考えております。国では24年度以降も引き続き予算計上する意向であります。現状は単年度事業であります。単年度事業で実施していました女性特有のがん検診事業もことしで3年目となっていることから、大腸がん検診も同様に継続されるものと期待をしております。あわせて、北海道市長会等を通じて補助事業の継続を働きかけながら、今後も国の動向に沿って対応してまいりたいと、そのように考えております。

次に、高齢者にとって地域で安心して老後を過ごすための介護サービスの充実についてというご質問でございますが、本年度は平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とする第5期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の策定年度に当たります。計画においては、現状の性別、年齢別人口に占める要介護者数の比率をもとに、将来の高齢者人口から認定者数を推計し、必要な施設、居住系サービスと居宅サービスを合わせたサービス量の見込みを立てることになっております。また、あわせて、本計画策定に関するアンケート調査を実施し、高齢者に対しては生活実態や介護サービスに対する意識の把握に努めるとともに、事業者に対しましても運営に当たっての現状と今後の意向について伺うところであります。これらサービス量の見込みと住民の意向をもとに、必要なサービス提供を基本と考えますが、介護保険料への影響を含め、給付と負担のバランスが重要な問題であります。今後は、特養、現在待機者が89名ということになっておりますが、これらを含む施設、居住系サービスや居宅サービスの利用とあわせまして多様な選択肢が広がりつつある中、個々の状態に合った介護サービスを提供し、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、しっかりとした計画の中で議員ご指摘のとおり私どもと皆さんで見きわめてまいりたいと、そのように考えております。

次に、滝川ブランドの推進についてでございます。私は、何度も滝川の基幹産業は農業と申し上げております。その農業が生み出す米や麦、野菜など、滝川が誇る農産物はたくさんございます。

また、これまでも農業者の皆さんがジュースやジャム、みそなど、みずから生産された農産物の付加価値向上に努められてきております。そして、最近では日本一の作付面積を誇る菜種や幻の小麦としてハルユタカが注目されるなど、その加工品もますます期待されているところでございます。今後につきましては、白鵬米の商品化に取り組むなど、地域の農産物の付加価値向上に努め、関係団体と連携し、新たな商品開発や販路拡大に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

次に、副市長の公募についてでございます。公募する副市長の人材像でございますけれども、民間出の職務経験があり、企業誘致や外客誘致、地場農畜産物の販路拡大など、滝川市の産業、観光振興のためにその人の持つノウハウやネットワークを有効に活用し、滝川に勇気を持たせてくれる人材ということは、今までのご答弁で申し上げた次第でございます。私としては、その人に払われる報酬以上の利益を滝川市にもたらす方をぜひとも副市長としてお迎えしたいと、そのように考えております。そして、私の生まれ育った滝川が元気と活力にあふれ、住み続けたいまち、住んでみたいまち、行ってみたいまちとなるよう、みずからもトップセールスに努めますが、全国を飛び回り、情報発信、情報収集を行い、持っている能力を最大限に発揮してビジネスチャンスに結びつける滝川の営業マンという人物をぜひとも登用したいと考えている次第でございます。

次に、就学前児童の医療費助成に対する質問でございます。先ほどご質問の中ではこれを決定したことに評価をいただきましたことに改めてお礼申し上げたいと思います。私どもも、これらの施策を含め、保育問題を含めさまざまな子育て施策をこれからもより充実させていきたい、そのように考えておる次第でございまして、公明党議員団の皆様を初め議員各位のご提案等をいただきながら、さらなる子育て施策の充実に向けてまいりてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

次に、学校耐震化についての見解についてのご質問でございます。学校施設の耐震化につきましては、児童生徒の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るために平成22年2月に策定した滝川市小中学校施設整備方針に基づいて、滝川市耐震改修促進計画の計画期間である平成27年度までにすべての学校の耐震化の予定でございます。文部科学省でも今年度から平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に耐震化を完了させるという目標や防災機能の強化をすることが記載された施設整備基本方針が改正され、学校施設の耐震化の早期促進を目指しております。滝川市といいたしましても、文部科学省の補助金でございます学校施設環境改善交付金や地震防災対策特別措置法の改正による学校耐震化工事などへの国庫補助率引き上げの有効期限、これは5年間でございますが、これを活用し、国の経済対策等で前倒し等が可能であれば、財政状況を考慮しながら積極的に実施して、全学校の耐震化に努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

次に、図書館の移転についてでございます。今ほど少し休館期間が長いのではないかとというご質問があったわけでございますが、新図書館につきましては11月12日の土曜日にオープンを予定しております。図書館の庁舎移転につきましては、市民の皆さんから早く市役所へ移ってきてほしい、今は遠くて行けないけれども、市役所に移転したら本を借りに行きたいなどの声を伺い、図書館の庁舎移転は大変期待されていると感じているところでございます。図書館の移転改修工事につきましては、5月23日から開始され、2階図書館部分や1階執務室の間仕切り、地下書庫の一

部改修工事を経て9月30日に完成する予定で進んでおります。現図書館は移転準備のため7月から休館し、改修工事終了後すぐに移転できるように作業を進めてまいるところでございます。現図書館からの移転作業は10月初旬から開始し、通常の図書館では工事終了後開館まで二、三カ月を要しますが、当館では移転後約1カ月の期間の中で職員一丸となって準備を進め、北海道内の図書館では実施されておられませんテーマに沿った図書を集めた書架配置とし、利用する方が探しやすく利用しやすい環境となるように整備し、市民の皆さんが気軽に立ち寄れ、暮らしに役立つ魅力ある図書館となるように取り組んでまいります。新図書館開館までいましばらくご不便をおかけするわけでございますが、ご理解、ご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、市役所内のスリム化と効率的な行政運営についてでございます。先ほどの午前中のご答弁でも述べさせていただきましたが、市役所の組織のスリム化については、今まで35パーセント強行うなどさまざまなスリム化を行ってきたわけでございます。そして、議員ご指摘のとおり、今私が提言させていただいております株式会社滝川市を意識して、市民の皆さんを顧客とした市民サービスを求めてまいりたい。そのようなことを訴えております。ぜひとも市の職員の皆様にはご理解をいただいて、そのような形でのご理解を進めていただくようお願い申し上げたいと思っております。

また、市職員の昇給、昇格づくりの制度づくりという点でございますが、それらにつきましては、現在の滝川市の勤務評定制度は職員が発揮した能力につきまして職務上の行動を数値化して評価する能力評価を実施しているということでございます。この評価は、職員をランクづけするのではなく、職員個々の適性や能力を把握するため絶対評価としており、またみずからを評定する自己評定制度や評定者による本人への評定結果の開示制度を取り入れ、評定者との面談により仕事への意識高揚や業務遂行上の改善などの意識改革を促しているものでございます。また、平成21年度から国家公務員においては、能力評価に加えて職員が職務上達成した業績について設定した目標や果たすべき役割についての達成度という観点から評価を行う業績評価を実施しており、本市においては平成21年度より一部管理職を対象に業績評価について試行を行っているところでございます。能力評価、業績評価ともに最大の目的は職員の能力開発や人材育成であると考えており、それらに寄与するとともに、従来の横並び的な発想ではない頑張った者が報われる制度となるように、またどのような仕組みが本市に適しているのかを検証しながら制度の検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁を申し上げ、堀議員が今後民間の感覚でさまざまな形で大所高所からご指導いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とします。

ありがとうございました。

○議長 答弁終わりました。よろしいですか。

以上をもって堀議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱並びに教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成23年第2回滝川市議会定例会（第12日目）

平成23年 6月27日（月）

午前10時01分 開 議

午後 3時08分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する質問
- 日程第 3 議案第 1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第1号）
議案第 2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第 3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第18号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築工事）
議案第19号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築電気設備工事）
- 日程第 5 議案第16号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第17号 議会改革特別委員会の設置について
選任第 1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 7 推薦第 1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 8 報告第 1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 9 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第11 報告第 4号 監査報告について
報告第 5号 例月現金出納検査報告について
- 日程第12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
意見書案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める要望意見書
意見書案第3号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める要望意見書
- 日程第13 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	渡 辺 精 郎 君	2番	清 水 雅 人 君
3番	水 口 典 一 君	4番	坂 井 英 明 君
5番	渡 邊 龍 之 君	6番	小 野 保 之 君
7番	木 下 八重子 君	8番	山 本 正 信 君
9番	三 上 裕 久 君	10番	堀 重 雄 君

1 1 番 関 藤 龍 也 君
 1 3 番 田 村 勇 君
 1 5 番 柴 田 文 男 君
 1 7 番 大 谷 久美子 君

1 2 番 山 口 清 悦 君
 1 4 番 井 上 正 雄 君
 1 6 番 荒 木 文 一 君
 1 8 番 窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君
 教 育 長 小 田 真 人 君
 監 査 委 員 官 崎 英 彰 君
 総 務 部 次 長 高 橋 一 昭 君
 市民生活部長 伊 藤 克 之 君
 保健福祉部次長 佐々木 哲 君
 経 済 部 参 事 多 田 幸 秀 君
 建 設 部 長 大 平 正 一 君
 教 育 部 長 舘 敏 弘 君
 教育部指導参事 四十九院 正満 君
 病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君
 企 画 課 長 中 島 純 一 君
 行政経営課長 松 澤 公 和 君

副 市 長 吉 井 裕 視 君
 教育委員会委員長 若 松 重 義 君
 総 括 理 事 兼 高 橋 賢 司 君
 会 計 管 理 者
 総 務 部 参 事 居 林 俊 男 君
 保健福祉部長 橋 弘 恭 君
 経 済 部 長 若 山 重 樹 君
 経 済 部 参 事 中 島 隆 宏 君
 建 設 部 技 監 三 谷 文 彰 君
 教 育 部 次 長 河 野 敏 昭 君
 監 査 事 務 局 長 堀 下 博 正 君
 総 務 課 長 田 中 嘉 樹 君
 財 政 課 長 山 崎 猛 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 中 嶋 康 雄 君
 書 記 寺 嶋 悟 君

次 長 田 湯 宏 昌 君
 書 記 村 井 理 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において渡邊龍之議員、小野議員を指名いたします。

◎日程第2 平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する質問

○議長 長 日程第2、これより平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱並びに教育行政執行方針に対する質問を行います。

質問の時間は、再質問を含めて15分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 皆さん、おはようございます。きょうは、私清水、また渡辺議員の質問にこのようにたくさんの傍聴の方がお見えになり、心からお礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、東日本大震災で犠牲となられた方々への心からのご冥福をお祈りいたしますとともに、いまだに10万人を超える方々が被災生活を送られている、こういった中で滝川市も一丸となってこの支援に全力を尽くす、その一端を担う立場で質問を行いたいと思います。また同時に、4月に行われました統一地方選挙では、日本共産党は2人立候補いたしましたが、1人が748票を得ましたが、残念ながら落選となりました。私は、落選となった青柳省三氏に寄せられた市民の期待の分もあわせてこの4年間全力を尽くす決意を述べたいと思います。

それでは、通告に従いまして、進めてまいりたいと思います。

◎1、市政執行方針について

- 1、前市長時代の方針から方向転換すべきと思われる課題について
- 2、方針を維持し実現すべき課題について
- 3、新たな方針について

まず、1点目は、前市長時代の方針から方向転換すべきと思われる課題について伺います。女子児童いじめ自殺隠ぺい問題、生活保護タクシー代を1年9カ月間にわたり2億4,000万円も支給し続けた問題、農業開発公社での市職員主導の粉飾決算、さらには公社社員による内部告発、公益目的通報で事実が明らかになり、市は救われたにもかかわらず、内部調査で関係管理職を調査委員会委員にしたり、当時の社長からの聞き取りもしないという不透明、不公正を行った問題。これらの原因は、前市長、前副市長らが深くかかわる中で、市役所内にミスを報告しにくい体質、あえ

て言えば市長は神様という体質が強まったからではないでしょうか。前田市長は、強く、正しく、明るくを信条に、私自身が先頭に立って行動することによって市役所全体として市民の信頼にこたえられる組織となるように取り組みますと述べられていますが、これまでの体質をどのように刷新していくのか伺います。

2点目は、ごみ処理の市民負担について諮問し、あり方を検討するとしていますが、ごみ袋料金を前市長と同じ方針で値上げすることはいかがなものでしょうか。もとはといえば、焼却委託費の大幅値上げが受け入れられなければ撤退をするという前代未聞の要求をした日立製作所グループとこれを受け入れた5市9町と議会にその責任があるのではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

次に、効率的な行政運営として、滞納処分 of 徹底を挙げております。生活権を脅かす給与、年金などの振り込み即差し押さえ方式とあえて言わせていただきますが、こういうやり方はやめて、法に基づく方式にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、これまでの方針を維持し実現すべき課題について伺います。まず、市立病院院内保育所設置は、早期の実現に向けた検討が必要です。さらに、介護労働者においても従来方針の延長保育の拡大では対応できないことは明らかであり、夜間保育所設置を視野に入れた検討が必要ではないでしょうか。この点で市民クラブ、柴田議員への答弁で収支の試算が示されました。定数20人で支出が2,600万円、保育料1,000万円、北海道補助金100万円、市立病院全体の会計でこの少ない部分の1,500万円を負担することが必要というものでした。この試算をするに当たって人件費あるいは保育士の雇用単価等について今のところどのように設定をしているのか、これについて伺います。

次に、畜産試験場跡地利用計画に基づく事業について、6月8日に計画が公表されたばかりなのに、今秋着工が可能な日程で事務を進めております。これでは、畜産試験場跡地利用協議会が策定したとはいえ、市民参加と周知が不足していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

次に、新たな方針についてですが、24年度からの就学前児童に対する医療費助成の拡大、農村地域の乗り合いタクシーでバスに乗りかえるモデル事業など大いに評価いたします。しかし、滝川の営業マンとなる副市長の登用に向け、公募の準備を進めますということについて、効果をどのように市民に見えるようにするのか。また、副市長2名体制に戻ることで、市長、副市長が5階にそれぞれ大部屋を持つ現状を維持するということかについても伺います。

◎2、「強く、正しく、明るく」の信条の具体化を

1、第三セクター（株）滝川グリーنزへの指定管理代行負担金改定は、「正しく」ないのではないか

2、住民訴訟の被告「市長」の主張を変える考えについて

次に、2件目、「強く、正しく、明るく」の信条の具体化についてですが、まず第三セクター（株）滝川グリーنزへの指定管理代行負担金改定は、「正しく」ないのではないかという点ですが、前市長の時代の23年第1回定例会に提案し、議決されたふれ愛の里の運営管理を委託してい

る第三セクター株式会社滝川グリーンズ、当時は社長は田村弘、当時の市長でした、への指定管理代行負担金の中途増額は特別扱いであり、見直すお考えはないのか伺います。第1は、電気料金が5パーセント上がっただけで管理料増額を3月に決めました。これは、指定管理62施設では燃料が20パーセント以上上がらなければ見直さないという基準を踏みにじるのではないのでしょうか。第2は、下水道料金が安いとして3カ月券利用者分について、利用回数で割れば1回当たりの料金は物価統制令に基づく公衆浴場統制額である420円を下回るとして、下水道条例の改定ではなく、下水道料金への補助として契約金額を増額しました。三セクへの経営の支援ということであれば、全く別な形で経営分析を行い、十分に開示して市民の納得を得る必要があるのではないのでしょうか。

次に、社会福祉事業団の職員の最高位である参事は、7年前に議会全会派の批判の中で55歳で市の主幹に採用され、一度も自席や所属課に来ず、59歳で自己退職した人です。社会福祉事業団は、市が約30年間施設委託をして成長した、いわば市民の財産です。ここの経営の実権を職員として問題があった人が握っていると言われているのですから、紋別市の最高裁判決も参考として、市として指定管理を公募で行うにふさわしい経営陣の刷新を求めるなど検討すべきではないでしょうか。

次に、これまでの市長の主張から方針を変えるべきと考える問題について伺います。3年間にわたる生活保護費タクシー代住民訴訟の被告は、これまでは田村前市長ですが、今は前田新市長にかかわっております。被告は、生活保護法第8条、運営要領に違反なし、重過失なし、故意なしと主張してきました。根拠として医師の意見、道の回答を得た、福祉事務所として注意義務を果たしたことを挙げております。このままの主張で仮に勝訴すれば、新市長も支出は正当であったとの立場であることが全国に発信され、仮に原告が、これ上告と書いてありますが、控訴してもその態度を変えることはできずに裁判を続けなければなりません。今後どのような考えで臨むのか伺います。

◎3、安心安全なまちづくり

1、滝川市耐震改修促進計画の見直しについて

2、原発から期限を決めた撤退を滝川市として発信すべき

次に、安心安全なまちづくりについてですが、まず滝川市耐震改修促進計画の見直しについて伺います。滝川市耐震改修促進計画については、まず市有施設の耐震診断、耐震化の進捗状況について伺います。

2点目は、緑寿園などが多数が利用する市有建築物であるにもかかわらず、耐震診断もされていないのは問題ではないのでしょうか。計画見直し作業を開始すべきと考えますが、お考えを伺います。

次に、原発から期限を決めた撤退を滝川市として発信すべきという点ですが、福島第一原発事故は大量の放射性物質の拡散で被害が空間的、時間的、倫理的、費用的に膨大化することを世界が再認識しました。日本でも電力消費量を1割削減し、水力、風力、地熱、太陽利用などによる発電を今の1割から2.5倍化すれば原発による発電量を代替することができます。イタリア、ドイツ、スイスなどのように期限を決めた原発からの撤退について、市長はどのようにお考えでしょうか。撤退を求める日本の世論について、市長はどのようにお考えでしょうか。また、再生可能エネルギー

一立地条件が高い北海道の首長として、撤退と転換を声に出していくことが強く正しい自治体首長のとるべき態度ではないでしょうか。

◎ 4、教育行政執行方針について

1、学校給食の安全体制確保と給食費無料化について

最後に、教育行政執行方針について、学校給食の安全体制確保と給食費無料化について伺います。このたびのノロウイルスの原因が学校給食ではなかったことで、給食調理員や栄養教諭の責任がいかに重たいか改めて示しました。現在3人の正職員がいますが、10カ所の調理場のうち7カ所の調理責任者は嘱託職員です。給食による食中毒を防ぐためには、各調理場に正職員の調理員を配置すべきではないでしょうか。また、32人の嘱託調理員を補完する臨時職員や、さらに短時間職員の雇用実態はどのようになっているのでしょうか。

次に、学校給食施設の全体的な整備計画を策定するとしておりますが、給食設備、作業工程、衛生管理、マニュアル管理チェック体制、教育などで今後改善する予定について伺います。

最後の点は、昨日までの答弁で解明をされておりますので、削除いたします。

以上です。

○議 長 ただいまの清水議員の質問でございますが、件名1、市政執行方針についての項目2、方針を維持し実現すべき課題についての要旨の1、市立病院の夜間保育所設置を視野に入れた検討が必要ではないかという質問の中で、先日の柴田議員の質問に関係をする内容のことを質問されておりますが、通告の範囲を超えているというふうに判断をしますので、答えられる範囲でのご答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、清水議員のご質問に順次お答えしてまいります。ただし、内容につきましては、副市長以下所管のご答弁をさせる場合もございますので、あらかじめご了承賜ればと思います。

まず最初に、前市長時代の方針から方向転換すべきと思われる課題についてのご質問でございます。前市長時代に質問にあったような問題が発覚したこと、またその都度解決に向けた取り組みがなされたことは承知しております。私が考えております市役所改革は、風通しのよい市役所にしたい。一生懸命に努力する職員を正しく評価したいということでもあります。トップダウンではなく、ボトムアップ式の政策提言で従来の仕組みや考えにとらわれない柔軟な発想で市政運営を推進していきたいと考えております。また、私は何よりも市民の皆様との対話を重視したいと考えておりますが、同じように職員の皆さんとの対話も大切にしたいと考えております。職員の皆さんとしっかりと向き合って、相互信頼度を高めるために努力をしてみたいとも思っております。一連の問題によりまして、滝川市民の皆様だけではなく、職員の皆さんも傷つき、その結果として元気が失われたような気がしております。みずから先頭に立って職員の皆さんと心をつなげて、胸を張って元気に市民の皆さんのために働く市役所をつくっていききたいと、そのように考えております。

次に、2番目の方向転換すべきのごみ処理の市民負担についてのご質問でございますが、ごみ処

理料金の改定問題は株式会社エコバレー歌志内からの焼却委託費の値上げと撤退表明に端を発した問題であろうかと認識をしているところであります。また、株式会社エコバレー歌志内の撤退に伴う中・北空知廃棄物処理広域連合による新たな焼却施設の整備を進めることについての5市9町とそれぞれの議会の判断は、地域住民の衛生的な生活を維持する上からもやむを得ない判断ではなかったかと思っております。ごみ処理料金の改定につきましては、滝川市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、審議いただくこととしておりますが、審議会には単に料金改定を諮問するのではなく、減量化、資源化についても諮問することとしており、実質的な改定額の圧縮に結びつく取り組みについてもご検討をいただくこととしております。また、中・北空知廃棄物処理広域連合による新たな焼却場の建設、運営に伴う費用負担についても注視しながら、審議会の審議経過、答申を踏まえて改定時期等について柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、効率的な行政運営の中の滞納処分の徹底についてのご質問でございますが、滞納処分としての口座の差し押さえにつきましては地方税法及び国税徴収法に基づき適正に執行しております。給与、年金等の振り込み口座の差し押さえについては、給与、年金そのものの差し押さえではなく、口座の預金払い戻し請求権の差し押さえとなり、国税徴収法の差し押さえ禁止財産となってはおりません。今後も税の公平性を考慮したときに口座の差し押さえも含め、今まで同様法に基づき滞納処分を実施してまいります。

次に、市立病院方針を維持し実現すべき課題につきましては1番目の市立病院内院内保育所についてのご質問でございますが、院内保育所につきましては柴田議員の質問にお答えしましたとおり、医師、看護師の確保と職場環境や育児支援の点からも必要であると考えております。現在保育所の適正な保育料や保育料で賄い切れない費用負担、保育所の設置場所等の検討を行っており、今月中に当院の医師や看護師等に対して保育料や保育時間等の入所要件を設定して具体的なニーズ調査を実施する予定です。今後この結果等に基づき院内保育所の設置に向けて具体的な検討協議を進めていきたいと考えております。

福祉介護サービス従事者ための夜間保育所についてでございますが、以前にも酒井前議員からご質問がございましたが、平成21年7月の子育てに関するアンケート調査では、19時以降保育に欠ける世帯は極めて少なく、夜間保育所の必要性は現時点では極めて少ないものと判断しております。しかし、ご質問にもありますように、高齢化社会による福祉介護サービス従事者等や昼夜を通した事業所は確かにふえていると認識しております。現在保育サービスの充実のため、特別保育等の意向調査も実施しており、この調査結果等や民間の認可外保育所の利用実態も考慮した上で、しっかり今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

次に、畜産試験場跡地利用計画に基づく事業についてのご質問でございますが、本計画の前年に策定された跡地利用構想においては、地域住民の方々を代表し、東滝川連合町内会から委員として参画いただいているほか、地域の事業者を対象とした構想の説明会を開催させていただいております。昨年度の計画策定の前提として、事業者の選定を主眼として取り組んでまいりましたが、その間の地権者である道との調整を含め、不確定な条件、状況での作業であったため、積極的に市民の皆様にご説明する機会が十分ではありませんでしたが、今後につきましては計画の説明会を実施す

る中で、地域から計画への参画意向を踏まえ、事業を推進してまいります。

次に、3番目の新たな方針の中の副市長公募についてでございますが、公募による副市長は民間での職務経験者を想定しており、蓄積したノウハウ、ネットワークを活用した企業誘致や外客誘致、地場農畜産物の販路拡大など産業、観光振興を推進し、元気で活力のあるまちづくりに貢献する人材を登用したいと考えております。公募による副市長は、滝川の営業マンとしての役割を明確にしたいと考えておりますが、全国を飛び回り情報発信、情報収集を行い、滝川に利益を誘導するための役割を担ってもらうつもりでございます。したがって、公募の条件の中で役割を明らかにするとともに、活動内容、成果などを公表することについても検討してまいりたいと思っております。執務室につきましては、公募の準備を進める過程で検討してまいりたいと思っております。

次に、2番目の「強く、正しく、明るく」の信条の具体化の中での滝川グリーンズへの指定管理代行負担金改定の問題ではございますが、管理代行負担金につきましては滝川ふれ愛の里に要する経費として当初予算に計上し、平成23年第1回定例会で審議いただき、議決をいただいたところであります。これを踏まえ、株式会社滝川グリーンズと平成23年4月に管理代行負担金の契約変更を行っており、年度途中の見直しは考えてはおりません。しかし、今年度で指定管理期間が終了することから、ご指摘の経営分析につきましては来年度に向けしっかりと行ってまいりたいと思っております。

次に、第三セクターについての社会福祉事業団についてのご質問でございますが、滝川市社会福祉事業団は老人福祉村構想を背景に昭和51年に設立され、公設民営の形態で施設福祉サービスの向上を図ってまいりました。これまで35年にわたり市との連携を図りつつ、老人ホーム入所者の処遇を初め障がい者の就労支援や訓練事業、保育事業などに取り組みまれ、その歴史は本市の社会福祉事業とともに歩んできたとも言えます。平成19年には一般社会福祉法人化の道を選び、独自の施設を持って運営していくこととしました。指定管理者制度の導入により、競争力が働いていく現代において雇用を維持し、安定的に効率的な運営が出発点にあったそうであります。法人には、業務執行や意思決定の権限を行使する場としての理事会があり、団体の代表や企業経営者の方を含む9人の理事により社会福祉法人として適正な運営がなされているものと認識しています。

次に、2番目の住民訴訟の被告の主張を変える考え方についてのご質問でございますが、平成20年9月24日を第1回とする住民訴訟では、滝川市長に対し前市長ほか4名に損害賠償請求の支払いを求めよとの原告の主張であります。既に原告側及び被告側双方の主張は完了し、次回7月12日の第16回口頭弁論では人証尋問者の決定が札幌地方裁判所で行われ、第17回以降の人証尋問後結審となると見込んでおります。訴訟代理人である顧問弁護士と協議しつつ進んできた本住民訴訟において、行政組織である滝川市の判断は市長がかわったことで影響されるものではないと考えております。先ほど申し上げたとおり、結審も近い状況であると判断しておりますので、裁判所の判断を待ちたいと思っております。仮に原告側が札幌地方裁判所の判決を不服とし、控訴した場合はとのお話ですが、現時点では仮のお話にはお答えできる状況ではないということでご容赦をいただきたいと思います。

次に、安心安全なまちづくりの中の滝川市耐震改修促進計画の見直しについてでございますが、

耐震改修促進法は平成18年の改正により耐震化率90パーセントという目標を掲げ、行政庁による耐震改修促進計画の策定が義務づけられております。滝川市耐震改修促進計画では、計画期間が平成20年から平成27年までで、国、北海道の目標と同じく耐震化率を90パーセントとしております。平成22年度末までの進捗率としましては、耐震診断率は耐震化すべき建築物が29施設中23施設が診断を終えておりまして、診断率は79.3パーセントとなっております。また、耐震改修率は29施設中9施設が耐震改修工事を終えており、耐震改修率は31パーセントとなっております。今年度中に耐震改修工事を着手し、完成するのは、4施設が工事を予定しており、平成23年度末で耐震改修率は44.8パーセントとなります。平成27年度までには、耐震改修工事を終える施設は耐震改修率として29施設中25施設が耐震改修工事を終え、86.2パーセントに達する予定となります。緑寿園につきましては、施設譲渡の検討が進められており、譲渡後の耐震化計画の中で建てかえ計画の選択肢もあることから、耐震診断を終えておりません。また、公共施設の耐震化率を進める上で予算措置を含めて検討していく予定であります。

次に、原発からの期限を決めた撤退を滝川市として発信すべきであるというご質問でございますが、このたびの東日本大震災により福島第一原子力発電所等において壊滅的な打撃を受けるに至り、震災から3カ月余りを経た今日においても各方面におきましていまだに重大で解決困難なさまざまな影響が影を落としているところでございます。これを受けて今後の我が国のエネルギー政策、さらには地球温暖化対策などいかに取り進めるかといった方向性について、今まさに改めて国を挙げての議論が進められようとしているところでございます。今後の原子力発電のあり方については、そういった国家運営の根幹をなす重要課題の一つでもあり、国としていかなる方向を目指していくのかを定めるに当たっては、国民的な議論のもとで、またさまざまな角度からの検討によって国の責務としてその結論が導き出されるものであると考えておりますことから、滝川市としてはその推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 病院事務部長。

○病院事務部長 清水議員の院内保育所の関係のご質問に答弁したいと思います。

堀議員にお答えしました院内保育所の運営につきましては、委託をした場合について委託料がどれだけかかるかというようなことで積算をしたものでありまして、保育所の委託業者からの見積もりを参考としております。その中で人件費につきましては、園児が20名の場合につきましては保育士3名、これは常勤でございます。あと非常勤の保育士が5名、あと補助者1名ということで、雇用単価ではなくて人件費総額として年間約1,840万円を見込んでおります。

以上、答弁いたします。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、清水議員のご質問のうち、教育委員会に所管をします2点につきましてお答えをさせていただきます。

1点目は、学校給食の安全体制確保等の関係で、給食調理員の実態等でございます。各調理場で働く調理員は、毎日子供たちへのおいしい給食を届けるために、マニュアルに基づきまして高い衛

生管理意識のもとに調理作業を行っており、採用形態によって仕事に対する意識の違いはございません。教育委員会では、調理業務に適した人材の確保に努力し、過去においては食中毒事件を起こしたことは一度もありません。議員が指摘する正規職員の配置がないことで、それがイコール食中毒を起こす危険性が高まるというふうには考えておりませんし、各主任となっております嘱託の調理員につきましても経験が14年から19年ということで、非常に長い経験を積んだ方が主任になっていただいております。主任調理員と栄養教諭は、各調理場の衛生管理責任者となるわけですが、給食調理員への指導を行いながら、安全で衛生的な調理場の運営という重要な役割を果たしております。毎月行っております主任調理員会議がございまして、翌月の献立に関しまして栄養教諭から衛生指導あるいは調理指導を受けて、全調理場が決められた作業時間内に安全で衛生的な給食を提供するための努力を続けております。また、年2回行われます保健所の衛生管理指導では、栄養教諭が必ず各担当校で立会し、保健所からの指摘、指導事項について調理員へ指導改善を行っております。教育委員会では、これらの衛生管理体制のもとに調理場の施設面の改善を行い、安全で衛生的な調理場の運営を行っております。

臨時職員の雇用実態としましては、現在週4.5回米飯を行っておりますので、そのときに1日5時間勤務をして調理作業補助、あるいは米飯調理の配食、洗浄、清掃等を行う臨時職員として10の調理場のうちの8カ所に配置をしております。つまり8名配置をしております。また、すべての調理員が有給休暇を取得しやすくするために、代替要員として調理作業の補助、洗浄等を行う、いわゆる日々雇用の臨時職員は10名を雇用といいますか、確保しているところです。また、新しく嘱託職員を採用した学校については、主任が1週間新人について調理作業指導や衛生管理指導を行いますので、日々雇用の臨時職員の1名増員をして新人補助として対応しております。また、学校給食衛生管理基準に定められています給食時間2時間以内、調理後から食べるまでの2時間以内を守るために献立内容により作業量が増加する場合、現場の声に応じまして多忙日として増員し、給食調理員の調理作業の負担の軽減を行いながら、安全な給食を提供できるよう配慮しております。

また、2点目の学校給食施設の整備計画の策定に当たって、今後改善する予定ということでございますが、市内10カ所の調理場の維持管理については毎日点検を行っておりますほか、教育委員会でも各調理場巡回をし、施設等の点検を行っております。順次不良箇所の維持、修繕を行っております。保健所による衛生管理指導が本年は平成23年3月と5月に実施をされ、3カ所の調理場については壁のひび割れ、床の修繕等で指導を受けましたが、休日に対応可能なものにつきましては6月までに既に修繕を行っております。一定の工期を有するものにつきましては、夏季休業中に実施をすることとしております。また、施設内の衛生管理については、交差汚染のないよう、つまり汚染物と非汚染物の交差がないよう作業工程、動線図等を作成をし、作業内容の確認を行うとともに、個人の健康管理についても主任が毎日調理員一人一人の健康状態を確認をして調理作業を進めています。滝川市では、学校給食従事職員必携というマニュアルを作成し、衛生管理基準の変更あるいは保健所の指導があるたびに必要に応じて毎年見直しを行っております。調理員全員に4月に配付をしております。また、調理員全員を対象にして行います衛生管理講習会、これ7月と11月の年2回、滝川保健所の講師をお願いをして実施をしておりますとともに、岩見沢市の食中毒の

発生を受けまして２２年度については３月にも実施をしてきたところです。また、札幌でも講習会が行われておりまして、毎年２名の調理員を受講させて、知識の習得あるいは調理技術の向上に努めております。また、毎年３月に滝川保健所主催の新人の調理員を対象とした研修会にその年度に採用した調理員を受講させ、衛生管理の向上を図っております。平成２１年に学校給食衛生管理基準の施行に伴いまして、定期及び日常の衛生検査について各学校巡回をし、給食施設の自己点検も行っているところです。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 ６点にわたって再質問をしたいのですが、時間が押しております。まず、１点目は、滞納処分の決定に対して適法だと言われました。１０万円の年金が金曜日の日に振り込まれました。もともとその通帳には１，０００円でした。月曜日行ったら、１０万１，０００円のはずがそのうち半分押さえられているという実態がたくさんあるのです。これが適法だというふうに市長はお考えだということで私は受け取りましたが、確認をしたいと思います。

２点目は、副市長２名体制について、ここでは５階の有効活用、市役所をどう有効活用するかということであろうと、やはりあそこが最も効果が低い階ではないのかと。議会のある９階、１０階、１１階も同じではないかと言われるというふうに思いますが、５階の有効活用のために今後検討していくと言われましたので、お伺いをいたします。

次に、住民訴訟についてですが、違法ではなかった、いわゆる重過失はなかった、故意性はなかったという、この主張に対して市長自身はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

次に、原発問題については、枝野官房長官が共産党の志位委員長の申し出に対して地元の判断を尊重すると。地元の知事が、あるいは県議会が反対をすれば運転再開しないという、そういう発表をしております。そういう中で滝川市が傍観しているというのは、私は傍観するというように受け取らざるを得ない。傍観と言ったら言い過ぎかもしれませんが、市長は推移を見守るというふうに答弁されましたので、もっと積極的に、滝川も水や人体に影響がある可能性あるのです、泊がいけば。その点を伺います。

最後に、教育長に伺います。嘱託職員２００万円の人件費でも、それは正職員と３倍の賃金差があっても安全性に影響はないと言われました。しかし、経済の常識は賃金というのは労働者のすべてのものを再生産するのが賃金なのです。だから、いろんな面で正職員に比べて実力を出しづらいということがあると思いますので……

○議長 長 議員、質問時間終わりました。

○清水議員 以上です。

○議長 長 清水議員の再質問に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 滞納処分の関係でのご質問でございます。仮にということの事例でご質問いただきました。

(何事か言う声あり)

○議長 長 そのまま答弁続けてください。

○市民生活部長 私のほうから、申しわけございません。答弁させていただきますが、従前からの考えについて変わるものではございません。繰り返しになるかと思えますけれども、その考えについて答弁させていただきたいと思えますけれども、預金の差し押さえ、この関係につきましては国税徴収法の一般の差し押さえ禁止財産、これに該当するものではないということでございまして、また国税徴収法基本通達におきましては支払い者から銀行口座に振り込まれた金額、これにつきましては同法第76条第2項の給料等に基づき支払いを受けた金額、これには含まれないということとされております。そのようなことから、差し押さえの対象財産になると明らかにされているところでございます。預金口座に振り込まれた給与自体は、給与等に基づき支払いを受けた金銭に該当することとなりますけれども、その金銭が預金口座に振り込まれた後は滞納者の支払いに対する給料債権から銀行に対する預金債権に転化することとなるため、給料債権と預金債権は別個の債権であるということを踏まえた判断ということと理解をしております。ただ、滝川市にありましては、議員さんのご質問にもあったかと思えますけれども、それぞれ滞納されている方の現状実態、生活実態を考慮した差し押さえを行っているということもまたご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

1番目の滞納問題につきましては、今ほど部長のほうから答弁させていただきましたが、私はやはり法的にのっとってやるしかないというふうな考えであるということでございますので、ご理解をいただきたいと、そのように思っております。

次に、5階の有効活用というご質問でございました。今の5階が企画等と副市長、市長の部屋ということになっておりますが、そのほかにも何か使えないかというご提案だというふうに受けとめ、今後副市長2名制を考える中において5階の有効活用等もあわせて考えてまいりたいと思う次第でございます。

次に、前市長の裁判についての違法でないと、どのような見解を持っているかということでございますけれども、私といたしましてはあの問題については大変遺憾な問題であったということは強く思っておりますが、それについて判断にいろいろと結審が近い中でございますので、それを受けながら考えていきたいという、答弁につきましては容赦いただきたいと、答えについては変わりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、原発等の地元判断に対する問題でございますけれども、確かに大きな問題であり、これから国家的な議論がなされていくことと思われます。その中においてその推移を見守りながら代替エネルギー等の問題を含め、滝川市がとるべき方策というのを議員の皆様と議論すべく考えてまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 長 教育長。

○教育長 清水議員の再質問でございますけれども、給料格差によって、逆に言いますと給料が低いからその仕事に対して責任を持っていないと、あるいは質の低い仕事をしているというふうな

は思っていないということでのお答えをさせていただきたいというふうに思います。また、現在学校給食施設の整備、将来的にどうあるべきかということの検討を行っておりますので、その中で必要な人員体制というのがどういうものなのかという部分については検討していく必要があるというふうに思っております。

○議長 長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆様、おはようございます。市民の声連合の渡辺精郎でございます。多くの傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。清水議員に続きまして、よろしく傍聴のほうをお願い申し上げます。

私もこのたびの東日本大震災でお亡くなりになりました多くの方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様方にこれまたお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、滝川市の刷新と名誉回復、市役所の改革を掲げて登場いたしました前田市長の考えに賛同し、その観点で市政をチェックし、支援すべき事案は積極的に推進に協力していきたいと思うのでございます。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、「まちの主役は、市民の皆様」について
- 2、「世界に誇れる国際田園都市」構想について
- 3、「市長の基本姿勢」は「市長の口で答弁」することについて

それでは、早速質問に入りますが、まず、市長の基本姿勢からでございます。まちの主役は市民ということについてでございます。まちの主役は市民の皆様が前田市長の今後の市政運営の基本であると考えますので、歓迎したいと思います。言うはやすいのですが、実行は困難を伴うように考えます。施策の対象が特定な立場の者でも市民でございます。市民とは、一般の多くの市民層を指すと考えてよろしいでしょうか。

2つ目でございます。世界に誇れる国際田園都市構想の前提としてでございます。世界に誇れる国際田園都市を築いていきたいというグローバル前田構想に歓迎を申し上げたいと思うのでございます。しかし、その具体化の前に国内、道内から滝川市政や施策とか観光姿勢が歓迎されて、行ってみたい滝川、住んでみたい滝川をつくらなければならないと思うわけでございます。みずからトップセールスマンとなって滝川市のブランド名を発信するという決意はすばらしいことでございます。手始めに東京の銀座、新宿で街宣車に大きなシールを張り、街宣してはどうでしょうか。難しいことはありません。大きな予算を使わないでも私の街宣ワゴン車をお貸ししますから、ぜひ首都圏の都民を驚かせることから始めてはいかがですか。出直し滝川、新生滝川、滝川ここにありをうたい文句に全国行脚を安い予算で歩いてみてはいかがでしょう。そのために来てみてよかった滝川をつくるのが早急の課題だと思いますし、その基盤になるのは市民の合意、協力、後押しが必要と考えますが、見解を求めます。

3つ目でございます。市長の基本姿勢。市長の基本姿勢は、市長の口で答弁することということでございます。議会答弁は、答弁する市側の裁量という原則は理解します。市役所内の事件などで

関係する参考人的な職員に対する質問も全然別な答弁者を立てることがあったわけでありましたが、市長の基本姿勢は市長本人の口頭答弁と考えますが、いかがでしょうか。

◎ 2、市民との対話によるまちづくり

1、「新総合計画」の策定までの市民周知について

次は、市民との対話によるまちづくりでございます。「新総合計画」の策定までの市民周知についてであります。滝川市が目指す将来像と進むべき道筋を明らかにするため、滝川新総合計画を策定することとありますが、21世紀の滝川を目指す方向を明確にすることはすばらしいことであります。地域モデルエリアやコミュニティや防災機能などの振興策を行政と市民が対話で事業計画をまとめたいとするのであります。そこで、議会での調査、審査とともに、多くの市民の皆様と対話するために出席を多くする、そういう方法はどのようにお考えになっているか、ご見解を求めるものでございます。

◎ 3、機能的な生活基盤の充実

1、「滝川市都市計画マスタープラン」の再検討について

2、市道の整備について

次は、機能的な生活基盤の充実についてであります。1つ目、「滝川市都市計画マスタープラン」の再検討についてであります。滝川市都市計画マスタープランは、平成22年度に策定したものであります。しかし、3つのコンパクトタウン構想なども前問の滝川新総合計画を前田市政のもとで策定との関連があるわけでございますから、マスタープランは既定化せず、同時に市民の皆様がわかったとなるように新市長のもとで市民理解を求めていく道筋、この見解を求めるものでございます。

2つ目、市道の整備についてでございます。市道の新設、改良工事は大変大切です。しかし、このように日本じゅうが大震災に悩んでいるとき、道路工事は待ってもよろしいのではないのでしょうか。特に大金のかかる新設、舗装改良工事でございますが、既成の舗装道路が穴ぼこのところはオーバーレイ工事などでこの難局を乗り越えることも視野に入れて、景気回復とともに市道の新設、改良工事を盛んにすることも大切ではないかと考えますが、見解を求めるものでございます。

◎ 4、誰もが住みよい安心安全なまちづくり

1、東日本大震災の新たな支援策について

次は、誰もが住みよい安心安全なまちづくりでございます。東日本大震災の新たな支援策についてでございます。この未曾有の東日本大震災の支援策を考えることは、同じ市民として互助、共助の精神で取り組むことが今後の滝川での災害対策のためにも大切でございます。市民から多くの義援金、支援物資の援助をいただきました。支援隊の派遣なども行われて大変すばらしいことです。しかし、新たな支援策について市民の協力の仕方などについて意見を聞くこともいかがでしょうか。例えばの話であります、新たな支援として空き住宅や中古共同住宅、市営住宅を改修して住んで

いただくとか、身寄りのない子供たちを里子として受け入れる。福島原発で被災した牛を丸加山牧場に迎えるなど、これも滝川ブランドのアイデアとして発信できるのではないのでしょうか。ご見解を求めます。

◎5、明日を担う子どもたちへの重点投資

1、未来にはばたく子どもたちを育むまちづくりについて

最後であります。明日を担う子どもたちへの重点投資、未来にはばたく子どもたちを育むまちづくりについてであります。新市長にお尋ねをいたします。保育サービスの充実や24年度から就学前児童の健康保持と医療費助成の拡大に期待をいたします。先日も給食費無料化が話題になったところでございます。学力向上を図るため、少人数指導、チームティーチング指導、中学生の数学の学力向上指導等のために巡回指導、教員配置、朝読書で言語、国語力などの向上を願う方針に賛成したいと思います。いじめや不登校を未然に防ぐ願いもそのとおりだと思います。耐震化、老朽化のために学校の改築が進んでいきますが、これも私が元来主張していたことであります。ただし、統廃合を視野に入れて学校を建築すること、こういうことのないような見通しのつく改築を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、私は12年間教育費の中で小中学校、高校の教材、教具費の少なさを指摘し続けてまいりました。また、元中学校教員の私の進言は、教育は教師、親、子供の努力あるいはやる気は当然であります。学力には教材や教具の割合は大きいということをずっと説いてまいりました。教材、教具費の予算が足りないよという声を聞かずに、日本一を目指す夢を持てる子供たちは育てられないと思うわけであります。市長の明日を担う子どもたちへの重点投資を信じます。市長の教育に対する思い、見解を求めます。

以上で私の質問を終わります。明快なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質問に対しまして、以下順次お答えしてまいります。また、質問によりましては、副市長以下所管の答弁もさせていただきますことをあらかじめご了解いただきたいと思ひます。

それでは、私の基本姿勢の1番目、「まちの主役は、市民の皆様」についてでございます。私は、滝川には素晴らしい市民力と地域資源が数多くあると思っております。にぎわい、心の豊かさをもう一度ふるさと滝川に取り戻すために、多くの皆様の思いが集まり、心を一つにして夢と希望のあふれるまちを築いていきたいと考えております。そのために市民が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築することが必要であります。ここでいいます市民とは、滝川に住む、あるいは滝川で働き、学び、事業活動を営む人、もしくは法人、団体を意味しており、市民の皆様が主役であるためにまちづくりセンターを初めとする市民自治を実現させる施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の「世界に誇れる国際田園都市」構想についてでございます。世界に誇れる国際田園都市につきましては、柴田議員の答弁で申し上げたとおりでございます。世界に誇れる国際田園

都市、トップセールスについても評価いただき、感謝申し上げます。渡辺議員を初め議員の皆様には、ぜひとも滝川の売り込みにご協力をお願い申し上げます。ただ、街宣車で都内や全国行脚をする考えは今のところは持っておりませんが、行ってみたいまち、住んでみたいまちをつくること、来てみてよかった滝川をつくるのが早急の課題だということは、ご指摘は同感でございます。丸加高原、石狩川などの恵まれた自然環境、グライダー、そらぷちキッズキャンプなど滝川独自の取り組み、おいしい農産物を生産する主要産業である農業、加工品開発の取り組みなど集客、交流できる素材は十分にあります。効果を高める組み合わせ、外への売り込み方、各団体、企業によるチームづくりなどしっかり検討させていただき、戦略的にトップセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市長の口で答弁をしていただきたいというご質問でございますが、基本的な考えは市長に対する質問は市長が答弁すべきであると考えておりますが、質問の内容が個別具体の案件であったり、細部に至る場合には、市長に対する質問であっても所管部長の答弁としたほうが適切な場合もあるわけございまして、質問の内容によって判断してまいりたいと思っております。

なお、市長答弁につきましては、施策推進の基本の考え方や方向性、実施時期などの総括的な答弁とすべきであると考えております。また、できるだけ市民の皆様に関わりやすく伝えていくことも常に心がけてまいりたいと、そのように思っております。

次に、2番目の市民との対話によるまちづくりの中の新総合計画の策定までの市民周知という点についてのご質問でございますが、新総合計画は策定作業中ではありますが、早急に市民会議を立ち上げ、多くの市民の皆様にも加わっていただき、年度内の策定に向けて作業を進め、市議会への説明を進めていく予定であります。昨年度地域懇談会を小学校区ごとに開催し、総合計画の柱についてご意見をいただきました。昨年10月末より東滝川地域での振興を考える懇談会も進めており、今後江部乙地域についても行うことにしております。また、まちづくり懇談会も活用し、多くの市民の皆様と対話し、意見をいただきたいと考えております。これらの意見など市民会議や市議会、常任委員会へしっかりと説明し、ご意見とともにご助言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、滝川市都市計画マスタープランの再検討をしてはいかがというご質問でございますが、さきの答弁でも申し上げましたが、ご存じのとおり都市計画マスタープラン及び都市交通マスタープランは本年3月に策定がなされております。策定に当たっては、地域懇談会、パブリックコメント、都市計画審議会、議会報告などの手順を踏んで十分な合意形成を経て策定された重要な計画であると認識しております。そのようなことから、新たな総合計画の策定に当たっては、この2つのマスタープランとの整合性を図りつつも10年、20年後も持続可能な滝川市の姿を示す将来ビジョンを示したいと考えております。都市計画マスタープランは、土地利用及び都市計画道路、下水道、公園など長期期間を要するハード事業の指針となるものであり、計画期間も20年を目標としております。例えば土地利用において閑静な住宅地域に隣接した土地利用、大規模な商業地や工業地に短期間で変更すれば、既に住宅を購入した住民に対して騒音や交通など生活環境に大きな影響を与えてしまいます。また、道路などのハード整備には長い時間を有することから、短期的な見直しを

行くと沿道や地域の土地利用や交通の流れが変化することは、それら計画に基づき土地を購入した住宅地の環境や商業地の営業などさまざまな影響が懸念されます。よって、10年後の定時見直し時に基礎調査を行い、市街地の動向の変化を把握した上で適正な見直しを図ることが都市づくりには必要とされておりますことから、今回それらの動向を見定めて策定されたものであり、現時点ですぐに再検討するというものでないということをご理解いただきたいと思います。

次に、市道の整備についてでございますが、今回の東日本大震災で亡くなられた方々に改めてお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には心よりお見舞いを申し上げたいと思う次第でございます。

市道は、通勤、通学、通院や日常の買い物、物資の配達など市民生活のために不可欠なものです。滝川市の市道改良率は、平成22年3月末現在64パーセントと全道35市平均の66.1パーセントを下回っております。今後も継続的な市道の新設、改良工事は必要であると考えております。既成の舗装道路で穴ぼこがある路線については、ほとんどが未改良道路であり、単純なオーバーレイ工事では短期間で舗装が割れるとともに、再び穴になってしまうおそれがあるわけでございます。このことから市道の新設、改良工事を継続的に実施しなければ道路の穴ぼこの解消にはならない上、冬期間の除排雪等に影響を与えるというふうに考えておりますので、改めてご理解をいただきたいと思います。

次に、東日本大震災への新たな支援策についてでございます。滝川市として今後どのような支援、取り組みをするか、具体的なご提案を含めたご質問かと思えます。滝川市といたしましては、今後の被災地に対する支援として既に団体や職員等の派遣による炊き出しなどの支援活動を行った被災地との交流を継続し、今後も青年会議所及び市内団体等のご協力をいただき、友好親善都市間の輪を通じた支援として被災地でのイベントの開催などの取り組みをする中で、丸加高原やグライダーなど滝川市の魅力を発信し、移住者の受け入れを図るなど被災地からのさまざまな要望に合った支援をするとともに、交流を進めてまいりたいと、そのように考えております。そのためには、長期的な提供住宅の確保などご提案のあった内容につきましても関係機関や団体等のご意見をお聞きいたしながら、可能性について検討してまいりたいと考えております。

最後に、未来にはばたく子どもたちを育むまちづくりという点のご質問でございます。平成22年2月に策定いたしました滝川市小中学校施設整備方針に基づき、18歳未満の施設を最優先に整備しております。施設整備の目標といたしましては、平成18、19年度に実施した第2次耐震診断の結果を踏まえ、滝川市耐震改修促進計画の計画期間である平成27年度までにすべての学校の耐震化を行う予定であります。現在実施している学校の耐震改修や改築は、滝川市小中学校適正配置計画を前提とした滝川市小中学校施設整備方針に基づいて実施しております。滝川市小中学校適正配置計画の計画期間内で統合を決定したのは東栄小学校のみであり、児童生徒に良好な教育環境を確保することが目的であって、新たな統廃合を視野に入れた学校の耐震改修や改築を行っているわけではございません。

また、教材、教具等に係る予算につきましては、児童生徒数が毎年減少する中で前年度の予算を確保する努力を続けており、近年児童生徒1人当たりの教材、教具費は微増しております。また、

学習指導要領の改訂に合わせ必要な教材等を整備するため、国の制度も活用し、必要な財源を確保して教材、教具の充実を図ってまいります。教材、教具の整備につきましては、学校配当予算の確保だけではなく、平成21年度に整備した校務用パソコン、地デジテレビ、LAN環境を使って教科指導用の教材の共有化やインターネット、さらには今年度改訂された社会科副読本のDVD版の活用をして教材の有効利用を推進してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議 長 答弁が終わりました。渡辺精郎議員、再質問ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ご丁寧なご答弁で大方わかったわけですが、市民との対話のところの市民会議ということでおっしゃいましたので、1つ要望も含めて再答弁をお願いしたいと思います。つまり市民会議のメンバーについてちょっとお尋ねをしたいと思えます。

どうしても市民会議というと、もう議会よりも市民の本当の声を伝えるような、そういうような政策になってしまって、議会でもう一回議論をするのは何か二番せんに伝わる人が多いわけです。市民会議でもご了解得ています、こういうふうにして市長が言うわけですから、議会のほうとしては、ああ、そうですかと、こういうふうなことになるようなことが多かったのでございますので、そこでお尋ねします。市民会議のメンバーというのは、例えば10名なり15名なりいらっしゃるのですが、ほとんどはやっぱり市役所主導というか、その部課、あるいは市長の任命でだれだれさんお願いしますとか、だれだれ、どこどこの団体の長をお願いしますとかと、こういうことになってしまうのではないかと感じておりましたので、ぜひ前田市長のもとでの市民会議というのは、半数ぐらいは市民の公募、我こそは市民会議に出て検討したい、審議したいと、そういう積極的な市民の方々の意欲を喚起するような、吸収するような、そういう市民会議を望みたいと思えますが、市長のご見解を求めるものでございます。

以上、1点お願いします。

○議 長 渡辺精郎議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡辺議員の再質問にお答えいたします。

市民会議についてでございますが、確かに市民会議、大切な会議であると思えますが、より優先するのが議会の決議であるというのは間違いないと思っております。そのようにご認識させていただきたいと思えます。また、市民会議のメンバーについてでございますが、やはり公募制というのは確かに重要だと思いますので、大切にしたいと思えますが、そのほかに今私が考えておりますのは、例えば札幌市で行った事例でございますが、アトランダムに抽出した市民の皆様こういう会議の委員になりませんかというふうにご連絡をし、会議等の資料をお送りして説明をし、了解をいただいた方を任命するという制度を使っている実態もあるわけございまして、そのようなさまざまな例を参考にしながら、より多くの市民の皆様公平、公正な中で会議が開催できるように考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 以上をもって渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

これをもって平成23年度市政執行方針及び補正予算大綱並びに教育行政執行方針に対する

質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第1号 平成23年度滝川市一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 平成23年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成23年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

○議長 日程第3、今期定例会の初日にご説明申し上げましたとおり、この日程において平成23年度滝川市各会計補正予算及び関連議案に対する質疑、討論、採決を行います。

これより議案第1号から第3号まで及び議案第8号の4件について一括質疑に入ります。質疑ございますか。関藤議員。

○関藤議員 それでは、議案第8号につきまして中小企業等震災緊急対策資金の創設案について、一般の中小企業の方から数件相談を受けましたので、確認の意味を込めまして質疑させていただきたいと思います。

まず、この中小企業の融資に関して商工会議所等が滝川市内の中小企業等に調査アンケートを実施したわけですが、この結果から資金融資希望の企業というのはどの程度に上るのか、想定されているのかお伺いいたします。

また、申請件数につきまして500万円が1口マックスで2億5,000万円という融資枠になっているわけですが、この融資枠2億5,000万円の枠を超えた場合についての対応についてお伺いいたします。

次に、この融資等についてのガイドライン表につきましては若干説明を受けてはいます。例えば前年比何パーセント売り上げ減とか、そういった口頭での説明は受けているのですが、それらの内容等々につきましては書面等でもって、それは書かれているものがあるのかお伺いいたします。例えば他都道府県、市町村では既に前年比何パーセント減、またはここ3カ月でどれだけ減になった場合についてというガイドラインがもう示されている市町村等々がございますので、滝川市はこういったものがもうできているのかお伺いいたします。

また、この融資に関しては震災について直接または間接的な影響を受けた場合ということになっておりますけれども、若干説明は受けてはいるのですが、どうしても震災との因果関係というのは、どのように判断されるのかお伺いいたします。

また、ガイドラインはつくるべきだとは思いますが、そのことが余りがちがちになって、本当に必要なところにスムーズに融資が行き渡らないということがないようにしていただきたいと思うのですが、その点についてもお伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 ご質疑大きく分けて4点だと思います。アンケートについてのどの程度の数があるかということが今手元の資料ないものですから、もうちょっと控えさせてください。

件数の、これはご説明したように銀行さんと、銀行さんというのは金融機関とのあくまでも協調

という形で行っております。協調というのは、協調融資ではなくて一緒にやろうというような形でやっております。その中で上限額は1件500万円というつなぎの短期資金ということで組みまして2億5,000万円、これは市のほうから融資倍率云々という形ではなくて、あくまでも原資としては金融機関さんの原資で行っているという形で、50件というような、500万円を上限として50件という形で2億5,000万円となると。その中で超えたらという形でございますけれども、これはやはり金融機関さんともまたそこら辺を話し合っていかなければいけないということで考えております。

また、減の内容について書面で云々と。これは、あくまでも国のセーフティーの内容でございます。これは書面になった、市でつくったというよりもそれぞれのところで、金融機関なら金融機関の中でセーフティーネットという形で国の制度としてあるという形でございますので、市の書面というよりもそれぞれの金融機関で持っているものということで考えております。

また、直接、間接というようなガイドラインでございますけれども、関藤議員さんおっしゃるようには大変難しい中身だと思います。どのぐらいの関与があるか、そこら辺が難しいところでございます。きちっとしたガイドラインを組めるかといった、なかなかそれも組めない問題です。例えば今までどれぐらい東北の企業の方と経営をとるか、契約をやっていたと。それが向こうがなくなったと。企業は、東北震災で今工場がなくなったということはすぐわかるのですけれども、それが減りまして、例えば東北のほうで企業が、工場が減産になったと。それがでは滝川の企業さんにどれだけの影響があるかというところは、ただ文言なり数値であらわすということは大変難しい問題だという形で、ここのガイドラインというものがはっきりしたものを組むものではなくて、あくまでもこれは市の融資でございますけれども、金融機関さんがオーケー出さないと借り入れできないというような形で、市の融資としてそういうものがございますので、金融機関さんの中で直接、間接の東北震災からの影響というものを聞き取りやっていただきたいということで考えております。

今のアンケートの関係、今調べますので、ちょっとお待ちください。

○議長 経済部長。

○経済部長 アンケートのどの程度という形でございますけれども、今回の商工会議所さん等で行っていただいたアンケートの中で、融資に対してどれだけ、被災した……どれだけ融資に応募したかという、ちょっとそこら辺の項目がないのです。ですから、それちょっと答えられないのですけれども、震災に対する御社の対応という形で、売り上げ減少に対するための運転資金の準備が対応として今後生じますかというような形で答えてはいるのですけれども、聞いてはいるのですけれども、その中ではっきりした答えはちょっとアンケートの結果としては出ていないということです。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 この融資に関しては、スムーズに実施していただきたいのですが、先ほど言ったように因果関係というのは非常に難しいのかなと思います。いよいよこれ受け付けが明日からということなのですけれども、明日から受け付けて、その融資希望者等々とは面談という形で行われるのでしょうか。

○議長 長 答弁をお願いします。経済部長。

○経済部長 滝川市としては、決定権というような形でいけば金融機関さんにあくまでもあるというところでございますけれども、滝川の4階の商工観光課のところでは窓口がございますので、そこら辺の中では相談なり対応していきたいという形で思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、災害救助費に関して質疑させていただきますけれども、私たちは今回東日本大震災において本当地域内での助け合い、あるいは地域を超えた助け合いの必要性ということを感じさせられたわけなのですが、今回の災害救助費という、500万円支出されております。これは、一部には市議会議員の選挙、そして市長選の選挙、ここには公費負担という部分があります。きょう傍聴にお越しいただいている市民の皆さんもそういうものがあつたのかというふうにここで初めて気づかれる方もいらっしゃるかもしれませんが、その公費負担の部分の900万円を一応削減というか、不用額ということであつたと思うのですが、経費が節減されたと思うのですが、900万円のうちの500万円を今回支出予定です。残り400万円についてはどうなるのかということとをまず1点伺いたいと思います。

それと、できればきょう傍聴の皆さんいらっしゃるので、選挙費用の中の公費負担分の内訳というものをぜひここでご説明いただければなと思っております。

○議長 長 答弁をお願いします。総務部次長。

○総務部次長 ただいま三上議員からご質疑がございました。まず、1つ目の900万円選挙費が残ったよと。500万円は今回使わせてもらうというようなお話で、400万円はどうするのですかというご質疑かと存じます。あくまでも公費負担というのは、選挙に係る費用が皆様方から希望があつて、請求があつてお支払いをする、そういう制度だと考えてございます。今回500万円減額をさせていただきまして、残った400万円についてはということなのですけれども、これは決算処理をさせていただくというふうに考えてございます。

それと、公費負担の内訳についてというお話でございますが、これは一般論としてお話をさせていただきますと、公費負担の個人別の請求額につきましてはやはり個人情報にかかわる内容ではないかと思っております。公表することはできないということをご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議長 長 恐れ入ります。傍聴席の皆様、お静かにお願いをいたします。総務部次長。

○総務部次長 収支報告につきましては、選挙管理委員会のほうで公示をさせていただいております。その中でまず、支出の分で人件費がどれぐらいかかったですとか、通信費ですとか、選挙事務所の費用にどれだけかかった、印刷費、これはポスター等もございます。広告費に幾らかかった、食糧費等で幾らかかったというようなことで公示をさせていただいている分がでございます。それは、各選挙事務所からご回答いただいております。その中で公費負担を幾ら請求されたかという部分については、やはり個人情報ではないかというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 ちょっと三上議員にお尋ねしますが、公費負担の内訳という質疑の内容ですか。ちょっともう一度具体的にご説明をお願いします。

○三上議員 きょう市民の方がいっぱい来ております。そういったことで、市民の皆さん自体が恐らく選挙に出るときに公費負担分があって出ているということもわかっている方とわかっていない方いらっしゃると思うのです。それで、公費負担分については、例えばポスター作成費で何十万円まで認められるのですよとかという内訳をぜひ市民の皆さんにわかるように説明してくださいということです。

○議 長 もう一度確認いたします。公費負担のルールの説明ということでよろしいですか。

○三上議員 というか、来ているので、その辺も含めて説明をお願いします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 公費負担の関係で再度答弁させていただきます。

まず、自動車でございます。1人10万7,100円まで請求ができるとなっております。運転手さんにつきましては8万7,500円、燃料代で5万1,450円、あとポスター代でございます。36万8,290円、ビラにつきましては11万6,800円、それと郵便料でございますけれども、市長選では40万円、市議選では10万円となっております。以上が公費負担の上限額の内訳でございます。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。三上議員。

○三上議員 今わざわざお聞きしたのは、結局その分を今回の選挙に当たって今回の震災にすべて、できるだけ多く回したいということで議員の皆さんで申し合わせさせていただいて、浮いたトータルが900万円です。そのうちの500万円を今回支出したいという提案ですね。それで、私はやはりその900万円については残りの400万円含めて何らかの形で東北の義援金、あるいは支援のためのお金としていくのか、あるいはどういった支援があるのか含めて、今後のこともありますので、市長にぜひ伺いたいと思います。

○議 長 三上議員の再質疑に対する答弁をお願いします。市長。

○市 長 それでは、三上議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今ほどの残り400万円について、今後どのようにするのかというご提案含めたご質疑だと思いますが、私も公費を削減をさせていただいて、そのような意思を表明させていただいたものです。同じ考えでございます。ですから、とりあえず今回は500万円ということでご提案させていただきましたので、決算する意味でも今回ぜひともこの500万円で認めていただき、400万円を不用額とさせていただいた後、今後の長い復興支援の中で残りの400万円をさらにもう一度そのような形で計上させていただくこともあろうかと思いますが、そのときに改めてご議論いただければと思います。私も同じ気持ちであるということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 清水議員。

○清水議員 大きく5点お伺いをしたいと思います。

まず、15ページ、中心市街地活性化対策事業に要する経費についてですが、この2,000万円が中心市街地活性化協議会に支出をされると。具体的に3-3地区、いわゆる高林名店街ビル地域です。2,500坪を超える区域ですが、ここを今後の方向性を決めるための465万円というのが含まれています。そこで、伺いをいたします。まず、1点目は、2004年度ごろだったと思うのですが、旧TMO計画の中で巨額ハード事業は効果どころかマイナスだという結論的なものがもう既に出ている中で、今回のいわゆる全国コンペ実施の中で巨額のハード事業、いわゆる建てかえです、公費を巨額につぎ込む。こういったものもコンペの対象に、相手が応募しているのなら拒まないということなのか、あるいはこれまでの経過、そういうことがあったので、重複を避けるためにそういったもの以外でお願いをしますというようなことをするのかについてまず伺います。

もう一つは、なぜ今高林名店街ビル。ここを方向性決定するとなれば、現状のものをリフォームしてソフトにお金をかけてやっていくか、もう一つはやはり建てかえということになりますよね。建てかえというか、まず解体をして何らかの用途を検討すると。なぜ今かということでお聞きをしますが、耐震性はどうかということをお伺いします。

2点目なのですが、2点目ってこの市街地活性化協議会への2,000万円の中で、アーケード高度化資金償還金補助制度を創設すると。これいわゆる中心市街地のアーケードの償還は、商店主が償還をしていて8,400万円が残額だと。このうち1,230万円が名店街ビルにその部分のアーケードを市が補助金を出して商店主への負担をなくするという趣旨だということなのですが、これまでの補助金のやり方というのは新しいものに対する補助だったというふうに思うのです。これまでに行った借金に対してそれを補填するというような補助の仕方というのは、私は今回が初めてなのかなというふうに思うのですが、そういうことかということをもまず確認すると同時に、そういうあり方が果たしていいのかということをお伺いをしたいと思います。

大きな2点目は、19ページで公園緑地造成事業費3,114万円、これは5つの公園の遊具等を改修するというので、まず2,000万円ぐらいかけて実施設計まで行って、改修工事が1,000万円と。それは、まず今回は文化公園と栄児童遊園だということです。この5カ所については、幾らぐらいの改修費を見込んだ設計委託をされるのかということをお伺いします。それとさらに、この5カ所プラス文化公園と栄児童遊園、今回7カ所ですよ。ほかに何カ所ぐらい今後予定をしているのかということをお伺いいたします。

次は、3点目です。3点目は、21ページの体育指導及び振興に要する経費150万円、國學院大学陸上競技部駅伝チーム滝川合宿受入実行委員会補助金と。これについては、今道内各地で同様の合宿が行われていますが、まず今回の150万円はどのように使うのかと。内訳をお伺いすると同時に、こういったほかの合宿が行われた場合も同様な予算をこれからも組むという基本的な考え方があるのかないのかをお伺いしたいと思います。

次は、議案第2号、施設介護サービス事業費で3,820万円をかけて特別養護老人ホーム緑寿園のスプリンクラーを整備するという内容です。火災が起きたときに最も移動が困難な方々が入られている特別養護老人ホームが法というか、国が定めたいつまでに整備しなさいという最後の最後の時期に行われるということは、本当に市民の皆さんも驚くようなことだろうというふうに思うの

です。小規模な施設でさえ既に昨年度までに終えているわけですから、最大最も求められていたところが最後だと。なぜこのようになったのかということをお伺いをいたします。

以上です。4点です、大きく。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 清水議員さんから経済の関係、大きく3点かなと思うのですが、よろしいでしょうか。まず、2004年度ころTMO計画としてハードが無意味だというような結論という形でございます。そのときから比べて相当時代も変わってきていると。また、土地価格も随分下落したという形で、一時は全国の下落率では全国の本当上位にランクされたのも2カ年間続いたということがございまして、その時代からは大きく変わったということで認識しております。また、ハード事業以外かという形でございますけれども、ご存じのように平成3年では名店ビル、ラルズが撤退したり、平成8年では高林のフードセンターが撤退したりという形で、あそこのところもいろいろ変わってきて、一時はあそこの金市館さんといいますか、旧名店ビルでございますが、そこのところも売り出して再開発という形も構想はあったというところでございます。ただ、現状といたしましては、やはりあそこの金市館さんも建物としては相当傷んでいると。その中で再生というものは多分無理だろうという形で金市館さんのほうでも話はされています。ただ、今何をやるかということとは代表質問の中でも答弁したところでございます。それで、今年度といたしましては、ハード事業も含めましてゼロベースからの考えで行いたいということを思っております。その中でどういうものができていくのか、また地権者との話し合い、意向調査等を行いながら、あくまでも官主導ではなく地区再生案の確定という形で、民間主導という中でプランづくりを進めていきたいという形で中心市街地活性化協議会の中に負担金として支出していくという考えを持っております。

なぜ今なのかという形でございますけれども、先ほどお答えしたとおり建物自体としてはもう相当古くなってきておりますので、やはり早い時期にこういうことを対処していかなければ、ほかの市内でもいろんな危険なところはございますけれども、そういう形には持っていきたいと。安心、安全のまちづくりからの観点もなるべく早い時期にあそこのところ、では決定したからすぐできるかということでもないですから、今からやはり手当てをしていかなければいけないということで考えています。

それと、耐震性なのですが、今耐震性はそれぞれのビルには聞いていませんので、ちょっとそこら辺はわかりかねます。ご了承願いたいと思います。

そして次に、アーケードの関係でございますけれども、アーケード問題におきましても昨年商店街振興組合連合会のほうにいろいろな事項を調査いたしまして、その中でいろんな案が出てきたわけでございますけれども、このアーケード問題に対しましても先ほど名店ビルが云々という形でございますけれども、名店ビルのところだけというような問題ではございません。アーケード問題といたしましては、やはり駅前商店街なり鈴蘭商店街でございます。その中でやっぱり空き店舗という形で、実際に空き店舗になったら、その負担分はほかの商店主がかぶって払っているということでございますので、その空き店舗のところを少しでも補填できるものがないかという形で、商店街振興組合連合会のほうからも環境問題についての一考として出てきた問題でございます。その中で

市としてアーケードの電気料の補助もやっておりますので、公共性として街路事業とともにやってきたわけでございますので、その部分でカバーできればという形で考えております。

以上でございます。

○議長 建設部長。

○建設部長 公園整備に関するご質疑でございました。ことしにつきましては、5カ所の公園及びさくら公園ということで6カ所の実施設計について計画をしてございます。その予定額というところでございますが、24、25で3,000万円ほど見込んでおりますが、まだこれ財政当局とのコンセンサスもとれておりません。予定としては、3,000万円程度見込んでいるところでございます。その後ということになりますと、上にあります長寿命計画をまず立てます。それに基づきまして今後今予定しているところでは18カ所程度、26年度以降の公園の整備を考えております。

以上です。

○議長 教育部長。

○教育部長 清水議員のご質疑にお答えしたいと思います。

國學院大學陸上競技部駅伝チーム、この補助金につきましては先ほど150万円というお話でしたが、100万円の上程でございます。ご質疑の補助金、これはまちを挙げてお迎えしようということで実行委員会を組織いたしました。先日6月の22日に実行委員会発足してございます。実行委員会は、滝川市、滝川市教育委員会、それから商工会議所、商工会議所は短大の協力会ということもあります。それから、体育協会、陸上競技協会、それと國學院大學北海道短期大学部ということで、7団体で実行委員会を組織いたしました。その実行委員会で補助金100万円を活用いたしまして、大きくは旅費、旅費って交通費です。飛行機代です。それから、宿泊費、食事代と。こういったもののおおむね2分の1の負担をしたいと。それから、選手移動用のマイクロバスの借り上げだとか、それからやはり滝川の温泉に入っていただくということで、入浴料ということで、そういったものを応援していきたいというふうに考えています。また、あわせて先ほど申し上げました各団体、各団体はそれぞれの分野でいろんなことを考えていただくような形になってございまして、これは早急に具体化して応援していこうというふうに考えてございます。合宿につきましては、7月24日から30日ということで、6泊7日の合宿でございます。春に駅伝チームの監督、この監督はかつて駒澤大学総合優勝のキャプテンをやっていた方で、その方が國學院大學の監督に就任してすぐご承知のとおり箱根駅伝のシード権、初めてでございますけれども、シード権を獲得したということでお見えになりました。これまで道内では、紋別市とか士別市とか、そういった合宿誘致のメッカがございます。そのときにいろいろお話をお伺いしますと、まちを挙げて応援しているというのもあるのですが、やはり有名校、紋別には東京からもう十何校の陸上部が合宿に来ているという情報もありました。私ども教育委員会では、すぐ紋別市と士別市のほうに担当者視察させまして、どんな形で応援しているのかということで調査をいたしました。そうしましたら、先ほど申し上げました交通費だとか宿泊、必要な部分で2分の1の補助が多いということで、まずは今回私ども北海道短期大学部が滝川にあるということもあるのですが、滝川市の自然とか環境、施設、そういったものは何ら紋別市に引けをとらないというふうに考えていますので、やはりこれをきつ

かけに今後の交流人口の拡大ということで、まずは陸上競技の駅伝チーム何校かお呼びできればなと思っています。紋別市あたりは、箱根駅伝のゴールを待ち構えて各大学に営業しているという話もお伺いすると、やはり一生懸命やっているのだなと思っていますので、私どももこれを結果につなげて、今後施策につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 最後の質疑でございますが、スプリンクラーの設置に関しまして、法定期限内ぎりぎりの設置ということのご質疑ございました。確かに平成19年に消防法施行令改正になりました。市内の小規模福祉施設については国の補助金等交付金を使いまして整備したのですが、一方、市の緑寿園につきましては、特養、養護、それから軽費老人ホーム、3施設とも一応譲渡施設の対象施設でございました。そこで、既に事業団のほうでは譲渡を前提としていわゆる建てかえ計画も策定していたようなのですが、早い時期での事業移管の方向性を見きわめた上でのという判断をしておりました。しかし、譲渡についてはいまだ調整に時間を要しておりまして現在に至っておりますが、施設職員または入所されている方々、そういった方々の生命確保というのは施設者の義務でございますから、法定期限ぎりぎりでもございましたけれども、何とか今回の予算で補正をかけたということでございます。よろしくお願いします。

○議長 長 再質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、3-3地区なのですけれども、時代が変わったので、ゼロベースからの方向性の調査だというご答弁だったというふうに思います。つまり建てかえを含めて巨額なハード事業については否定はされなかった。民主導という言葉がいろんな答弁で出のですが、今回でいえばこの調査、計画そのものが果たして民主導なのかと考えたら、明らかに官主導だというふうに思うのです。例えば金市館なり高林デパートがこうやって建物を解体して、何か考えたいのだけれども、応援してくれないかというようなことであれば民主導だというふうに言えると思うのです。ただ、どうも計画の進め方自体は官主導ではないかというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。どこで民が出てくるのだということもあわせてお伺いいたします。

アーケードについては、公共性ということで街路事業とともにアーケードを設置してきたということで、公共性ということを言われましたので、理解はしたいというふうに思うのですが、一応確認なのですが、空き店舗になっているときだけ、そこについてはすべて100パーセント、1,230万円ぐらいが充当されるということで理解をされているのかお伺いしておきます。

介護保険での緑寿園の問題、スプリンクラー設置がぎりぎりまでずれ込んだのは、おくれたのは譲渡計画のおくれだというご答弁でした。そのとおり緑寿園、すずかけを含んだ、あるいは保育所を指定管理委託をしている部分に当時は限っていたと思うのですが、いわゆる総従業員350人という社会福祉事業団が今市の委託を受けている施設について、18年度が一つの目標として譲渡計画が進められていたと。ところが、譲渡計画が頓挫したわけです。その原因をやはり市民に対してきちっと説明しないと、もし何かあったら200人を超える、あるいは養護、軽費を含めたら300人を超えるお年寄りたちが大変な目に遭ったという、こういう問題を含んでいるわけです。なぜ

譲渡おくれたかという点でいえば、やはり理事会がきちんとしていないということに私は尽きると
いうふうに思うのですが、お考えを伺います。

○議 長 ただいまのスプリンクラーの質疑の中で、譲渡がおくれたかどうかというのは、これ
は補正予算の質疑とは外れますので……

○清水議員 外れないです。

○議 長 いや、外れます。これ議長の判断として外れますので、スプリンクラーについては特
に質疑はないということでもいいですか。補正予算、あくまでも……

○清水議員 どうしておくれたのかという。

○議 長 いや、ここはあくまでも補正予算の審議ですので、譲渡がおくれた、おくれなは…
…

○清水議員 いや、違います。スプリンクラーがなぜおくれたのかという。

○議 長 では、もう一度スプリンクラーがなぜおくれたのかという質疑でよろしいですね。

それでは、今清水議員の再質疑でございますが、時間が１２時となりましたので、答弁は午後か
らということにさせていただきたいと思います。

それでは、休憩いたします。再開は１３時でございます。

休憩 午後 ０時０２分

再開 午後 １時００分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、清水議員の再質疑に対する答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 清水議員の２点の質疑にお答えさせていただきます。

ゼロベースということで方向性の調査という形で、民主導ではなく官主導ではないかというよう
なお話でございますけれども、どこが民主導でどこまでが官主導なのかという厳しい区分けという
のはなかなか難しい問題ではあると思いますけれども、あくまでもこれは中心市街地活性化協議会
に負担金として出すお金で支出したいと考えておりますし、その中で中心市街地活性化協議会の中
で自分たちで進めていってほしいということを思っております。ですから、市のスタンスといたし
ましては、あくまでも地区再生案の策定、これ民主導での新たなプランづくりという形、それと地
権者ないし市民の意見、市民の意見というのは活性化協議会でも十数団体入っておりますので、そ
こら辺の意見を集約しながらまとめていってほしいと思います。以上のことから、あくまでも私た
ちの行政でやるのではなくて中心市街地活性化協議会の皆さんのご意見の中で、まずはプランづ
くりという形で考えておるので、民主導という形で考えております。

また、アーケード、確認事項で１００パーセントすべてかという形でございますけれども、アー
ケードにおきましてすべての空き店舗ということではなくて、大型空き店舗というある程度の基
準を設けまして、その基準の中で本来企業さんがいらっしゃったらの負担と。これだけの負担して
いただいているという中身の約６０パーセント、この６０パーセントはアーケードに係る電気料補

助金と同じパーセンテージで、それで算出した金額、その10年分という形で先ほどおっしゃっていました1,230万円という形へ持っていきたいと思っています。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 スプリンクラーの設置に関する再質疑の件でございますが、先ほど譲渡の対象施設というお話し申し上げました。もう一点つけ加えたいことは、工事費に係る財源確保の件でございます。2月の臨時市議会でもご提案申し上げましたが、地域活性化・きめ細かな交付金ということを活用いたしまして、養護、それから軽費老人ホームの工事費とか、また実施設計委託料の補正の議決をいただきました。このたびの特別養護老人ホームに係る工事費につきましては、一般会計の市債の施設サービス事業債としてご負担をいただく中での補正でございます、何とか法定期限内の平成23年度中に予算化に至った経過でございます。また、ご心配のスプリンクラーの設置までの間でございますが、緑寿園におきましては防災訓練の実施を行ってまいりました。さきに申し上げた施設入所者、また施設職員の貴重な生命と財産確保は当然設置者である市、または管理者である事業団の責務でございます。そういったことから、施設職員と入所者による年2回の防災訓練を実施しております。その訓練内容については、避難誘導訓練と消火訓練あわせた総合訓練ということでございまして、常に防火対策には万全を期しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 3-3地区について、民主導か官主導かについての区分けという基準は明確ではないというしながら、地権者に対して、あるいは中活協のメンバーに対して自分たちで進めていってほしいというお考えが示されました。今後コンペが終わり、一定の選択肢を持った計画が、当然まとめるのは中活協がまとめるというふうに思うのですが、その段階ではやはり民主導でないというものはきちっと早目に判断をして、税金の垂れ流しをしないということが私は求められているのではないかと。もう今の段階から建てかえに例えば2分の1とか、そういう巨額の税金が使われるような、そういったコンペの提案は除外するような要綱をつくって募集してもいいぐらいだというふうに私は思っていますが、100歩譲って次の段階では明確に民主導ということに限るという判断が必要だというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

また、アーケードについては、やはりすべての空き店舗ではないと。一定の基準以上の大型店舗の償還金の60パーセントだというふうに述べられたのですが、なぜそこで一定の基準の大型店舗というところで区切る必要があるのかという、それとその基準は恐らく占める幅というか、長さというか、それで決めるのかなというふうにも思いますが、お伺いをしたいと思います。

最後に、介護保険でのスプリンクラーの整備がおくれた理由についていろいろ述べられましたが、前市長時代に結局譲渡問題が理由のようになっていますが、やはり事業団の理事会に対して市が毅然とした態度を持って委託をしてこなかったということに尽きるというふうに私は思うのです。そういう点でこれまでの丸5年間、18年度だとか19年度以降、18年度も含めれば19年度からということであれば4年間ですよね。4年間おくれたような轍を繰り返さないというために何が必

要なのかということを最後にお聞きをして、終わりたいと思います。

○議長 3点目のスプリンクラーの質疑でございますが、やはりちょっと通告の範囲を超えているというふうに判断をしますので、その範囲内での答弁ということでお願いをしたいというふうに思います。

それでは、答弁を求めます。経済部長。

○経済部長 民主導、官主導が区分け云々というのは、この事業ではなくて一般論として官がどこまで関与したら民主導なのか、官主導なのか、そこら辺の区分けがはっきりしないといった一般論としてのお答え、先ほどの。この事業についてという話ではないです。

それと、今後の方向性という形で大きい巨額の支出に対しての民間主導か官主導かという観点でございますけれども、まるっきり今の段階ではゼロベースからの考えという形で考えておりますので、そこら辺はこれからの問題になるとは思いますが、ただあくまでもいろんな方々のご意見等が出てくると思います。その中で、では行政は一切かわらないのかと。そういうわけにもやはりいけないと思います。いろんなこれからのあそこの開発に向けて、道なり国の問題も出てくるかもしれませんし、そういう点ではやはり行政も窓口といえますか、相談するような形の体制をとっていきたいと思っております。

また、アーケードでございますけれども、なぜ全部の空き店舗という形でございますけれども、やはり大きくこの償還に対して負担がかかってきたというところの抽出した中で、その60パーセントという形で補助をしていきたいと。例えば地上3階建て以上の建物であるとか、店舗面積が250平米以上ですとか、そういうような形である程度本当にこの負担が大きな負担になってきたというところを抽出した中で支援を考えていったというところでございます。

○議長 長 私先ほど清水議員のスプリンクラーの質疑に対して通告の範囲をと申し上げましたが、議案の範囲ということで訂正をさせていただきます。申しわけございません。

それでは、答弁をお願いします。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど申しましたように、緑寿園は3施設とも譲渡の対象施設でございまして、譲渡についてはいまだ調整をするという時間もございます。今後とも十分に協議してまいりたいという考えでございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、補正予算に対する私の質疑、3点ほどお願いをしたいと思います。

まず、先日配付されました補正予算案の概要とやら、大変見やすく、ぜひ今後の補正予算を組むときにはこういう詳細を出していただければありがたい。これも吉井副市長の配慮でないかなと思って、すばらしいなと思ってこの前からよく見ているのですが、したがってそれできょうもここはよくわかるわけであります。一番この裏のほうの建設事業費の状況一覧表があって、大変いいのです。そこで、道路の新設、改良事業費の1億4,095万円、これが明示されて、大変明快な提案でないかなと思って歓迎するのですが、そこでお尋ねをいたしたいと思います。そこで、1点目ですが、3番目のところの橋梁長寿命化修繕計画策定とやらの、これの概算というか、その金額なんか、予定している金額が書いてあればもっと120点満点なのですが、その10番目の滝の川

屯田町西 7 1 4 号線調査設計以下次のところも西町幸町の調査設計、それから最後の西町扇町 1 6 5 号の調査設計あるのですが、それぞれの調査設計などもこれぐらい予定しているのだということが書いてあればもう 1 2 0 点満点なのですが、それぞれちょっとその予算がわかればお尋ねしたいと思います。それが 1 点目であります。

2 点目ですが、工事は 8 カ所を予定しているようですが、これらの道路の現況はもう既に簡易舗装になっているのか、それともまだ砂利で未舗装のところを工事をするのかと。これをちょっと区分けしてもらえなと思います。

3 点目であります、前田市長の出番でございます。先ほども答弁していただいて、道路工事に對する市長の考えはわかったのです。しかし、それは一般論であって、具体的にそれではと言って今回の場合をちょっとお尋ねをします。補正予算の一般会計の分が 3 億 2, 6 3 6 万円あるのですが、そのうちの新設、改良舗装工事です。これ 1 億 4, 0 9 5 万円で約 4 3 パーセントなのです。今までにもないほどの高い比率の舗装道路工事で、これがだめだと言っているのではないです。もう先ほどの答弁のとおりで、これは舗装工事が全市に行き渡っておればいいのですが、そういうわけにもいかなかったのが、なぜこんな 4 3 パーセントの補正予算の比率になったのかということで、あるいはもう一つは今後も補正予算なりそんなところでの比率を考えられているのかどうか、これをちょっとお答えいただければなと思っています。

以上、3 点よろしく願いいたします。

○議長 渡辺精郎議員の 1 点目の質疑でございますが、今回の補正予算の議案の 1 7 ページにすべて詳細に補正予算の金額が掲載をされておりますが……

○渡辺議員 こっちでなくて。

○議長 はい。

○渡辺議員 それでは、省略。

○議長 よろしいですか。

○渡辺議員 はい、2 点。

○議長 では、2 点でよろしいですか。

○渡辺議員 はい、2 点でよろしいです。

○議長 それでは、渡辺精郎議員の 2 点の質疑に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 このたびの道路改良に伴う補正でございます。まず、路線につきましては、いわゆるてんぷら舗装、簡易舗装と言われているのですが、凍上や何かでがたがたになっている路線を、特に著しい路線を選定したものでございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○建設部長 このたびの補正、確かに建設予算ということで、かなり大幅につけていただきました。今回特に平成 2 2 年度よりは、例えば道路工事に例をとりますと二十数パーセント、2 5 パーセント程度増額をしていただいているといったことでございます。今後とも財政の許す範囲の中で、やはり道路改良というのはかなり地域からも要望ございますので、やりたい箇所はかなり多くござい

ます。一定規模つけていっていただければというふうに思っております。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今ほどの道路改良等に対する予算についてでございますけれども、先ほどの一般質問においてもお答えしたとおり、やはり本格改良すべきだと。未舗装部分等改良すべきだという考えのもと、このたびの補正予算提案となっているわけでございますが、その一面として渡辺議員の先ほどのご質疑の中では、このような震災後の中において自粛すべきでないかというお考えのもとに言われたわけでございますが、私といたしましてはこの震災後だからこそ、経済対策という面からこのような工事を出すべきであるという考えのもとにこれだけの工事量となったというふうに考えていただければと思います。そしてまた、今後につきましてもやはり財政状況が一番大事でございますので、その状況をかんがみながら、適時適度にそのような道路改良を進めてまいりたい。特に滝川の改良、未舗装率が道内でも悪いほうでございますので、少しでも上げる努力をして、市民生活向上のためという観点から進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 答弁終わりました。

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第3号まで及び議案第8号の4件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第3号まで及び議案第8号の4件は、いずれも可決されました。

◎日程第4 議案第18号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築工事）

議案第19号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築電気設備工事）

○議 長 日程第4、議案第18号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築工事）、議案第19号 工事請負契約の締結について（開西中学校改築電気設備工事）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第18号及び議案第19号、工事請負契約の締結につ

きましてをご説明いたします。

最初に、議案第18号であります。工事名は開西中学校改築工事であります。契約の目的は、工事請負契約のためであります。契約の方法は、地域限定型一般競争入札であります。契約の金額は、8億6,436万円であります。契約の相手方は、中山・泰進経常共同企業体であります。代表者は、株式会社中山組滝川支社支社長、藤岡里美であります。構成員は、株式会社泰進建設滝川本店長、加藤研二であります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この工事につきましては、記載の市内1社と2企業体参加による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、6月2日に入札を執行した結果、中山・泰進共同企業体が8億6,436万円で落札候補者になり、その後の資格審査においてその要件を満たすことから、6月6日に落札者として決定したところであります。

続きまして、議案第19号 工事請負契約の締結についてをご説明いたします。工事名は、開西中学校改築電気設備工事であります。契約の目的は、工事請負契約のためです。契約の方法は、地域限定型一般競争入札であります。契約の金額は、2億1,735万円であります。契約の相手方は、末廣屋・星野・増田経常共同企業体であります。代表者は、末廣屋電機株式会社代表取締役、阿部建二であります。構成員は、有限会社星野電設代表取締役、星野秀人及び有限会社増田電気商会代表取締役、増田トモ子であります。

内容につきましては、参考資料によりご説明いたします。この工事につきましては、記載の市内2企業体参加による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、6月2日に入札を執行した結果、末廣屋・星野・増田経常共同企業体が2億1,735万円で落札候補者になり、その後の資格審査においてその要件を満たすことから、6月6日に落札者として決定したところであります。

次に、本工事の概要をご説明いたします。参考資料の2ページ以降に図面が掲載してあります。既存校舎であります1線校舎及び体育館は、本工事において解体、撤去いたします。撤去後、新校舎を建築いたします。現在使われています3階建ての特別教室等は、当工事におきまして耐震補強及び大規模改修工事を行います。今後ともこの棟については使用していきます。完成後の建物の構造は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造の3階建てであります。各階の床面積は記載のとおりであります。延べ面積は、5,623.90平方メートルであります。建物の特徴であります。これまでの片廊下の分散型校舎ではなく、体育館と校舎が一体化とした建物であります。このことにより室間の移動距離が短く、全体的にコンパクトな使いやすい建物となっております。あわせてランニングコストの低減も図っております。内部の諸室は、生徒たちが安心して学校生活を送れるように可能な限りガラス張りにして見通しをよくしております。また、1階には多目的な活動ができる吹き抜けの大きな空間である開西スクエアを配置しております。工事の完成期限は、平成25年7月31日限りであります。関連工事の機械設備工事につきましては、当該議案の議決後に入札を予定しております。

以上で議案第18号及び第19号についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号及び第19号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号及び第19号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第5 議案第16号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第16号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りをいたします。本案については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会からの提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

◎日程第6 議案第17号 議会改革特別委員会の設置について

選任第1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第6、議案第17号 議会改革特別委員会の設置について、選任第1号 議会改革特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についての2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会の提案にかかわるものですので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第7 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議 長 日程第7、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員は1名といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する農業委員会委員は1名とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては指名推選の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員会委員には、荻田勝氏を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました荻田勝氏を農業委員会委員に推薦することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、荻田勝氏を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

◎日程第8 報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第8、報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 社団法人滝川国際交流協会の経営状況等の報

告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものでございます。

まず、平成22年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをお開き願います。1の国際交流事業ですが、1ページから5ページまでの19の事業を実施してございます。特に1ページ、④の北海道・マサチューセッツ州姉妹州提携20周年記念事業支援では、國學院大學北海道短期大学部とスプリングフィールド大学が教育交流推進宣言に初めて調印し、今後の相互交流に期待がかかるところでございます。また、3ページ、⑭の北方四島交流事業（ビザなし交流）でございます、受入支援事業では、空知管内で当市が初めてビザなし交流による北方四島在住ロシア人58名を受け入れ、市内の全小学校7校を訪問いたしました。また、4ページ、⑰にございますとおり、社団法人滝川国際交流協会は昨年度で設立20周年を迎えたところでございます。

次に、2の国際協力事業ですが、5ページから8ページまでの14の事業を実施してございます。特に北海道初の事業実施となった5ページ、①、JICA青年海外協力隊技術補完研修生受入事業、6ページの初めて民間企業と連携して中高生の受け入れを行った⑦、マレーシア高校生受入事業、7ページ、⑨、JICA青年研修「ベトナム・職業訓練教育」コースでは、ベトナム社会主義共和国から初めて研修員を受け入れ、スキルアップセンターや滝川工業高校などにおいて職業訓練と人材育成の研修を実施し、国際協力による新たな事業展開が期待されているところでございます。

続いて、3の国際理解事業ですが、9ページから15ページまでの16の事業を実施してございます。特に9ページ、①、世界を知る講演会は、例年年間2回しか実施していないところを4回実施いたしまして、中でも②では滝川映画サークルと共催いたしまして事業を実施するなど、着実に国際理解のすそ野を広げる取り組みを行っているところでございます。

4の調査研究資料提供事業ですが、15ページから17ページまでの9つの事業を実施したところでございます。特に15ページ、①、「実用英語技能検定」実施、いわゆる英検の実施では、平成18年度から国際交流協会で受託実施しているところでございます。2次試験受験者が523名、前年度比24.2パーセント増とこれまでの最高を記録しているところでございます。滝川西高等学校からの受験者も多く見受けられることから、平成19年度から平成21年度までの3年間実施いたしましたスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール、通称、セルハイでございますが、成果があらわれているのではないかと見ているところでございます。

18ページ、6の会員でございます。19ページに参考資料として会員状況を添付しております。平成16年度をピークに微減を続けておりましたが、会員数が平成21年度は市の人口減、さらには昨今の厳しい経済情勢の中にもありながらも22口、4.8パーセントの増加となっておりますが、平成22年度につきましては新規事業展開が少なかったこともあり、平成20年度並みの数字に戻っているところでございます。今後は、市民ニーズを分析した上で新たな事業を展開するなど協会の魅力増強等を徐々に図り、新たに会員増を図る必要があると考えているところでございます。

次に、平成22年度の決算でございますが、20ページの収支計算書をごらんください。初めに、収入でございます。今期は、事業活動収入と投資活動収入を合わせて収入合計が4,504万9,968円となり、予算と比較しますと205万3,968円の増となっております。これは、③、負担金収入、④、事業収入の各事業におきましてそれぞれ収入が増したことによるものでござい

す。

次に、支出ですが、事業活動支出、21ページ、投資活動支出を合わせましてほぼ予算どおり執行し、支出合計が4,534万8,171円となつてございます。なお、投資から支出いたしました2,000万円につきましては、50万円がロングメドー高校訪問団受け入れやジュニア大使訪問団派遣等に有効に使われたほかは、国際交流・国際協力推進基金として積み立てられております。以上、収入から支出を差し引きまして、差額がE欄20万1,797円、F欄の前年度繰越金111万7,758円と合わせまして今年度は131万9,555円が次期繰越金となったところでございます。

次に、22ページから25ページまで、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、会計監査報告を添付しておりますので、お目通し願いたいと存じます。

次に、平成23年度の事業計画についてでございます。26ページから33ページに記載の事業を実施する計画でございます。特に今年度は、27ページの⑥、第21回ジュニア大使訪問団派遣事業におきましてより多くの皆様に応募していただけるよう特別奨学金制度を取り入れてございます。また、28ページの②、JICA地域別研修アフリカ地域農産品加工による村落生計向上、TICADIVと申します、フォローアップ研修員受入事業は、国際交流協会並びに当市がこれまで取り組んでまいりました10年以上に及ぶ研修員受け入れの実績が認められ、北海道では初めてとなる事業を新たにJICAから委託されたものでございます。さらに、同じく28ページの③、JICA草の根技術協力事業カンボジア王国シェムリアップ市「音楽教育を活用した教員の授業実践力向上プロジェクト」事業は、カンボジア王国で活躍する滝川高校卒業生と連携いたしまして取り組む事業であり、当市の学校教育にも好影響を与えるものと期待しているところでございます。国際性豊かな市民をはぐくむことで地域活性化に資するため、新規事業に積極的に取り組み、運営基盤の拡充を図ることを目指しているところでございます。

次に、35ページから36ページの平成23年度収支予算書をごらんください。収入は、35ページ上の事業活動収入4,284万6,000円と36ページ上の投資活動収入200万円を合わせまして4,484万6,000円でございます。支出は、35ページ下の事業活動支出4,416万円と36ページ上の投資活動支出10万円、予備費支出107万円を合わせまして4,533万円の支出を予定してございます。事業活動支出が昨年度予算に比べまして89.1パーセントと大幅に増となっております。さきの議会でご承認いただきました緊急雇用創出推進事業を活用した地域国際化推進事業支出の1,400万円があること、また先ほど申し上げましたJICA関連の新規事業が予定されているためでございますが、いずれの事業につきましても適正な執行に努めたいと考えているところでございます。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 27ページのジュニア大使訪問団派遣事業で、23年度より中学生向けの特別奨学金制度を充実し、より多くの優秀な生徒が参加できるように工夫したと。この財源として23ページ、

2の固定資産1,950万円、これが22年度に国際交流協会に寄附か、市が支出をした2,000万円を財源として行われるということです。それで、ジュニア大使訪問団事業支出が総額で250万円、負担金が68万円ですか、というふうになっておりますけれども、これでいうと250万円かかるもののうち68万円が自己負担と。従来が中学生の負担がどれぐらいで、23年度がどれぐらいになるのかということをお伺いします。どれぐらいの助成がつけられるのかということをお伺いします。

○議 長 では、答弁に少々お時間を要するようですので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○議 長 再開いたします。

これより答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ジュニア大使の費用の関係でございますけれども、まず総費用の2分の1程度の負担が今まで15万5,000円を参加団体からいただいているところでございます。特別奨学生につきましては、3万円のみをいただくということで計画しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 教育にいろんな支援がされるということは非常にいいことだというふうに一般的には思うのですが、6名で従来15万円、これが総費用が30万円ぐらいだということですから、30万円かかるものが3万円でアメリカで研修、ホームステイができるということで、言えばかなりの希望者もいらっしゃるというふうに思うのですが、今後まず一回やってみてということにはもちろんなと思うのですが、かなり思い切った事業だというふうに思うのです。これも2,000万円の市の支出があつてこそというふうに思うのですが、こういった思い切った事業がこのままずっと続いていくのか、それともまず一回やってみようというようなことで実施をされるのか、そのあたりのことをどのように把握をされているのかお伺いいたします。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 先ほどの答弁にちょっとつけ加えさせていただきたいと存じます。特別奨学生3万円というお話をさせていただきました。これは、市内の中学生のみを対象といたしまして、要保護家庭及び準要保護の家庭の方ということで適用というふうに考えてございます。今年度、今後につ

きましてというお話なのですけれども、基金事業ということで協会のほうで今後また引き続き検討していただければというふうには思っています。

以上でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 それでは、ベトナム・カンボジアスタディーツアーに関して2点なのですけれども、平成22年度の収支計算書を見ると、予算に対して99万円の減額ということで、恐らく募集人数がいかなかったのだろうというふうに思います。支出を見ると、予算に比べて若干ふえて265万円ということですから、恐らくJICAの事業なので、JICAから事業費が入っていると思うのですけれども、どれぐらいカンボジアツアーに事業費がJICAから来ているのか。

それから、同じカンボジア、ベトナムのところで平成23年度の計画を見ますと、同様に予算を上げているのですけれども、前年度応募人数が足りなかったわけなので、同様以上の予算書をついているわけですから、それなりの方策を講じるつもりであるというふうに思われますので、その辺の募集要項の改正などあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時54分

○議長 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 山口議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先ほどのJICAからどれぐらいの繰り入れがというようなお話ございましたけれども、これは協会独自の事業でございまして、JICAからは別にいただいている分はないということで、協会であと不足があった場合については2,000万円の基金を繰り入れさせていただいているというところでございます。

それと、カンボジアの関係で予算と比較してというお話先ほどございましたが、これは航空路の変更等によりまして航空代が上がったという関係がございまして。その関係で予算が上がっている部分がございます。それで、15人の予算のところ11名昨年度は応募があったというところでございます。今年度につきましては、予算的にはほとんど同じでございますけれども、12名ということで、これも航空代のことを考慮いたしまして今回予算を積算させていただいている部分でございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 1点ほど確認させていただきます。11ページのほうの語学の講座について、現在の語学講座約10クラスほどございます。23年度においても同じように10クラスほどの講座が予定されているわけですが、これのネーティブの確保等については今後どのように進められ

るのかお考えをお伺いいたします。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 3時56分

○議長 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 関藤議員のご質疑にお答えさせていただきます。

先生の関係だと思います。関係機関等と連携させていただきまして、良質な講師の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それで、良質な講師というのはどのような方法でどこから確保されているのか。具体で言えば今年度見ている講師2人、8月、9月頭に帰国するわけですがけれども、その後後期のクラスというのが存在しているわけですがけれども、これどのように講師をこの時期から良質ないい先生をといるのを確保するのか。我々民間であっても4カ月、5カ月かかるわけですが、良質ないい先生をといることになる。具体的にそこら辺のことをお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 先ほど私のほうで関係機関、関係団体と連携を図ってというようなお話しさせていただきましたけれども、これは短大のほうにお願いしたりしている部分、また長年協会のほうでいろんなチャンネルもあろうかと思えます。その中でもまたお願いしていく部分があろうかと思っております。それと、議員さんのほうにもいろいろご相談させていただいている部分があるのかなと思っておりますけれども、今後につきましても先ほど申し上げました少しでも質の高いと申しますか、いい先生を確保していきたいと考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議長 長 日程第9、報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告させていただきます。

まず、その概要についてご説明申し上げます。なお、金額につきましては例年どおり万円単位で読み上げさせていただきます。初めに、平成22年度事業報告書、決算報告書についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。1、事業の状況でございますが、記載のとおり公有用地1件、299.99平方メートル、特定用地1件、8,920.00平方メートル、住宅用地、これはニュータウンせせらぎでございますが、1件、275.70平方メートル、工業団地用地、中央工業団地でございますが、1,914.21平方メートルを処分したところでございます。

2番目の経営の状況でございます。詳細につきましては、4ページの決算報告書で説明申し上げますが、収益的収支で収入3,465万円に対し支出4,800万円となり、収支差し引きでは1,335万円の純損失を生じたところでございます。このうち1,231万円については、土地の時価評価に伴い発生した特別損失となっております。資本的収支については、資本的支出20万円で全額当年度損益勘定留保資金で補填をいたしたところでございます。また、後ほど貸借対照表でご説明申し上げますが、22年度末、23年3月31日現在で資産合計6億4,041万円、負債合計10億7,600万円となり、21年度決算から土地の時価評価を導入したことに伴い発生した前期繰越欠損金4億2,733万円に当期純損失1,335万円を含め、4億3,559万円の債務超過となったところでございます。

3番目の庶務事項につきましては、理事会、監事会の開催の内容でございます。記載のとおりでございますので、お目通し願います。

続いて、4ページをお開き願います。平成22年度決算報告書ですが、収益的収支につきましては、収益総額では予算額2,797万円に対し、決算額3,465万円となり、執行率123.86パーセントとなったところでございます。収益増の主なものは、公有地取得事業収益の増でありまして、その要因は当初予算では計画しておりませんでした特定土地の処分によるものでございます。費用総額では、予算額4,949万円に対し、決算額4,800万円となり、執行率96.98パーセントとなったところでございます。不用額の主なものを申し上げます。まず、1の事業原価、これは処分した土地の原価を費用で計上するものですが、特定土地の処分に伴い、公有地取得事業原価が予算を801万円超過しているところでございます。土地造成事業原価につきましては、ニュータウンせせらぎ5区画の販売を予定していたところですが、実績といたしましてはニュータウンせせらぎ1区画、中央工業団地1区画の販売となり、655万円の不用額となったところでございます。2の販売費及び一般管理費につきましては、経費節減等により243万円の不用額となったところでございます。また、平成22年度の土地の時価評価に伴う特別損失につきましては、1,231万円の計上となり、これを含めて当期純損失は1,335万円となったところでございます。

続きまして、5ページをごらんください。資本的支出であります。予算額74万円に対しまして決算額20万円となり、執行率27.17パーセントとなったところであります。なお、資本的支出額20万円につきましては当年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。貸借対照表でございます。下段に記載してございますが、時価評価により資産の部、1、流動資産の(5)、完成土地の貸借対照価格が1,222万円

の減、（６）の代替地が１０万円の減となりました。これにより平成２２年度決算は、純資産の部、３、欠損金、（２）、当期純損失の欄の記載のとおり１，３３５万円の当期純損失となり、前期からの繰越欠損金４億２，７３３万円がありますことから、４億３，５５９万円の債務超過となったところでございます。

７ページ、損益計算書においても同様でございまして、６番の特別損失として土地評価損が１，２３２万円、これによって当期純損失が１，３３５万円となっているところでございます。

８ページ、キャッシュ・フロー計算書、９ページ、財産目録、その次のページから１０ページにわたります決算附属明細書及び決算監査報告につきましては、お目通しを願います。

続きまして、平成２３年度の事業計画書、予算書についてご説明申し上げます。この場合、１ページ、２ページについてのみ説明させていただきまして、３ページ以降につきましてはお目通しをお願いしたいと存じます。１ページの第２条、業務の予定量でございしますが、土地処分として公有地、土地造成地合わせて８件、２，１８０．８６平方メートルを予定いたしました。

第３条の収益的収入及び支出の予定額では、収入総額４，７３１万円に対しまして支出総額７，３２４万円で、差し引き２，５９４万円の当期純損失を予定したところであり、うち１，７９０万円につきましては土地の評価損による特別損失を見込んでいるところでございます。なお、当該純損失金は、繰越欠損金として翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、２ページの第４条、資本的支出でございしますが、総額７１万円で、その財源は当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、第５条の借入金、短期借入金の限度額を２１億５，６００万円と予定したところでございます。

以上、報告第２号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 土地開発公社の経営状況については、昨年度も質疑させていただきました。それで、土地開発公社の今後については２５年度解散ということで、１年前倒しして解散するという方針がこれまで示されております。昨年度時価評価をしたことにより特別損失が発生したわけで、このまま２５年度解散ということになると、滝川市としてその負債を負わなければならない。ということは、市民にいろんな負担がかかってくるということになるわけですが、そういう負担を少なくするために今後造成、土地などの売却に努めるということが昨年度の答弁であったわけですが、造成、せせらぎ団地にしても５区画目標にして、今年度の予算も５区画目標ですが、売れたのは１区画ということになると、またせせらぎ団地については売りやすいようにいろいろな価格を下げたり、助成をつけてもなお売れないということになってくると、私としては物すごく不安があると。こういうままで土地開発公社がずるずると２５年度までの解散を迎えていいのかというところ、そうではないだろうと。ところが、経営状況報告を見ると、決算も予算も含めてそうした抜本的な負担を解消するような策というのが見えてこないというふうに私は思うのですが、この点についてどのように経営を進めていこうとしてきて、またされていこうとしているのかについてお伺

いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 1年前の窪之内議員の質疑に答弁したのは総務部長の私でございます、少し前向きの答弁できるかどうかわかりませんが、25年度までの解散まで3年間になってまいりまして、決して安穩としているわけではございません。土地開発公社の会議の中でもいろんなことを議論しているところでございます。ただ、公社の貸付金はピーク20億円あったのが今半分まで減らしてきております。公有地の買い上げ、それから販売努力もいたしました。ただ、販売努力につきましては、なかなか土地が動かないということ、それから家屋の建設が平成8年、7年ごろは年間400棟ぐらい建っていたものが今60件から70件ぐらいしか家が建たないという、こういう厳しい経済状況もありますので、それらを見据えながら、有効なPR、退職者の方への例えば個別のチラシの投げ入れですとか、いろんな機会を通じてのPRとか、そういうことについて努めてまいりたいなというふうに思っております。また、価格の上げ下げの関係についてもおとし価格下げたこともありますし、今なかなか下げても、そんなに簡単にたくさん下げるわけにもまたバランスありますので、いきませんけれども、その辺の土地価格の状況、それから土地の価格については毎年固定資産税の関係で時点修正というのをやっていますので、毎年下がっているという部分もありますので、そういうものにもらみながら有効な策を打ちたいなというふうには思っております。責任問題にも議員さんも触れられましたが、土地開発公社は昭和48年の国策等によりまして全国的にたくさん土地開発公社ができて、今どこの土地開発公社も非常に苦労していると。大変なことになる自治体もあります。そういうこともらみまして、国のほうで平成25年度末を期限といたします第三セクター等改革推進債というものを設けていただきましたので、1年前倒したのはそういう理由でもございますけれども、一番考えなければいけないのは解散というのは方針で明確にしていますので、そのときにいかに市の支出負担を少なくするかということ、これはもう十分念頭において、もう3年切りましたけれども、進めていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 同じような答弁を何年間かずっと聞いてきているというふうに思っているのです。そこで、先ほども言ったように土地の造成も5区画目標が1区画と。2区画の年もあったのだけれども、その中で積極的にことは5区画売るぞとか、そういうことで目標を挙げられた、その裏づけがわからないのです。だから、有効な策をとってやっていくというだけでは、同じような答弁でならなかったわけだから、もっと違った何かがないと何か納得できないなという思いがあるということが1点と、先ほどちょっと質疑を忘れたのですけれども、3ページのところで時価下落によって特別損失がことしも1,231万円発生したということになっているのですが、去年時価で特別損失ができて、先ほどおっしゃったように固定資産の評価によってこうして毎年時価の見直しが行われていくというふうに理解していいのかどうかについて、申しわけないのですけれども、追加質疑になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 一番最後の時価の見直しについては、毎年下落修正というのがありますし、時価会計ということでもうたっておりますので、毎年見直ししていくということになります。

それから、もう一点、改善策として公有地の買い戻しについては、平成21年度までで国のほうで有利な起債使えたのですけれども、それはもうなくなったのですが、22年、23年と財政状況を考えて、なるべく期限までに公有地の買い戻しは工夫をしながら、将来にツケを残すこととなりますので、極力すべて買い戻しをしてしまうと、公有地に残っているものは。そういう方針でやっていきたい。それも解散時の負担軽減につながるということでございます。

新たなPR作戦、今ちょっと調べておりますけれども、例えば公務員さんとか学校の先生の方とか自衛隊の方とかで滝川で定年退職を迎えるような方等、何とかピンポイントでそういうどうかというようなセールスができないかなとか、公営住宅にお住まいの方についても持ち家というものもいいものだとか、そういうPRができないか、いろんなあの手この手で事務局の中で検討しているところでございますが、なかなか土地を売る、家を建てるというのは、こういう経済状況でございますので、それぞれ個々の皆さん厳しい状況でございますので、どこまでの効果があるかというのはここで胸を張って言うことはできませんけれども、そういうことも含めまして広く検討してまいりたいと思います。ご理解をお願いしたいと思います。

済みません。新たなPR作戦としては、例えば児童館とか保育所の小さいお子さんのいる方で持ち家になっていない方とか、そういった方もいらっしゃって、きっと考えている方もいらっしゃるということで、そういったところ、児童館、保育所等も通じて、せせらぎ団地こういうところだよというようなことも含めてパンフを配布したり、そういうPRも行っていきたいなというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 解散時の負担軽減のためにそうしたこれだという創意工夫を持ったセールスとかがやっぱり必要なのだと思うのです。その負担軽減のために22、23年度で市としての公有地の買い取りをやっているといっても、それも市の財政でやっているということで、そうやって見ればやっぱり市の負担になってくるわけで、そういった意味で本当に解散までこうしたことでこうした負担軽減をしていくのだというような、そういったものが市民に見えるような形をとっていただかないと、25年度解散になってこういう負担が出てきたとばっと市民に言われても、何だということになりかねないので、適切な、こうした形での報告もあると思いますけれども、何らかの形で市民への情報公開も行っていく必要もあるのかなと思いますが、この点についてだけお伺いしておきます。

○議長 長 副市長。

○副市長 市民の皆さんへの説明、周知については、こういった議会での経営状況報告もございます。また、タッグ計画に25年解散というものをうたっておりますので、そのタッグ計画の市民委員会の中での例えば報告ですとか、必要に応じた中で総務文教常任委員会のほうで今こうですよということも含めましてきちっと報告してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 タッグ計画の21年4月の数字との比較なのですが、せせらぎと工業団地の平成19年度簿価で約11億円に対して4億4,000万円と。公有地が平成19年度簿価で3億7,900万円に対して1億7,000万円、また借入金に関しては19年度12億9,800万円が10億7,000万円ということで、着実に減っているというふうにはなるのですが、25年度の解散のときにせせらぎ及び工業団地を、当然売れ残るというふうにするのです。公有地は買い戻すというのが原則ですが、こういった分譲地については最終的な処理はどのような形で行われる見込みなのか。また、公有地は全部買い戻すと。借入金については、分譲地との時価との差額ですか、市が分譲地を取得するとすれば、その差額を現金で精算をするというような形になるのかというふうにするのですが、25年度の最終形態はどのように進めようとしているのかをお伺いいたします。

○議 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 解散後の土地の処分でございますけれども、解散までの間については公社で最大限販売努力によって処理をしていくということでございますけれども、解散後は保有している土地はすべて市が引き継ぐことになります。現状公社と市は表裏一体として事業推進に当たっておりまして、市が引き継いだ後の体制等につきましては現状の公社における体制と大きく変わるものではございませんけれども、市有地としての公益的な整備活用の可能性だとか、企業誘致活動との連携の強化ですとか、地区計画の見直しの検討含めました地域住民の要望等についての検討ということで、販売することのみでなく、有効に、かつ公益的な活用についても視野を広げて検討していくという考え方でおります。何せ3年以内でのたくさんの処分ということを目標にしていきたいなと思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やはり市民への説明という点で、借入金については今国の制度で起債ができると。いわゆる利子分についても国が補給するような制度がたしかあるというふうにするのですが、ただいづれにしても借金は借金として残るのですよね。窪之内議員が言われたように、市民に負担が最終的にかかると。そのときに、つい先日解散を決定をされた農業開発公社を初め、これからそういう形でいわゆるバブル以前の高度成長期以降というのですか、そういう時代の遺物とはいえ、市民にとっては忘れられない負担ということですから、やっぱりきちとした説明を、するときはきちつとすると。そういう点で私は、農業開発公社についてはほとんど誠意ある説明がなかったなと。清算を終えましたと。何か刀折れ、矢尽きましたというような表現だったような気がするのです。そうでなくて、やはり無謀な見通しのないことをやってきたというような、本当に市民に対して説明するときは本音で説明をするということが今後求められるというふうにするのですが、そのあたりについてお考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。副市長。

○副市長 清水議員さんの質疑について情報公開、市民周知、これは国の三セクの指針にも明確に書かれている内容でございますので、そういうことも踏まえながら、きちつと市民説明は果たしていきたいなと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

この辺で若干休憩に入らせていただきます。再開は14時45分からといたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第10、報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明を申し上げます。

初めに、平成22年度の事業報告でございますが、2ページをお開き願います。当振興会は、大きく分けて5つの事業を実施しておりますが、メインになるのはⅠ、学習機会の提供に関する事業でございます。記載のとおり、講演会を初めとし、講座は36種類40講座184回を開催いたしました。講座の内容につきましては、9ページまで記載がございますので、お目通しをお願いしたいと思います。教養講座から体験、趣味、実用、語学など幅広く市民の皆様の多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組んでまいりました。

次に、10ページのⅡ、情報の提供に関する事業では、4項目記載しておりますが、特に1の情報紙リブラーン滝川を年5回、広報たきかわの折り込みとして市民に配布をし、生涯学習に対する普及啓発に努めたところであります。

Ⅲの指導者の登録に関する事業からⅤの連絡推進に関する事業までと11ページの各種会議の報告につきましてはお目通し願いたいと思います。

次に、決算でございますが、13ページの収支計算書をごらんいただきたいと思います。初めに、収支計算書一番上のⅠ、事業活動収支の部の1、事業活動収入として、収入計(A)欄では予算に対して3万9,000円ほど収入が減となっております。これは、事業収入で増額となりましたが、基本財産利息収入と会費収入が減少したことによるものでございます。次に、2、事業活動支出ですが、支出計(B)欄では予算に対して90万3,000円ほど決算額が減少しております。これは、事業費支出の学習機会提供事業、情報提供事業、調査研究事業及び管理費の節減等によるものです。

次に、Ⅱ、投資活動収支の部、１、投資活動収入の基本財産取り崩し収入は、基本財産のうち３、４８０万円で従前より購入しております有価証券、国債であります。２年満期のため昨年更新をいたしました。満期日と公債の発行日が異なることから、一たん普通預金に預け入れたため、収入として記載されたものです。次に、２、投資活動支出でございますが、ただいま収入の部で申し上げました有価証券、国債でございますが、の購入に係った経費でございます。

Ⅲ、予備費支出につきましては、特に申し上げることはございません。

以上、平成２２年度第２６期の収支差額（Ｈ）欄の決算額はマイナス１４万９、３０７円となり、支出が上回ったことになりましたが、これに（Ｉ）欄の前期繰り越し収支差額１１０万６、９８０円を加えた（Ｊ）欄の次期繰り越し収支差額、表の一番下の欄ですが、９５万７、６７３円が平成２３年度第２７期への繰越額となったところです。

なお、１４ページから１５ページまでは、ただいま説明いたしました収支計算書の詳細を記載した計算書であり、１６ページから２３ページには収支計算書に対する注記、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び財務諸表に対する注記を添付しておりますので、まことに恐縮ですが、お目通しをいただきたいと思います。

次に、２６ページから３０ページまでの平成２３年度事業計画書では、学習機会の提供に関する事業を中心に会員の方々の意向を反映させ、５講座を取りやめ、新たに４講座を開設し、教養及び健康、運動と趣味、実用講座を中心に３５種類４０講座を計画し、市民の皆様が気軽に参加ができて楽しめる内容を盛り込んでおります。詳細につきましては、お目通し願いたいと思います。

次に、３２ページの収支予算書でございますが、Ⅰの事業活動収支の部とⅡの投資活動収支の部及びⅢの予備費の合計額は１、３７５万４、０００円で、前年度と比較して１１２万９、０００円の増となっております。これは、本年度から事務局職員の人件費が２名から３名に増となって管理費に計上されたためでございます。詳細につきましては、３３ページ以降に記載してございますので、お目通しを願いたいと思います。

それと、大変申しわけございません。訂正がございます。２１ページ、財産目録、平成２２年３月３１日現在とございますが、大変失礼しました。平成２３年３月３１日の現在の誤記でございました。訂正のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、報告第３号とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第３号は、報告済みといたします。

◎日程第１１ 報告第４号 監査報告について

報告第５号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第11、報告第4号 監査報告について、報告第5号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第4号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部社会教育課（各施設含む）、陶芸センター、図書館、美術自然史館、こども科学館、郷土館、森のかがく活動センター、スポーツ振興室（各施設含む）、温水プールを対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成21年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約関係では施行決定書に根拠条項の記載及び価格の根拠となる設計書等がない、見積もり合わせを行っていない1件10万円以上の需用費の支出が散見する、行政財産使用許可関係では申請書の申請印漏れ、使用料減免の理由が付記されていない、文書関係では決裁責任者の印、公印管守責任者の印、受付印、査閲印の漏れが散見されるなど関係規定に基づき適切な処理を、補助金事務関係では実績報告書の提出がないなど補助金等交付規則に基づく適切な処理方を所属に対する講評において指導いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

初めに、財団法人滝川市生涯学習振興会ですが、監査の範囲は平成19年度から平成21年度における財政援助に係る出納その他の事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、補助金が交付目的に従って適正に執行または管理されているかを監査しました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、現金領収証受け払い簿とチェック機能の充実を図るため、会計、旅費等の規則、規程の作成を監査講評において要望いたしました。また、軽易な事項については、監査の過程においてその都度直接担当者に是正または処理を要望しておりますので、内容は省略いたします。

なお、監査意見といたしまして、当振興会の運営については会員の会費がその大部分を占めており、会員が減少傾向にある中での事業拡大に向けた取り組みを理事、評議会各位が一丸となってされています。今後においても市民ニーズの把握に努められ、会員の加入促進等積極的な行動を推進されることを期待して意見といたしました。

次に、岩橋ふるさと北辰振興会ですが、監査の範囲、監査の期間及び監査方法、監査の目的につ

きましては記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果と監査意見につきましては、おおむね適正に執行、管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしましては、各事業に関して立てかえ払いと思われる支出が散見されるので、支出についての検討と会則の一部変更を監査講評において要望しました。また、今後も桜サポーターを中心に北辰ふるさと桜並木造成事業がさらに推進されることを願ひ、意見といたしました。

以上で報告第4号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第5号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成23年1月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、旅程の記載が適切でない旅行命令書、請求内容のない請求書、支払い先、代表者名の記載間違いや契約から支払いに至る事務処理において記載されている購入商品名に整合性がないなど、出納検査講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者には是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情から前例踏襲にとらわれることなく合理的、効率的な執行等により、なお一層の経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第5号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 まず、定期監査の教育部におきまして10万円以上の購入でありながら見積もり合わせがされていないものがあつたと。これについては、財務規則にいわゆる基づかないという、に反しているというか、ということだと思うのですが、単純ミスだったのか、それとも別の何か理由があつたのかということをお伺いをしたいと思います。

2点目は、リブラーンなのですが、旅費規程がないというご報告がされました。ちょうど財政援助団体の報告のほうが出ていますので、生涯学習振興会の33ページ、34ページあたりに幾つか旅費、交通費があるのですが、例えば札幌往復すると。市の規定でいけばバスだとか、最大は指定の指定席だとか、いろいろあると思うのですが、要するに旅費、交通費が規定がないということは自由にやっていたということなのか、それとも規定はないけれども、市に準じてやっていたというようなことなのか、2点伺いたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。監査事務局長。

○監査事務局長 清水議員の2点の質疑でございますけれども、まず1点目、定期監査、1件10

万円以上の需用費の支出でございます。財務規則については、委員おっしゃるとおりでございます。見積もり合わせが必要でございます。私どもとしては、財務規則に乗って支出方ということで改善、検討を伝えております。その結果報告としては、今後適正にマニュアルに乗っかってやるという報告をいただいております。

次に、リブラーンの旅費関係の規定でございますけれども、市に準じてやっているということでございます。ただし、監査としては規則等をつくっていただきたいという要望方をしております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第4号及び第5号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第12 意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める要望意見書

意見書案第3号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める要望意見書

○議 長 日程第12、意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める要望意見書、意見書案第3号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。窪之内議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案3件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第1号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

意見書案第2号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第3号 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本件につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会からの提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第3号までの3件は、いずれも可決されました。

◎日程第13 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第13、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 本定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げさせていただきます。

統一選後初の定例会ということでございまして、私の市政執行方針並びに教育委員会からは教育行政執行方針並びに関連する補正予算をご提案させていただきました。12日間におきます慎重審議の上、原案どおり可決いただきましたことに心からお礼申し上げる次第でございます。今後は、この執行方針等の実現に向け、さらなる努力をすることと、あわせまして補正予算等の速やかな執行に心がけてまいりたいと思う次第でございます。議員各位の今後これからのますますのご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、閉会に当たりましての最後のごあいさつとします。本定例会も大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時08分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員